

第552回 広島地方最低賃金審議会 資料目次

資料No. 1	第56期広島地方最低賃金審議会委員名簿	P. 1
資料No. 2	令和5年度広島県特定(産業別)最賃の改正決定に関する官報公示(写)	P. 2
資料No. 3	令和5年度特定最低賃金の審議・決定状況	
3-1	令和5年度特定最低賃金の審議・決定状況(製鉄)	P. 4
3-2	令和5年度特定最低賃金の審議・決定状況(金属)	P. 5
3-3	令和5年度特定最低賃金の審議・決定状況(機械)	P. 6
3-4	令和5年度特定最低賃金の審議・決定状況(電子)	P. 7
3-5	令和5年度特定最低賃金の審議・決定状況(自動車製造)	P. 8
3-6	令和5年度特定最低賃金の審議・決定状況(船舶)	P. 9
3-7	令和5年度特定最低賃金の審議・決定状況(各種商品小売)	P. 10
3-8	令和5年度特定最低賃金の審議・決定状況(自動車小売)	P. 11
資料No. 4	日本標準産業分類の改定に伴う特定最低賃金の取扱いについて	P. 12
資料No. 5	日本標準産業分類の改定に伴う分類項目の新旧対照表(卸売業、小売業)	P. 14
資料No. 6	令和6年度特定(産業別)最低賃金の改正申出に関する意向表明一覧	P. 37
資料No. 7	令和6年度広島県特定(産業別)最賃の金額改正に関する意向表明(写)	
7-1	広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄铸件、可鍛铸件等製造業最低賃金	P. 38
7-2	広島県建設用・建築用金属製品等製造業最低賃金	P. 39
7-3	広島県はん用機械器具等製造業最低賃金	P. 40
7-4	広島県電子部品・デバイス・電子回路等製造業最低賃金	P. 41
7-5	広島県自動車・同附属品製造業最低賃金	P. 42
7-6	広島県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金	P. 43
7-7	広島県各種商品小売業最低賃金	P. 44
7-8	広島県自動車小売業最低賃金	P. 45
7-9	広島県各種商品、各種食料品小売業最低賃金	P. 46
資料No. 8	令和6年度 適用使用者数及び適用労働者数	P. 47

資料No.9	令和5年度における地方最低賃金審議会の公開状況	P. 49
資料No.10	広島労働局働き方改革推進協議会議事次第	P. 50
資料No.11	広島労働局働き方改革推進協議会における広島労働局説明資料	P. 51
資料No.12	中堅・中小企業の賃上げ支援策について(中国経済産業局)	P. 80
資料No.13 -1	労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針について (内閣官房公正取引委員会)	P. 105
-2	労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針(概要)	P. 112
-3	労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針	P. 114

第56期 広島地方最低賃金審議会 委員名簿

広島労働局
令和6年 1月 1日現在

区分	氏名	現職
公益代表	岡田 行正	広島修道大学 教授
	酒井 朋子	税理士
	中原 良子	弁護士
	三井 正信	安田女子大学教授
	村上 恵子	県立広島大学 教授
労働者代表	佐崎 吉宏	日本基幹産業労働組合連合会広島県本部 事務局長
	戸村 伸一郎	自動車総連広島地方協議会 事務局長
	長安 幸司	三菱電機労働組合福山支部 支部執行委員長
	橋本 聡	日本労働組合総連合会広島県連合会 副事務局長
	林 秀彦	JAM山陽広島県連絡会 事務局長
使用者代表	池久保 典也	株式会社 池久保電工社 代表取締役社長
	巢守 佳之	巢守金属工業 株式会社 代表取締役社長
	中野 博之	広島県経営者協会 専務理事
	長谷川 信男	広島県商工会連合会 専務理事
	藤井 良朗	広島県東部機械金属工業協同組合 事務局長

官庁報告

官庁事項

関東地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第38号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公示する。
令和5年12月1日

関東地方整備局長 藤巻 浩之

北陸地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和五年十二月一日から二週間一般の縦覧に供する。
令和五年十二月一日

北陸地方整備局長 遠藤 仁彦

(一) 道路の種 一般国道
(二) 路 線 四十九号
(三) 占用を制限する区域

区

域

備

考

新潟市中央区美の里二六一番一から同市中央区美の里一七九番九二まで
制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保するといことができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
令和五年十二月二日

(六) 図面縦覧場所
北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和五年十二月一日から二週間一般の縦覧に供する。
令和五年十二月一日

(一) 道路の種 一般国道
(二) 路 線 七号
(三) 占用を制限する区域

区

域

備

考

新潟市東区紫竹五丁目一〇九五番二地内
制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保するといことができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
令和五年十二月二日

(六) 図面縦覧場所
北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

栄 耀

最低賃金の改正決定に関する公示

滋賀労働局最低賃金公示第2号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、滋賀県オラス・同製品、セメント・同製品、衛生陶器、炭素・黒鉛製品、炭素繊維製造業最低賃金（平成20年滋賀労働局最低賃金公示第3号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。
令和5年12月1日

滋賀労働局長 小島 裕

第4号中「1時間967円」を「1時間1,000円」に改める。

滋賀労働局最低賃金公示第3号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、滋賀県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（平成20年滋賀労働局最低賃金公示第4号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。
令和5年12月1日

滋賀労働局長 小島 裕

第4号中「1時間978円」を「1時間1,013円」に改める。

滋賀労働局最低賃金公示第4号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、滋賀県計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成24年滋賀労働局最低賃金公示第2号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。
令和5年12月1日

滋賀労働局長 小島 裕

第4号中「1時間965円」を「1時間1,003円」に改める。

滋賀労働局最低賃金公示第5号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金（平成28年滋賀労働局最低賃金公示第2号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。
令和5年12月1日

滋賀労働局長 小島 裕

第4号中「1時間981円」を「1時間1,016円」に改める。

広島労働局最低賃金公示第2号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、広島県製鉄業、鋼材、鉄鉄鋳物、可鍛铸铁製造業、その他の鉄鋼業最低賃金（平成20年広島労働局最低賃金公示第2号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。
令和5年12月1日

広島労働局長 金石 英雄

第4号中「1時間1,024円」を「1時間1,064円」に改める。

広島労働局最低賃金公示第3号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業最低賃金（平成20年広島労働局最低賃金公示第3号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。
令和5年12月1日

広島労働局長 金石 英雄

第4号中「1時間969円」を「1時間1,002円」に改める。

広島労働局最低賃金公示第4号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（平成20年広島労働局最低賃金公示第4号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。
令和5年12月1日
広島労働局長 金石 英雄
第4号中「1時間984円」を「1時間1,020円」に改める。

広島労働局最低賃金公示第5号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年広島労働局最低賃金公示第5号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。
令和5年12月1日
広島労働局長 金石 英雄
第4号中「1時間953円」を「1時間995円」に改める。

広島労働局最低賃金公示第6号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、広島県自動車・同附属品製造業最低賃金（平成20年広島労働局最低賃金公示第6号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。
令和5年12月1日
広島労働局長 金石 英雄
第4号中「1時間964円」を「1時間998円」に改める。

広島労働局最低賃金公示第7号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、広島県船舶製造・修理業、船舶用機関製造業最低賃金（平成20年広島労働局最低賃金公示第7号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。
令和5年12月1日
広島労働局長 金石 英雄
第4号中「1時間999円」を「1時間1,030円」に改める。

広島労働局最低賃金公示第8号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、広島県自動車小売業最低賃金（平成20年広島労働局最低賃金公示第9号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。
令和5年12月1日
広島労働局長 金石 英雄
第4号中「1時間958円」を「1時間993円」に改める。

広島労働局

総 務 課

工場 財 団

東京都千代田区神田神保町一丁目3番地大分液化ガス共同備蓄株式会社
の工場財団に大分市大字日吉原1番地6大分液化ガス共同備蓄株式会社大分事業所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。
令和5年12月1日 大分地方方法務局

証 票 無 効

所得、復興特別所得、法人、復興特別法人、地方法人、相続、贈与、地価、消費、地方消費（譲渡割）、印紙税に関する質問検査章
令和4年7月10日交付 第令4ー011200063号
金沢国税局 課税部 資料調査第二課 財務事務官 高宮 理沙 名義分

令和5年10月16日亡失
上記のとおり証券亡失の届出があったので、亡失の日以降無効とする。
令和5年12月1日 国 税 庁

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出て下さい。

令和5年（家）第1356号

釧路市春採2丁目15番21号
申立人 川越 智行
本籍北海道釧路市中島町9番、最後の住所釧路市中島町9番7号、死亡の場所北海道釧路市、死亡年月日令和5年7月12日、出生の場所北海道釧路市、出生年月日昭和34年9月13日、職業無職
被相続人 亡 戸 島 聖也
釧路市鶴ヶ岱1丁目10番47号弁護士法人稲澤法律事務所
相続財産清算人 弁護士 箕島 弘幸
催告期間満了日 令和6年6月24日
釧路家庭裁判所

令和5年（家）第1403号

埼玉県志木市柏町5ー18番36ー107号
申立人 江端 純一
本籍北海道釧路市鳥取大通1丁目3番、最後の住所釧路市鳥取大通1丁目3番13号、死亡の場所北海道釧路市、死亡年月日令和5年1月5日、出生の場所北海道釧路市、出生年月日昭和33年4月12日、職業会社員
被相続人 亡 江端 重人
釧路市黒金町7丁目4番地1 太平洋興発ビル8階 くしる合同法律事務所
相続財産清算人 弁護士 佐藤 圭
催告期間満了日 令和6年7月6日
釧路家庭裁判所

令和5年（家）第837号

青森県青森市本町1丁目2番20号青森柳町ビル2階
申立人 みちのく債権回収株式会社
本籍青森県青森市浪岡大字徳才子字福田35番地、最後の住所青森県青森市浪岡大字徳才子字福田35番地、死亡の場所青森県青森市、死亡年月日令和5年2月2日、出生の場所青森県南津軽郡浪岡町、出生年月日昭和30年3月12日、職業自営業
被相続人 亡 天内 順明
事務所青森県弘前市大字塩分町4番地4小田切・米山法律事務所
相続財産清算人 弁護士 米山 達三
催告期間満了日 令和6年6月10日
青森家庭裁判所弘前支部

令和5年（家）第2075号

山形市大字長谷堂177番地
申立人 古内あかり
本籍山形県村山市大字名取875番地、最後の住所山形県東根市一本木3丁目1番30ー6号、死亡の場所山形県北村山郡大石田町、死亡年月日令和5年3月20日、出生の場所山形県村山市、出生年月日昭和31年2月28日、職業無職
被相続人 亡 板垣 康彦
事務所山形市本町1丁目4番27号セントラル山形ビル705号弁護士法人手塚橋本法律事務所
相続財産清算人 弁護士 手塚 孝樹
催告期間満了日 令和6年6月14日
山形家庭裁判所

令和5年（家）第2019号

山形県米沢市中央6丁目2番61号
申立人 藤倉 純子
本籍山形県米沢市大町2丁目1384番地、最後の住所山形県米沢市大字三沢26100番地の1国立米沢病院、死亡の場所山形県米沢市、死亡年月日令和5年7月5日、出生の場所山形県長井市、出生年月日昭和35年4月11日、職業無職
被相続人 亡 浅間 総子
山形県米沢市金地1丁目5番33号
相続財産清算人 司法書士 鹿俣 貴裕
催告期間満了日 令和6年6月10日
山形家庭裁判所米沢支部

令和5年（家）第2076号

山形県酒田市千石町1丁目8番15号
申立人 新井野裕司
本籍山形県酒田市宮海字安政233の1番地、最後の住所山形県酒田市こあら2丁目4番地の6 コジフオート樫の木215号、死亡の場所山形県酒田市、死亡年月日令和5年10月16日、出生の場所山形県酒田市、出生年月日昭和35年3月26日、職業無職
被相続人 亡 堀 浩幸
事務所山形県酒田市千石町1丁目8番15号
相続財産清算人 弁護士 新井野裕司
催告期間満了日 令和6年6月12日
山形家庭裁判所酒田支部

令和5年度 特定最低賃金の審議・決定状況（製鉄）

資料3-1

都道府県	令和5年度 地域別最低賃金額	業種	改定前金額	改定後金額	引上額(円)	アップ率(%)	申出方式	発効日
北海道	960	鉄 鋼	1,000	1,030	30	3.00	協約	令和5年12月1日
青森	898	鉄 鋼	958	992	34	3.55	協約	令和6年1月9日
岩手	893	鉄 鋼・金 属 製 品	908	949	41	4.52	協約	令和5年12月30日
宮城	923	鉄 鋼	983	1,003	20	2.03	協約	令和5年12月15日
茨城	953	鉄 鋼	1,004	1,046	42	4.18	協約	令和5年12月31日
群馬	935	鉄 鋼	976	1,017	41	4.20	協約	令和5年12月29日
千葉	1,026	鉄 鋼	1,054	1,096	42	3.98	協約	令和5年12月25日
東京	1,113	鉄 鋼	871	871	－	－	協約	平成26年3月23日
神奈川	1,112	鉄 鋼	874	874	－	－	協約	平成26年3月15日
静岡	984	鉄 鋼・非 鉄 金 属	979	1,012	33	3.37	公正	令和5年12月21日
愛知	1,027	鉄 鋼	1,018	1,059	41	4.03	協約	令和5年12月16日
三重	973	鉄 鋼	739	739 5,907	－	－	公正	平成10年12月15日
大阪	1,064	鉄 鋼	996	1,066	70	7.03	協約	令和5年12月1日
兵庫	1,001	鉄 鋼	1,024	1,065	41	4.00	協約	令和5年12月1日
和歌山	929	鉄 鋼	1,008	1,050	42	4.17	協約	令和5年12月30日
島根	904	鉄 鋼	987	1,034	47	4.76	公正	令和5年12月2日
岡山	932	鉄 鋼	1,010	1,050	40	3.96	協約	令和5年12月15日
広島	970	鉄 鋼	1,024	1,064	40	3.91	協約	令和5年12月31日
山口	928	鉄 鋼・非 鉄 金 属	1,024	1,064	40	3.91	協約	令和5年12月15日
福岡	941	鉄 鋼	1,010	1,053	43	4.26	協約	令和5年12月10日
大分	899	鉄 鋼	1,010	1,053	43	4.26	協約	令和5年12月25日

令和5年度 特定最低賃金の審議・決定状況（金属）

資料No.3－2

都道府県	令和5年度 地域別最低賃金額	業種	改定前金額	改定後金額	引上額(円)	アップ率(%)	申出方式	発効日
石川	933	金属製品・一般機械・ 電気機器	971	1,000	29	2.99	公正	令和5年12月31日
三重	973	金属製品	843		－	－	協約	平成27年12月20日
京都	1,008	金属製品	933		－	－	協約	令和元年12月22日
広島	970	金属製品	969	1,002	33	3.41	公正	令和5年12月31日

令和5年度 特定最低賃金の審議・決定状況（機械）

資料No.3－3

都道府県	令和5年度 地域別最低賃金額	業種	改定前金額	改定後金額	引上額(円)	アップ率(%)	申出方式	発効日
山形	900	一般機械	919	961	42	4.57	公正	令和5年12月25日
茨城	953	一般機械	964	1,005	41	4.25	協約	令和5年12月31日
栃木	954	一般機械	970	1,007	37	3.81	公正	令和5年12月31日
群馬	935	一般機械	965	1,006	41	4.25	公正	令和5年12月29日
千葉	1,026	一般機械	922	－	－	－	公正	平成30年12月25日
東京	1,113	一般機械	832	－	－	－	協約	平成22年12月31日
神奈川	1,112	一般機械①	857	－	－	－	公正	平成25年3月1日
石川	933	金属製品・一般機械・電気機器	971	1,000	29	2.99	公正	令和5年12月31日
福井	931	一般機械	915	933	18	1.97	協約	令和5年12月24日
長野	948	はん用機械器具等	956	994	38	3.97	公正	令和5年12月20日
愛知	1,027	一般機械	968	－	－	－	協約	令和3年12月16日
三重	973	一般機械	762	－	－	－	協約	平成15年12月15日
滋賀	967	一般機械	978	1,013	35	3.58	公正	令和5年12月31日
京都	1,008	一般機械	822	－	－	－	協約	平成20年12月21日
大阪	1,064	一般機械・輸送機械	1,028	1,070	42	4.09	協約	令和5年12月1日
兵庫	1,001	一般機械	993	1,035	42	4.23	協約	令和5年12月1日
奈良	936	一般機械	905	－	－	－	協約	令和3年12月29日
島根	904	一般機械	963	1,010	47	4.88	公正	令和5年12月9日
岡山	932	一般機械	972	1,005	33	3.40	公正	令和6年1月11日
広島	970	一般機械	984	1,020	36	3.66	公正	令和5年12月31日
徳島	896	一般機械	977	1,020	43	4.40	公正	令和5年12月21日
香川	918	一般機械	1,000	1,040	40	4.00	公正	令和5年12月15日
愛媛	897	一般機械	963	997	34	3.53	協約	令和5年12月25日
佐賀	900	一般機械	929	974	45	4.84	公正	令和5年12月29日
長崎	898	一般機械	875	－	－	－	協約	令和元年12月7日

令和5年度 特定最低賃金の審議・決定状況（電子）

資料No.3－4

都道府県	令和5年度 地域別最低賃金 額	業種	改定前金額	改定後金額	引上額(円)	アップ率(%)	申出方式	発効日
北海道	960	電 気 機 械	955	997	42	4.40	協約	令和5年12月1日
青森	898	電 気 機 械	888	927	39	4.39	公正	令和6年1月19日
岩手	893	電 気 機 械	877	917	40	4.56	公正	令和5年12月30日
宮城	923	電 気 機 械	919	959	40	4.35	公正	令和5年12月15日
秋田	897	電 気 機 械	891	930	39	4.38	協約	令和5年12月24日
山形	900	電 気 機 械	903	945	42	4.65	公正	令和5年12月25日
福島	900	電 気 機 械	880		－	－	公正	令和4年12月30日
茨城	953	精密機械・電気機械	961	1,002	41	4.27	協約	令和5年12月31日
栃木	954	電 気 機 械	971	1,008	37	3.81	協約	令和5年12月31日
群馬	935	電 気 機 械	965	1,006	41	4.25	公正	令和5年12月29日
埼玉	1028	電 子 部 品	1013	1,055	42	4.15	協約	令和5年12月1日
千葉	1026	電 気 機 械	1013	1,055	42	4.15	協約	令和5年12月25日
東京	1,113	電 気・精 密 機 械	829		－	－		平成22年12月31日
東京	1,113	電 気 機 械	新設		－	－	協約	
神奈川	1,112	電 気 機 械 ①	890		－	－		平成27年3月1日
新潟	931	電 気 機 械	965	1,005	40	4.15	協約	令和5年12月27日
富山	948	電 気 機 械	910	951	41	4.51	協約	令和5年12月24日
石川	933	電 気 機 械	923	963	40	4.33	協約	令和5年12月31日
福井	931	電 気 機 械	857		－	－	協約	令和4年10月2日
山梨	938	電 気 機 械	959	997	38	3.96	公正	令和5年12月16日
長野	948	計 量 器 等	945	983	38	4.02	公正	令和5年12月24日
岐阜	950	電 気 機 械	929	965	36	3.88	協約	令和5年12月21日
静岡	984	電 気 機 械	964	997	33	3.42	協約	令和5年12月21日
愛知	1027	電 気 機 械	901		－	－	協約	平成30年12月16日
三重	973	電 気 機 械	952	987	35	3.68	協約	令和5年12月21日
滋賀	967	精密機械・電気機械	965	1,003	38	3.94	協約	令和5年12月31日
京都	1,008	電 気 機 械	986	1,025	39	3.96	協約	令和6年2月4日
大阪	1,064	電 気 機 械	994	1,068	74	7.44	協約	令和5年12月1日
兵庫	1,001	電 気 機 械	961	1,002	41	4.27	協約	令和5年12月1日
奈良	936	電 気 機 械	891	－	－	－	協約	令和3年12月29日
鳥取	900	電 気 機 械	859	906	47	5.47	協約	令和5年12月17日
島根	904	電 気 機 械	882	929	47	5.33	公正	令和5年12月10日
岡山	932	電 気 機 械	932	974	42	4.51	公正	令和5年12月21日
広島	970	電 気 機 械	953	995	42	4.41	協約	令和5年12月31日
山口	928	電 気 機 械	948	986	38	4.01	協約	令和5年12月15日
徳島	896	電 気 機 械	942	983	41	4.35	公正	令和5年12月21日
香川	918	電 気 機 械	942	982	40	4.25	公正	令和5年12月15日
愛媛	897	電 気 機 械	947	987	40	4.22	協約	令和5年12月25日
高知	897	電 気 機 械 ①	793	－	－	－	公正	令和元年12月29日
福岡	941	電 気 機 械	977	1,019	42	4.30	協約	令和5年12月10日
佐賀	900	電 気 機 械	900	943	43	4.78	協約	令和5年12月29日
長崎	898	電 気 機 械	864	－	－	－	公正	令和3年12月29日
熊本	898	電 気 機 械	896	940	44	4.91	協約	令和5年12月15日
大分	899	電 気 機 械	896	941	45	5.02	公正	令和5年12月25日
宮崎	897	電 気 機 械	831	－	－	－	公正	令和3年12月24日
鹿児島	897	電 気 機 械	842	－	－	－	協約	令和3年12月17日

都道府県	令和5年度 地域別最低賃金額	業種	改定前金額	改定後金額	引上額(円)	アップ率(%)	申出方式	発効日
秋田	897	輸 送 機 械	938	961	23	2.45	協約	令和5年12月24日
山形	900	輸 送 機 械	919	961	42	4.57	公正	令和5年12月25日
栃木	954	輸 送 機 械	978	1,016	38	3.89	協約	令和5年12月31日
石川	933	輸 送 機 械	971	1,000	29	2.99	協約	令和5年12月31日
山梨	938	輸 送 機 械	961	971	10	1.04	協約	令和5年12月10日
岐阜	950	輸 送 機 械（自）	972	1,005	33	3.40	協約	令和5年12月21日
愛知	1,027	輸 送 機 械	997	1,028	31	3.11	協約	令和5年12月16日
滋賀	967	輸 送 機 械	981	1,016	35	3.57	公正	令和5年12月31日
京都	1,008	輸 送 機 械	993	1,028	35	3.52	協約	令和6年2月4日
大阪	1,064	輸 送 機 械（自）	998	1,068	70	7.01	協約	令和5年12月1日
島根	904	輸 送 機 械	951	970	19	2.00	公正	令和5年12月15日
岡山	932	輸 送 機 械（自）	956	991	35	3.66	公正	令和5年12月15日
広島	970	輸 送 機 械（自）	964	998	34	3.53	協約	令和5年12月31日
山口	928	輸 送 機 械	985	1,036	51	5.18	協約	令和5年12月15日
福岡	941	輸 送 機 械	987	1,029	42	4.26	協約	令和5年12月10日

令和5年度 特定最低賃金の審議・決定状況（船舶）

資料No.3－6

都道府県	令和5年度 地域別最低賃金額	業種	改定前金額	改定後金額	引上額(円)	アップ率(%)	申出方式	発効日
岡山	932	輸 送 機 械（ 船 ）	1,003	1,041	38	3.79	協約	令和5年12月29日
広島	970	輸 送 機 械（ 船 ）	999	1,030	31	3.10	公正	令和5年12月31日
香川	918	輸 送 機 械（ 船 ）	1,003	1,041	38	3.79	公正	令和6年1月3日
愛媛	897	輸 送 機 械（ 船 ）	985	1,015	30	3.05	公正	令和5年12月25日
長崎	898	輸 送 機 械（ 船 ）	875	－	－	－	協約	令和元年11月29日

令和5年度 特定最低賃金の審議・決定状況(各種商品小売)

資料No.3－7

都道府県	令和5年度 地域別最低賃金額	業種	改定前金額	改定後金額	引上額(円)	アップ率(%)	申出方式	発効日
青森	898	各 種 商 品 小 売	882	921	39	4.42	公正	令和5年12月21日
岩手	893	各 種 商 品 小 売	767	－	－	－		平成28年12月11日
茨城	953	各 種 商 品 小 売	881	－	－	－	協約	令和3年12月31日
栃木	954	各 種 商 品 小 売	874	－	－	－	協約	令和2年12月31日
埼玉	1,028	各 種 商 品 小 売	849	－	－	－		平成28年12月1日
千葉	1,026	各 種 商 品 小 売	848	－	－	－	協約	平成28年12月25日
新潟	931	各 種 商 品 小 売	842	932	90	10.69	協約	令和5年12月30日
長野	948	各 種 商 品 小 売	910	950	40	4.40	協約	令和5年12月31日
静岡	984	各 種 商 品 小 売	886	－	－	－		令和元年12月21日
愛知	1,027	各 種 商 品 小 売	847	－	－	－		平成28年12月16日
滋賀	967	各 種 商 品 小 売	840	－	－	－	公正	平成30年12月29日
京都	1,008	各 種 商 品 小 売	938	－	－	－	協約	令和4年1月26日
兵庫	1,001	各 種 商 品 小 売	797	－	－	－		平成28年2月1日
鳥取	900	各 種 商 品 小 売	718	902	184	25.63	協約	令和5年12月15日
岡山	932	各 種 商 品 小 売	910	933	23	2.53	公正	令和6年1月10日
広島	970	各 種 商 品 小 売	903	－	－	－	協約	令和3年12月31日
愛媛	897	各 種 商 品 小 売	854	854	－	－	公正	令和4年12月25日
大分	899	各 種 商 品 小 売	716	－	－	－	公正	平成28年12月25日
宮崎	897	各 種 商 品 小 売	705	－	－	－	協約	平成27年12月24日
沖縄	896	各 種 商 品 小 売	770	－	－	－	公正	平成30年11月23日

令和5年度 特定最低賃金の審議・決定状況(自動車小売)

資料No.3－8

都道府県	令和5年度 地域別最低賃金額	業種	改定前金額	改定後金額	引上額(円)	アップ率(%)	申出方式	発効日
青森	898	自 動 車 小 売	919	923	4	0.44	公正	令和5年12月21日
岩手	893	自 動 車 小 売	903	945	42	4.65	公正	令和5年12月30日
宮城	923	自 動 車 小 売	946	986	40	4.23	公正	令和5年12月15日
秋田	897	自動車(新車)小売	897	938	41	4.57	協約	令和5年12月24日
福島	900	自 動 車 小 売	922	960	38	4.12	協約	令和5年12月2日
埼玉	1,028	自 動 車 小 売	1,018	1,060	42	4.13	公正	令和5年12月1日
千葉	1,026	自動車(新車)小売	922	－	－	－	公正	平成30年12月25日
神奈川	1,112	自 動 車 小 売 ②	842	－	－	－		平成23年12月21日
新潟	931	自動車(新車)小売	961	997	36	3.75	協約	令和5年12月20日
富山	948	自 動 車 小 売	769	－	－	－	公正	平成23年1月20日
愛知	1,027	自動車(新車)小売①	800	－	－	－		平成19年12月16日
愛知	1,027	自動車(新車)小売②	943	－	－	－	協約	令和2年12月16日
京都	1,008	自動車(新車)小売	939	－	－	－	協約	令和4年1月26日
大阪	1,064	自 動 車 小 売	993	－	－	－	協約	令和3年12月1日
兵庫	1,001	自 動 車 小 売	963	－	－	－	協約	令和4年12月1日
奈良	936	自 動 車 小 売	892	－	－	－	協約	令和3年12月29日
島根	904	自動車(新車)小売	932	960	28	3.00	協約	令和5年11月29日
広島	970	自 動 車 小 売	958	993	35	3.65	公正	令和5年12月31日
福岡	941	自動車(新車)小売	987	1,028	41	4.15	協約	令和5年12月10日
大分	899	自動車(新車)小売	902	942	40	4.43	公正	令和5年12月25日
宮崎	897	自動車(新車)小売	890	927	37	4.16	協約	令和5年12月20日
鹿児島	897	自動車(新車)小売	902	945	43	4.77	協約	令和5年12月24日
沖縄	896	自動車(新車)小売	770	－	－	－	協約	平成30年11月18日

日本標準産業分類の改定に伴う特定最低賃金の取扱いについて

1 日本標準産業分類の改定の概要

令和5年6月、日本標準産業分類の改定が告示され、**令和6年4月1日に施行予定**とされている。
改定の主な内容は、「百貨店」、「総合スーパーマーケット」、「均一価格店」等の分類項目の新設、名称変更による「砂糖・でんぷん糖類製造業」、「」（カンマ）の「、」（読点）への修正等の設定などとなっている。

2 日本標準産業分類の改定の影響を受ける特定最低賃金

現在設定されている特定最低賃金において産業分類の改定の影響を受ける主な産業は、「糖類製造業」、「各種商品小売業」、「百貨店、総合スーパー」の3種（改定の内容は次の表を参照）。このほか「、」（カンマ）の修正により、多くの特定最低賃金において改正の対応が必要となる。

＜旧産業分類＞

中分類	小分類	細分類	項目名
09	095		食料品製造業
			糖類製造業
56	561	5611	各種商品小売業
			百貨店、総合スーパー
			その他の各種商品小売業 (従業員が常時50人未満のもの)
58	589	5891	飲食料品小売業
			コンビニエンスストア
60	603	6031	その他の小売業
			ドラッグストア
			ホームセンター



＜新産業分類＞

中分類	小分類	細分類	項目名	変更内容
09	095		食料品製造業	
			砂糖・でんぷん糖類製造業	名称変更
56	561	5611	各種商品小売業	
			百貨店	
			総合スーパーマーケット	「百貨店、総合スーパー」を分割して新設
			コンビニエンスストア	移動
			ドラッグストア	移動
			ホームセンター	移動
			均一価格店	新設
	569	5699	その他の各種商品小売業	名称変更

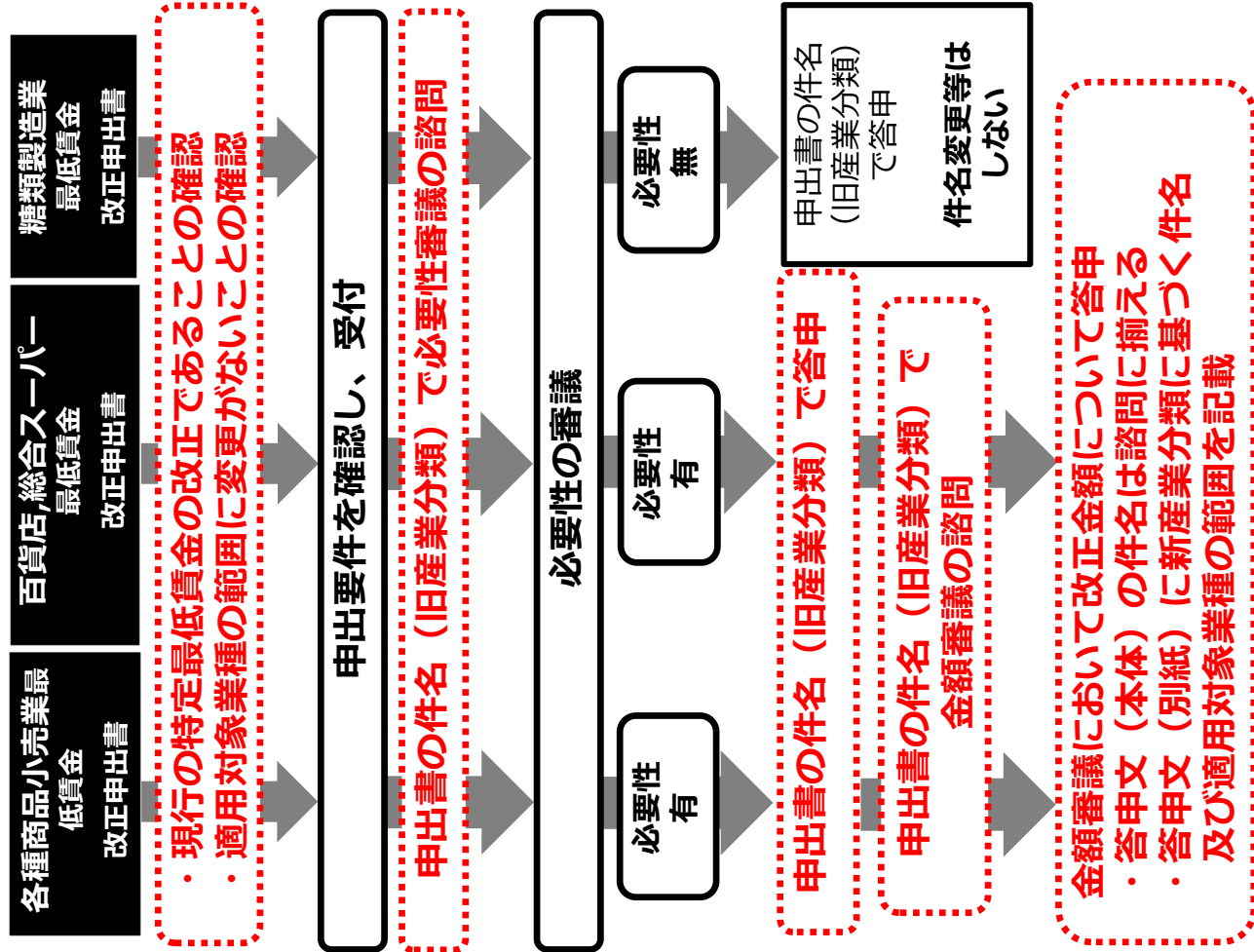
3 日本標準産業分類の改定を踏まえた特定最低賃金の取扱いのポイント

- 申出を行う関係労使に対して、現在設定されている特定最低賃金の適用対象業種の範囲を変更するかどうかを確認すること。
- 適用対象業種の範囲を変更するものではない場合は改正と取り扱い、適用対象業種の範囲に変更が生じる場合は新設として取り扱うこと。この場合、改正と新設とで申出の要件が異なることに留意すること。
 - 改正、新設、廃止の各ケースにおける申出及び決定の際の件名及び適用対象業種の範囲の表示については、右表のとおり。

	申出	決定
改正	旧	新
新設	新	新
廃止	旧	旧

(旧：旧産業分類、新：新産業分類)

日本標準産業分類の改定に伴う特定最低賃金の取扱いについて（改正の手順）



答申文のイメージ

<答申文（本体）>

●●労働局長	●●地方最低賃金審議会長
●●県各種商品小売業の改正決定について（答申）	●●県百貨店、総合スーパーの改正決定について（答申）
（以下、略）	

件名は諮問に揃える

●●労働局長

●●地方最低賃金審議会長

●●県各種商品小売業の改正決定について（答申）

●●県百貨店、総合スーパーの改正決定について（答申）

（以下、略）

（以下、略）

<答申文（別紙）>

（別紙）	●●県百貨店、総合スーパーマーケット、その他の各種商品小売業最低賃金
1 （略）	●●県百貨店、総合スーパーマーケット、その他の各種商品小売業最低賃金
2 適用する使用者	前号の区域内で百貨店、総合スーパーマーケット、その他の各種商品小売業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が百貨店、総合スーパーマーケット、その他の各種商品小売業に分類される者に限る。）を営む使用者
4～6 （略）	

新産業分類に基づく件名を記載

●●県百貨店、総合スーパーマーケット、その他の各種商品小売業最低賃金

1 （略）

2 適用する使用者

前号の区域内で百貨店、総合スーパーマーケット、その他の各種商品小売業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が百貨店、総合スーパーマーケット、その他の各種商品小売業に分類される者に限る。）を営む使用者

4～6 （略）

（別紙）

●●県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金

1 （略）

2 適用する使用者

前号の区域内で百貨店、総合スーパーマーケット、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が百貨店、総合スーパーマーケットに分類されるものに限る。）を営む使用者

4～6 （略）

新産業分類に基づく適用対象業種の範囲を記載

第14回改定（令和6年4月1日～）	第13回改定（～令和6年3月31日）
大分類 Iー卸売業、小売業 総説 この大分類には、原則として、有体的商品を購入して販売する事業所が分類される。 なお、販売業務に附随して行う軽度の加工（簡易包装、洗浄、選別等）、取付修理は本分類に含まれる。 卸売業 - 卸売業とは、主として次の業務を行う事業所をいう。 - 小売業又は他の卸売業に商品を販売するもの。 - 建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等の産業用使用者に商品を大量又は多額に販売するもの。 - 主として業務用に使用される商品（事務用機械及び家具、病院、美容院、レストラン、ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）など）を販売するもの。 - 製造業の会社が別の場所に経営している自己製品の卸売事業所（主として統括的管理的業務を行っている事業所を除く） - 他の事業所のために商品の売上の代理行為を行い、又は仲立人として商品の売上のあっせんをするもの。 - 事業所の業態による分類 本分類に含まれる事業所の主な業態は次のとおりである。 - 卸売業（卸売商、産業用大口配給業、卸売を主とする商事会社、買継商、仲買人、農産物集荷業、製造業の会社の販売事務所、貿易商など） - 製造問屋（自らは製造を行わないで、自己の所有に属する原材料を下請工場などに支給して製品をつくらせ、これを自己の名称で卸売するもの） - 代理商、仲立業（エージェンツ、ブローカー、コミッションマナーチャント） 卸売業は、主として商品の仕入販売などの業務を行う事業所であるが、細分類5598に掲げる代理商、仲立業は主として手数料を得て他の事業所のために商品の売上の代理又は仲立を行うものである。このような事業所は商品の所有権を持たず、また、価格の設定、商品の保管、輸送などの業務を一般に行わないものである。 - 業務の種類による分類 卸売業（5598-代理商、仲立業を除く）は、販売される主要商品によって業種別に分類される。 （注）製造小売（小売業2(2)参照）に対して製造卸という言葉が一般に使用されているが、これは製造業者の卸売をいうのであるから、ここでのいう仕入卸とは厳格に区分されなければならない。	大分類 Iー卸売業、小売業 総説 この大分類には、原則として、有体的商品を購入して販売する事業所が分類される。 なお、販売業務に附随して行う軽度の加工（簡易包装、洗浄、選別等）、取付修理は本分類に含まれる。 卸売業 - 卸売業とは、主として次の業務を行う事業所をいう。 - 小売業又は他の卸売業に商品を販売するもの。 - 建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等の産業用使用者に商品を大量又は多額に販売するもの。 - 主として業務用に使用される商品（事務用機械及び家具、病院、美容院、レストラン、ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）など）を販売するもの。 - 製造業の会社が別の場所に経営している自己製品の卸売事業所（主として統括的管理的業務を行っている事業所を除く） - 他の事業所のために商品の売上の代理行為を行い、又は仲立人として商品の売上のあっせんをするもの。 - 事業所の業態による分類 本分類に含まれる事業所の主な業態は次のとおりである。 - 卸売業（卸売商、産業用大口配給業、卸売を主とする商事会社、買継商、仲買人、農産物集荷業、製造業の会社の販売事務所、貿易商など） - 製造問屋（自らは製造を行わないで、自己の所有に属する原材料を下請工場などに支給して製品をつくらせ、これを自己の名称で卸売するもの） - 代理商、仲立業（エージェンツ、ブローカー、コミッションマナーチャント） 卸売業は、主として商品の仕入販売などの業務を行う事業所であるが、細分類5598に掲げる代理商、仲立業は主として手数料を得て他の事業所のために商品の売上の代理又は仲立を行うものである。このような事業所は商品の所有権を持たず、また、価格の設定、商品の保管、輸送などの業務を一般に行わないものである。 - 業務の種類による分類 卸売業（5598-代理商、仲立業を除く）は、販売される主要商品によって業種別に分類される。 （注）製造小売（小売業2(2)参照）に対して製造卸という言葉が一般に使用されているが、これは製造業者の卸売をいうのであるから、ここでのいう仕入卸とは厳格に区分されなければならない。

第14回改定（令和6年4月1日～）	第13回改定（～令和6年3月31日）
小売業 1. 小売業とは、主として次の業務を行う事業所をいう。 (1) 個人用又は家庭用消費のために商品を販売するもの (2) 建設業、農林水産業（法人組織）、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等の産業用使用者に少量又は少額に商品を販売するもの また、小売業は、衣食住に関わる幅広い分野の商品を取り扱い、それぞれの業態（特徴的な販売形態）により分類される事業所（いわゆる非専門店であり、例えば、百貨店、コンビニエンスストア、ドラッグストア等と称される。）、また、取り扱っている主な商品により分類される事業所（いわゆる専門店であり、業種としても区分される。）に大別できる。 2. 次に掲げるものは小売業として分類されるので注意しなければならない。 (1) 商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所は大分類1ー卸売業、小売業に分類される。 なお、修理を専業としている事業所は大分類Rーサービス業（他に分類されないもの）[89、90]に分類される。修理のために部分品などを取替えても販売とはみなさない。 (2) 製造小売業 製造した商品をその場所で個人又は家庭用消費者に販売するいわゆる製造小売業（菓子屋、パン屋などにこの例が多い）は製造業とせず、小売業に分類される。なお、製品を製造する事業所が店舗を持たず通信販売により小売している場合は、大分類Eー製造業に分類される。 (3) ガソリンスタンドは小売業に分類される。 (4) 行商、旅商、露天商など これらは一定の事業所を持たないもの、また、恒久的な事業所を持たないものが多いが、その業務の性格上小売業に分類される。 (5) 官公庁、会社、工場、団体、劇場、遊園地などの中にある売店で当該事業所の経営に係るものはその事業所に含めるが、その売店が当該事業所以外のものによって経営される場合には別の独立した事業所として小売業に分類される。 (6) 売買の目的である商品について所有権を有することなく、また、直接的な管理をするかどうかにかかわらず、手数料及びその他の報酬を得るために小売業（個人を含む）の代理業務を行い、あるいは仲立あっせんを行う事業所は、細分類6099に分類される。	小売業 1. 小売業とは、主として次の業務を行う事業所をいう。 (1) 個人用又は家庭用消費のために商品を販売するもの (2) 建設業、農林水産業（法人組織）、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等の産業用使用者に少量又は少額に商品を販売するもの 小売業は普通その取り扱い主要商品によって分類される場合と、洋品雑貨店、小間物店、荒物店などのように通常の呼称によって分類される場合とがある。 2. 次に掲げるものは小売業として分類されるので注意しなければならない。 (1) 商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所は大分類1ー卸売業、小売業に分類される。 なお、修理を専業としている事業所は大分類Rーサービス業（他に分類されないもの）[89、90]に分類される。修理のために部分品などを取替えても販売とはみなさない。 (2) 製造小売業 製造した商品をその場所で個人又は家庭用消費者に販売するいわゆる製造小売業（菓子屋、パン屋などにこの例が多い）は製造業とせず、小売業に分類される。なお、製品を製造する事業所が店舗を持たず通信販売により小売している場合は、大分類Eー製造業に分類される。 (3) ガソリンスタンドは小売業に分類される。 (4) 行商、旅商、露天商など これらは一定の事業所を持たないもの、また、恒久的な事業所を持たないものが多いが、その業務の性格上小売業に分類される。 (5) 官公庁、会社、工場、団体、劇場、遊園地などの中にある売店で当該事業所の経営に係るものはその事業所に含めるが、その売店が当該事業所以外のものによって経営される場合には別の独立した事業所として小売業に分類される。

分類項目の新旧対照表（I－卸売業、小売業）

第14回改定（令和6年4月1日～）		第13回改定（～令和6年3月31日）	
中分類56－各種商品小売業 総説		中分類56－各種商品小売業 総説	
この中分類には、衣食住に関わる各種商品を小売する事業所が分類される。 この事業所は、幅広い分野の商品を取り扱い、それぞれの業態（特徴的な販売形態）により小売するものであり、具体的には、百貨店、総合スーパーマーケット、コンビニエンスストア、ドラッグストア、ホームセンター、均一価格店など称される。		この中分類には、衣食住にわたる各種の商品を一括して一事業所で小売する事業所が分類される。 この事業所は、その性格上いづれが主たる販売商品であるかが判別できないものであって、百貨店、デパートメントストアなどと呼ばれるものにその例が多い。	
小分類 番号 560	細分類 番号 560	小分類 番号 560	細分類 番号 560
管理、補助的経済活動を行う事業所（56各種商品小売業）		管理、補助的経済活動を行う事業所（56各種商品小売業）	
5600 主として管理事務を行う本社等 主として各種商品小売業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務、経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所をいう。 ○管理事務を行う本社・本店・支社・支所		5600 主として管理事務を行う本社等 主として各種商品小売業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務、経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所をいう。 ○管理事務を行う本社・本店・支社・支所	
5608 自家用倉庫 各種商品小売業において、自企業の物品等を保管する事業所をいう。		5608 自家用倉庫 各種商品小売業において、自企業の物品等を保管する事業所をいう。 ○自家用倉庫	
5609 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所 主として各種商品小売業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を提供する事業所をいう。 ○自家用車庫；自家用修理工場		5609 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所 主として各種商品小売業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を提供する事業所をいう。 ○自家用車庫；自家用修理工場	

第14回改定（令和6年4月1日～）		第13回改定（～令和6年3月31日）	
<u>561</u>	百貨店 百貨店 百貨店、デパートメントストア等と称され、衣食住にわたる各種商品を扱う設備と応接要員を備え、他主体による各種専門店を配置し、つづ、階別に異なる主要商品の展示を基本に、主として衣料、宝飾品、インテリア用品などの高単価商品を小売する業態の事業所（従業員が常時50人以上）をいう。	561	百貨店、総合スーパー 百貨店、総合スーパー 衣、食、住にわたる各種の商品を小売する事業所で、その事業所の性質上いづれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所であって、従業員が常時50人以上のもをいう。 ただし、従業員が常時50人以上であつても衣、食、住にわたらない事業所は主たる販売商品によって分類する。 ○百貨店・デパートメントストア（従業員が常時50人以上のもの）・総合スーパー（従業員が常時50人以上のもの）
<u>562</u>	総合スーパーマーケット 総合スーパーマーケット 総合スーパーマーケット等と称され、衣食住にわたる各種商品を扱う設備を備え、他主体による専門店を配置する場合も含め、主として衣料、食料品、生活雑貨などの最寄り品をセルフサービス方式により総合的に小売する業態の事業所（従業員が常時50人以上）をいう。		（新設）
<u>563</u>	コンビニエンスストア コンビニエンスストア コンビニエンスストア等と称され、各種最寄り品を扱う設備を備え、各種代金の支払等のサービスを提供し、主として飲食料品を小売する業態の事業所をいう。		（新設）
<u>564</u>	ドラッグストア ドラッグストア ドラッグストア等と称され、各種商品を扱う設備を備え、主として医薬品や化粧品を取り扱い、家庭用品や加工食品などの各種最寄り品も小売する業態の事業所をいう。 ×薬局「6032」		（新設）

第14回改定（令和6年4月1日～）		第13回改定（～令和6年3月31日）	
565	ホームセンター ホームセンター ホームセンター等と称され、各種商品を扱う設備を備え、主として各種工具、建築材料、園芸用品、収納用品、電機器具などの住関連商品を取り扱い、家庭用品や飲食料品も小売する業態の事業所をいう。 ×均一価格店[5661]・デイズカウントショップ（販売する商品によって分類される）[5651を除く56～60]・ドラッグストア[5641]・コンビニエンスストア[5631]	(新設)	
566	均一価格店 均一価格店 均一価格店等と称され、各種商品を扱う設備を備え、主として食器や文具等の家庭用品を取り扱い、加工食品等も含めた各種最寄り品を均一価格を基本に小売する業態の事業所をいう。	(新設)	
569	その他の各種商品小売業 その他の各種商品小売業 主として他に分類されない衣食住にわたる各種商品を小売する事業所（従業者が常時50人未満）をいう。	569 5699	その他の各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの） 衣、食、住にわたる各種の商品を小売する事業所で、その事業所の性格上いづれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所であって、従業者が常時50人未満のものをいう。 ただし、従業者が常時50人未満であっても衣、食、住にわたらない事業所は主たる販売商品によって分類する。 ○百貨店・デパートメントストア（従業者が常時50人未満のもの）：ミニスーパー（衣、食、住にわたって小売するもの）：よろず屋（衣、食、住にわたって小売するもの）

分類項目の新旧対照表（I－卸売業、小売業）

第14回改定（令和6年4月1日～）		第13回改定（～令和6年3月31日）	
中分類58－飲食料品小売業 総説		中分類58－飲食料品小売業 総説	
この中分類には、主として飲食料品を小売する事業所が分類される。 ただし、客の注文によって調理をし提供（持ち帰り又は配達）する事業所、仕出屋、ケータリ ングサービスなどの飲食サービスを提供する事業所は大分類M－宿泊業、飲食サービス業 （中分類77－持ち帰り・配達飲食サービス業）に分類される。		この中分類には、主として飲食料品を小売する事業所が分類される。 ただし、客の注文によって調理をし提供（持ち帰り又は配達）する事業所、仕出屋、ケータリ ングサービスなどの飲食サービスを提供する事業所は大分類M－宿泊業、飲食サービス業 （中分類77－持ち帰り・配達飲食サービス業）に分類される。	
小分類 番号 580	細分類 番号 580	小分類 番号 580	細分類 番号 580
管理、補助的経済活動を行う事業所（58飲食料品小売業）		管理、補助的経済活動を行う事業所（58飲食料品小売業）	
5800 主として管理事務を行う本社等 主として飲食料品小売業の事業所を統括する本社等として、自企業 の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育 成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調 査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管 理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現 業以外の業務を行う事業所をいう。 ○管理事務を行う本社・本店・支社・支所		5800 主として管理事務を行う本社等 主として飲食料品小売業の事業所を統括する本社等として、自企業 の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育 成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調 査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管 理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現 業以外の業務を行う事業所をいう。 ○管理事務を行う本社・本店・支社・支所	
5808 自家用倉庫 飲食料品小売業において、自企業の物品等を保管する事業所をい う。 ○自家用倉庫		5808 自家用倉庫 飲食料品小売業において、自企業の物品等を保管する事業所をい う。 ○自家用倉庫	

分類項目の新旧対照表（I－卸売業、小売業）

第14回改定（令和6年4月1日～）		第13回改定（～令和6年3月31日）	
5809	その他の管理・補助的経済活動を行う事業所 主として飲食料品小売業における活動を促進するため、同一企業 の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を 提供する事業所をいう。 ○ 自家用車庫	5809	その他の管理・補助的経済活動を行う事業所 主として飲食料品小売業における活動を促進するため、同一企業 の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を 提供する事業所をいう。 ○ 自家用車庫
581	各種食料品小売業 食料品スーパーマーケット 食料品スーパーマーケット等と称され、各種食料品を扱う設備を備 え、主として生鮮食料品(野菜、鮮魚、精肉)を対象に、その加工設備 を有する場合も含め、セルフサービス方式により小売する業態の事業 所をいう。	581	各種食料品小売業 各種食料品小売業 主として各種食料品を一括して一事業所で小売する事業所をいう。 ○ 各種食料品店・食料雑貨店
5819	その他の各種食料品小売業 主として他に分類できない各種食料品を小売する事業所をいう。 ○ 各種食料品店・食料雑貨店	(新設)	
582	野菜・果実小売業 野菜小売業 主として野菜を小売する事業所をいう。 ○ 八百屋	582	野菜・果実小売業 野菜小売業 主として野菜を小売する事業所をいう。 ○ 野菜小売業・八百屋
5821		5821	
5822	果実小売業 主として果実を小売する事業所をいう。 ○ 果物屋 × 果実缶詰小売業[5899]	5822	果実小売業 主として果実を小売する事業所をいう。 ○ 果実小売業・果物屋 × 果実缶詰小売業[5899]

分類項目の新旧対照表（I－卸売業、小売業）

第14回改定（令和6年4月1日～）		第13回改定（～令和6年3月31日）	
583	食肉小売業 食肉小売業（卵、鳥肉を除く） 主として食肉及び肉製品を小売する事業所をいう。 主として鳥肉を小売する事業所は細分類5832に分類される。 ○肉屋、獣肉小売業；塩蔵肉小売業；冷凍肉小売業；肉製品小売業； 魚肉ハム・ソーセージ小売業 ×鳥肉小売業〔5832〕	583	食肉小売業 食肉小売業（卵、鳥肉を除く） 主として食肉及び肉製品を小売する事業所をいう。 主として鳥肉を小売する事業所は細分類5832に分類される。 ○肉屋、獣肉小売業；塩蔵肉小売業；冷凍肉小売業；肉製品小売業； ×鳥肉小売業〔5832〕
5831		5831	
5832	卵・鳥肉小売業 主として卵及び鳥肉を小売する事業所をいう。	5832	卵・鳥肉小売業 主として卵及び鳥肉を小売する事業所をいう。 ○卵小売業；鳥肉小売業
584	鮮魚小売業 鮮魚小売業 主として各種鮮魚及び貝類を小売する事業所をいう。 ○魚屋；貝類小売業；かき小売業；川魚小売業；冷凍魚小売業；海藻 小売業（生のもの） ×観賞用鯉小売業〔6095〕	584	鮮魚小売業 鮮魚小売業 主として各種鮮魚及び貝類を小売する事業所をいう。 ○魚屋；鮮魚小売業；貝類小売業；かき小売業；川魚小売業；冷凍魚 小売業；海藻小売業（生のもの） ×観賞用鯉小売業〔6096〕
5841		5841	
585	酒小売業 酒小売業 主として酒を小売する事業所をいう。 ○酒屋 ×調味料小売業（塩、味そ、しょう油、食酢、ソース、砂糖、食用油脂、 香辛料、七味とうがらしなど）〔5899〕	585	酒小売業 酒小売業 主として酒を小売する事業所をいう。 ○酒屋 ×調味料小売業（塩、味そ、しょう油、食酢、ソース、砂糖、食用油脂、 香辛料、七味とうがらしなど）〔5899〕
5851		5851	
586	菓子・パン小売業	586	菓子・パン小売業

第14回改定（令和6年4月1日～）		第13回改定（～令和6年3月31日）	
5861	菓子小売業（製造小売） 主として各種の菓子類、あめ類を製造してその場所で小売する事業所をいう。 主としてパン類を製造して小売する事業所は細分類5863に分類される。 ○洋菓子小売業（製造小売）：和菓子小売業（製造小売）；干菓子小売業（製造小売）；だ菓子小売業（製造小売）；せんべい小売業（製造小売）；あめ小売業（製造小売）；ケーキ小売業（製造小売）；まんじゅう小売業（製造小売）；もち小売業（製造小売）；焼いも屋；甘ぐり小売業；アイスクリーム・アイスキャンデー小売業（製造小売）；ドーナッツ小売業（製造小売）	5861	菓子小売業（製造小売） 主として各種の菓子類、あめ類を製造してその場所で小売する事業所をいう。 主としてパン類を製造して小売する事業所は細分類5863に分類される。 ○洋菓子小売業（製造小売）：和菓子小売業（製造小売）；干菓子小売業（製造小売）；だ菓子小売業（製造小売）；せんべい小売業（製造小売）；あめ小売業（製造小売）；ケーキ小売業（製造小売）；まんじゅう小売業（製造小売）；もち小売業（製造小売）；焼いも屋；甘ぐり小売業；アイスクリーム・アイスキャンデー小売業（製造小売）；ドーナッツ小売業（製造小売）
5862	菓子小売業（製造小売でないもの） 主として各種の菓子類、あめ類を小売する事業所（製造小売を除く）をいう。 主としてパン類を小売する事業所は細分類5863又は5864に分類される。 ○洋菓子小売業（製造小売でないもの）：和菓子小売業（製造小売でないもの）；干菓子小売業（製造小売でないもの）；だ菓子小売業（製造小売でないもの）；せんべい小売業（製造小売でないもの）；あめ小売業（製造小売でないもの）；ケーキ小売業（製造小売でないもの）；まんじゅう小売業（製造小売でないもの）；もち小売業（製造小売でないもの）；アイスクリーム・アイスキャンデー小売業（製造小売でないもの）；ドーナッツ小売業（製造小売でないもの）	5862	菓子小売業（製造小売でないもの） 主として各種の菓子類、あめ類を小売する事業所（製造小売を除く）をいう。 主としてパン類を小売する事業所は細分類5863又は5864に分類される。 ○洋菓子小売業（製造小売でないもの）：和菓子小売業（製造小売でないもの）；干菓子小売業（製造小売でないもの）；だ菓子小売業（製造小売でないもの）；せんべい小売業（製造小売でないもの）；あめ小売業（製造小売でないもの）；ケーキ小売業（製造小売でないもの）；まんじゅう小売業（製造小売でないもの）；もち小売業（製造小売でないもの）；アイスクリーム・アイスキャンデー小売業（製造小売でないもの）；ドーナッツ小売業（製造小売でないもの）
5863	パン小売業（製造小売） 主として食パン、コッペパン、菓子パンなど各種のパン類を製造してその場所で小売する事業所をいう。 ×調理パン小売業（サンドイッチ、ハンバーガーなど）[5894]：ハンバーガー店[7691]	5863	パン小売業（製造小売） 主として食パン、コッペパン、菓子パンなど各種のパン類を製造してその場所で小売する事業所をいう。 ○パン小売業（製造小売） ×調理パン小売業（サンドイッチ、ハンバーガーなど）[5895]：ハンバーガー店[7691]

第14回改定（令和6年4月1日～）		第13回改定（～令和6年3月31日）	
5864	パン小売業（製造小売でないもの） 主として食パン、コッペパン、菓子パンなど各種のパン類を小売する事業所（製造小売を除く）をいう。 ×調理パン小売業（サンドイッチ、ハンバーガーなど）[5894]	5864	パン小売業（製造小売でないもの） 主として食パン、コッペパン、菓子パンなど各種のパン類を小売する事業所（製造小売を除く）をいう。 ○パン小売業（製造小売でないもの） ×調理パン小売業（サンドイッチ、ハンバーガーなど）[5895]
589	その他の飲食料品小売業 （56へ移動）	589	その他の飲食料品小売業 コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る） 主として飲食料品を中心とした各種量販品をセルフサービス方式で小売する事業所で、店舗規模が小さく、終日又は長時間営業を行う事業所をいう。 ○コンビニエンスストア ×ミニスーパー（衣・食・住にわたって小売するもの）[5699] （衣・食・住にわたって小売するもの）[5699]
5891	牛乳小売業 主として牛乳を小売する事業所をいう。 ○牛乳スタンド ×乳酸菌飲料小売業[5892]；乳製品小売業（ヨーグルト、バター、チーズなど）[5899]；アイスクリーム小売業[5861、5862]	5892	牛乳小売業 主として牛乳を小売する事業所をいう。 ○牛乳小売業、牛乳スタンド ×乳酸菌飲料小売業[5893]；乳製品小売業（ヨーグルト、バター、チーズなど）[5899]；アイスクリーム小売業[5861、5862]
5892	飲料小売業（別掲を除く） 主として酒類及び牛乳以外の各種の飲料を小売する事業所をいう。 ○清涼飲料小売業；果汁飲料小売業；ミネラルウォーター小売業；乳酸菌飲料小売業；茶類飲料小売業 ×牛乳小売業[5891]；牛乳スタンド[5891]；乳製品小売業（ヨーグルト、バター、チーズなど）[5899]；アイスクリーム小売業[5861、5862]；茶小売業[5893]；酒屋[5851]	5893	飲料小売業（別掲を除く） 主として酒類及び牛乳以外の各種の飲料を小売する事業所をいう。 ○清涼飲料小売業；果汁飲料小売業；ミネラルウォーター小売業；乳酸菌飲料小売業；茶類飲料小売業 ×牛乳小売業[5892]；牛乳スタンド[5892]；乳製品小売業（ヨーグルト、バター、チーズなど）[5899]；アイスクリーム小売業[5861、5862]；茶小売業[5894]；酒屋[5851]

第14回改定（令和6年4月1日～）		第13回改定（～令和6年3月31日）	
<u>5893</u>	茶類小売業 主として各種の茶（緑茶、紅茶など）及び類似品（ココア、コーヒーナ ど）を小売する事業所をいう。 ○こぶ茶小売業；コーヒ－小売業；ココア小売業；豆茶小売業；麦茶小 売業；紅茶小売業 ×清涼飲料小売業[5892]；茶類飲料小売業[5892]	<u>5894</u>	茶類小売業 主として各種の茶（緑茶、紅茶など）及び類似品（ココア、コーヒーナ ど）を小売する事業所をいう。 ○茶小売業；こぶ茶小売業；コーヒ－小売業；ココア小売業；豆茶小売 業；麦茶小売業；紅茶小売業 ×清涼飲料小売業[5893]；茶類飲料小売業[5893]
<u>5894</u>	料理品小売業 主として各種の料理品（折詰料理、そう菜など）を小売する事業所を いう。 ただし、客の注文によって調理をし提供（持ち帰り又は配達）する事 業所は、大分類M－宿泊業、飲食サービス業（中分類77－持ち帰り・ 配達飲食サービス業）に分類される。 ○そう（惣）菜屋；折詰小売業；揚物小売業；駅弁売店；調理パン小売 業（サンドイッチ、ハンバーガーなど他から仕入れたもの又は作り置き のもの）；おにぎり小売業；すし小売業（他から仕入れたもの又は作り 置きのもの）；煮豆小売業；ハンバーガー店（他から仕入れたもの又は 作り置きのもの）；持ち帰り弁当屋（他から仕入れたもの又は作り置き のもの）；ピザ小売業（他から仕入れたもの又は作り置きのもの） ×飲食店[76]；すし店（客の注文によって調理するもの）[7641]；ハン バーガー店（客の注文によって調理するもの）[7691]；持ち帰り弁当 屋（客の注文によって調理するもの）[7711]；ピザ小売業（客の注文に よって調理するもの）[771]；仕出し料理・弁当屋[7721]；ケータリング サービス[7721]；給食センター[7731]	<u>5895</u>	料理品小売業 主として各種の料理品（折詰料理、そう菜など）を小売する事業所を いう。 ただし、客の注文によって調理をし提供（持ち帰り又は配達）する事 業所は、大分類M－宿泊業、飲食サービス業（中分類77－持ち帰り・ 配達飲食サービス業）に分類される。 ○そう（惣）菜屋；折詰小売業；揚物小売業；駅弁売店；調理パン小売 業（サンドイッチ、ハンバーガーなど他から仕入れたもの又は作り置き のもの）；おにぎり小売業；すし小売業（他から仕入れたもの又は作り 置きのもの）；煮豆小売業；ハンバーガー店（他から仕入れたもの又は 作り置きのもの）；持ち帰り弁当屋（他から仕入れたもの又は作り置き のもの）；ピザ小売業（他から仕入れたもの又は作り置きのもの） ×飲食店[76]；すし店（客の注文によって調理するもの）[7641]；ハン バーガー店（客の注文によって調理するもの）[7691]；持ち帰り弁当 屋（客の注文によって調理するもの）[7711]；ピザ小売業（客の注文に よって調理するもの）[771]；仕出し料理・弁当屋[7721]；ケータリング サービス[7721]；給食センター[7721]
<u>5895</u>	米穀類小売業 主として米麦、雑穀及び豆類を小売する事業所をいう。 ○米麦小売業；雑穀小売業；豆類小売業	<u>5896</u>	米穀類小売業 主として米麦、雑穀及び豆類を小売する事業所をいう。 ○米麦小売業；雑穀小売業；豆類小売業

第14回改定（令和6年4月1日～）		第13回改定（～令和6年3月31日）	
5896	豆腐・かまぼこ等加工食品小売業 主として豆腐、こんにやく、納豆、漬物、かまぼこ、ちくわなどの加工食品を小売する事業所をいう。 ○こんにやく小売業；納豆小売業；つくだ煮小売業；漬物小売業；ちくわ小売業；おでん材料小売業 ×煮豆小売業[5894]；こうや（高野）豆腐小売業[5897]	5897	豆腐・かまぼこ等加工食品小売業 主として豆腐、こんにやく、納豆、漬物、かまぼこ、ちくわなどの加工食品を小売する事業所をいう。 ○豆腐小売業；こんにやく小売業；納豆小売業；つくだ煮小売業；漬物小売業；ちくわ小売業；ちくわ小売業；おでん材料小売業 ×煮豆小売業[5895]；こうや（高野）豆腐小売業[5898]
5897	乾物小売業 主として水産物及び農産物の乾物を小売する事業所をいう。 ○乾物屋；干魚小売業；干びよう小売業；ふ（鮎）小売業；乾燥野菜小売業；乾燥果実小売業；こうや（高野）豆腐小売業；干しのり小売業；くん製品小売業；海藻小売業（乾燥したもの）	5898	乾物小売業 主として水産物及び農産物の乾物を小売する事業所をいう。 ○乾物屋；干魚小売業；干びよう小売業；ふ（鮎）小売業；乾燥野菜小売業；乾燥果実小売業；こうや（高野）豆腐小売業；干しのり小売業；くん製品小売業；海藻小売業（乾燥したもの）
5899	他に分類されない飲食料品小売業 主として他に分類されない飲食料品を小売する事業所をいう。 ○氷小売業；乾めん類小売業；インスタントラーメン小売業；缶詰小売業；乳製品小売業（ヨーグルト、バター、チーズなど）；調味料小売業（塩、味そ、しょう油、食酢、ソース、砂糖、食用油脂、香辛料、七味とうがらしなど）	5899	他に分類されない飲食料品小売業 主として他に分類されない飲食料品を小売する事業所をいう。 ○氷小売業；乾めん類小売業；インスタントラーメン小売業；缶詰小売業；乳製品小売業（ヨーグルト、バター、チーズなど）；調味料小売業（塩、味そ、しょう油、食酢、ソース、砂糖、食用油脂、香辛料、七味とうがらしなど）

分類項目の新旧対照表（I－卸売業、小売業）

第14回改定(令和6年4月1日～)		第13回改定(～令和6年3月31日)	
中分類60－その他の小売業 総説		中分類60－その他の小売業 総説	
この中分類には、主として家具、じゅう器、医療品、化粧品、農耕用品、燃料、書籍、文房具、時計、楽器、たばこ、中古品などの他に分類されない商品を小売する事業所が分類される。		この中分類には、主として家具、じゅう器、医療品、化粧品、農耕用品、燃料、書籍、文房具、時計、楽器、たばこ、中古品などの他に分類されない商品を小売する事業所が分類される。	
小分類 番号	細分類 番号	小分類 番号	細分類 番号
600	6000	600	6000
管理、補助的経済活動を行う事業所（60その他の小売業） 主として管理事務を行う本社等 主としてその他の小売業の事業所を統括する本社等として、 自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人 事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、 広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管 理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購 入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所をいう。 ○管理事務を行う本社・本店・支店・支所		管理、補助的経済活動を行う事業所（60その他の小売業） 主として管理事務を行う本社等 主としてその他の小売業の事業所を統括する本社等として、 自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人 事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、 広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管 理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購 入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所をいう。 ○管理事務を行う本社・本店・支店・支所	
6008	6008	6008	6008
自家用倉庫 その他の小売業において、自企業の物品等を保管する事業所 をいう。		自家用倉庫 その他の小売業において、自企業の物品等を保管する事業所 をいう。	
○自家用倉庫		○自家用倉庫	
6009	6009	6009	6009
その他の管理、補助的経済活動を行う事業所 主としてその他の小売業における活動を促進するため、同一 企業その他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支 援業務を提供する事業所をいう。 ○自家用車庫；自家用修理工場		その他の管理、補助的経済活動を行う事業所 主としてその他の小売業における活動を促進するため、同一 企業その他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支 援業務を提供する事業所をいう。 ○自家用車庫；自家用修理工場	

第14回改定(令和6年4月1日～)		第13回改定(～令和6年3月31日)	
601	家具・建具・量小売業	601	家具・建具・量小売業
6011	家具小売業 主として各種の家庭用家具を小売する事業所をいう。 ○いす小売業;机小売業;テーブル小売業;ベッド小売業;つい立小売業;ひょうぶ小売業;浴槽小売業;額縁小売業;本箱小売業;鏡台小売業;じゅうたん小売業;カーテン小売業 ×茶道具小売業[6029];花器小売業(陶磁器製、ガラス製のものを除く)[6029];花器小売業(陶磁器製、ガラス製のものを除く)[6029];宗教用具小売業[6014];マットレス小売業[5712];中古家具小売業[6097];ホットカーペット小売業[5931]	6011	家具小売業 主として各種の家庭用家具を小売する事業所をいう。 ○家具小売業;洋家具小売業;和家具小売業;いす小売業;机小売業;卓子小売業;ベッド小売業;つい立小売業;ひょうぶ小売業;浴槽小売業;額縁小売業;本箱小売業;鏡台小売業;じゅうたん小売業;カーテン小売業 ×茶道具小売業[6029];花器小売業(陶磁器製、ガラス製のものを除く)[6029];花器小売業(陶磁器製、ガラス製のものを除く)[6029];宗教用具小売業[6014];マットレス小売業[5712];中古家具小売業[6098];ホットカーペット小売業[5931]
6012	建具小売業 主としてふすま、障子、その他の建具を小売する事業所をいう。 ○木製建具小売業;金属製建具小売業;建具屋 ×装具業[9031]	6012	建具小売業 主としてふすま、障子、その他の建具を小売する事業所をいう。 ○建具小売業;木製建具小売業;金属製建具小売業;建具屋 ×装具業[9031]
6013	量小売業 主として量、ござ、花むしろ類を小売する事業所をいう。 量完成品の製造小売と量の裏返し、量の修理を兼ねている事業所も本分類に含まれる。 ただし、専ら量の裏返し、量の修理を行う事業所は大分類R－サービス業(他に分類されないもの)[9099]に分類される。 ○量店;ござ小売業;花むしろ小売業 ×量裏返し業(專業のもの)[9099]	6013	量小売業 主として量、ござ、花むしろ類を小売する事業所をいう。 量完成品の製造小売と量の裏返し、量の修理を兼ねている事業所も本分類に含まれる。 ただし、専ら量の裏返し、量の修理を行う事業所は大分類R－サービス業(他に分類されないもの)[9099]に分類される。 ○量小売業;ござ小売業;花むしろ小売業 ×量裏返し業(專業のもの)[9099]
6014	宗教用具小売業 主として各種の宗教用具を小売する事業所をいう。 ○仏具小売業;神具小売業 ×家具小売業(仏具、神具等宗教用具を除く)[6011];墓石小売業[6099]	6014	宗教用具小売業 主として各種の宗教用具を小売する事業所をいう。 ○仏具小売業;神具小売業 ×家具小売業(仏具、神具等宗教用具を除く)[6011];墓石小売業[6099]

第14回改定(令和6年4月1日～)		第13回改定(～令和6年3月31日)	
602	じゅう器小売業	602	じゅう器小売業
6021	金物小売業 主として家庭用その他各種の金物雑貨などを小売する事業所をいう。 本分類には、バケツ、じょうろのような板金製品を製造小売する事業所も含まれる。 なお、主として農業用機械器具を小売する事業所は小分類604[6041]に分類される。 ○金物店：刃物小売業；そり刃小売業；くぎ小売業；ほうろろ鉄器小売業；鉄器小売業；アルミニウム製品小売業；鋳前小売業；魔法瓶小売業 ×ポリバケツ小売業[6022]；農業用機械器具小売業[6041]	6021	金物小売業 主として家庭用その他各種の金物雑貨などを小売する事業所をいう。 本分類には、バケツ、じょうろのような板金製品を製造小売する事業所も含まれる。 なお、主として農業用機械器具を小売する事業所は小分類604[6041]に分類される。 ○金物店：刃物小売業；そり刃小売業；くぎ小売業；ほうろろ鉄器小売業；鉄器小売業；アルミニウム製品小売業；鋳前小売業；魔法瓶小売業 ×ポリバケツ小売業[6022]；農業用機械器具小売業[6041]
6022	荒物小売業 主としてほうき、ざる、日用雑貨（荒物を主とするもの）、ろうそくなどあるいはこれらのものを合わせ小売する事業所をいう。 ○荒物屋：日用雑貨小売業（荒物を主とするもの）；ほうき小売業；ざる小売業；はし小売業；ふるい小売業；たわし小売業；竹かご小売業；バスケット小売業；竹細工小売業；わら製品小売業；こし小売業；しゅろ細工小売業；ろうそく小売業；マッチ小売業；こうり（行李）小売業；ポリバケツ小売業；ガムテープ・荷造ひも小売業；農業用ビニールシート小売業	6022	荒物小売業 主としてほうき、ざる、日用雑貨（荒物を主とするもの）、ろうそくなどあるいはこれらのものを合わせ小売する事業所をいう。 ○荒物屋：日用雑貨小売業（荒物を主とするもの）；ほうき小売業；ざる小売業；はし小売業；ふるい小売業；たわし小売業；竹かご小売業；バスケット小売業；竹細工小売業；わら製品小売業；こし小売業；しゅろ細工小売業；ろうそく小売業；マッチ小売業；こうり（行李）小売業；ポリバケツ小売業；ガムテープ・荷造ひも小売業；農業用ビニールシート小売業
6023	陶磁器・ガラス器小売業 主として各種の陶磁器及びガラス器を小売する事業所をいう。 ○瀬戸物小売業；焼物小売業；土器小売業；食器小売業（陶磁器製、ガラス製のもの）；花器小売業（陶磁器製、ガラス製のもの） ×板ガラス小売業[6093]	6023	陶磁器・ガラス器小売業 主として各種の陶磁器及びガラス器を小売する事業所をいう。 ○瀬戸物小売業；焼物小売業；土器小売業；陶器小売業；磁器小売業；ガラス器小売業（食器小売業（陶磁器製、ガラス製のもの）；花器小売業（陶磁器製、ガラス製のもの）） ×板ガラス小売業[6094]

第14回改定(令和6年4月1日～)		第13回改定(～令和6年3月31日)	
6029	他に分類されないじゅう器小売業 主として他に分類されないじゅう器を小売する事業所をいう。 ○漆器小売業；茶道具小売業；花器小売業（陶磁器製、ガラス製のものを除く）；プラスチック製食器小売業；華道具小売業；貴金属製食器小売業 ×花器小売業（陶磁器製、ガラス製のもの）[6023]	6029	他に分類されないじゅう器小売業 主として他に分類されないじゅう器を小売する事業所をいう。 ○漆器小売業；茶道具小売業；花器小売業（陶磁器製、ガラス製のものを除く）；プラスチック製食器小売業；華道具小売業；貴金属製食器小売業 ×花器小売業（陶磁器製、ガラス製のもの）[6023]
603	医薬品・化粧品小売業 (56へ移動)	603	医薬品・化粧品小売業 ドラッグストア 主として医薬品、化粧品を中心とした健康及び美容に関する各種の商品を中心として、家庭用品、加工食品などの最寄り品をセルフサービス方式によって小売する事業所をいう。 Qドラッグストア ×薬局（一般用医薬品を主として対面販売により小売するもの）[6032]；薬局（調剤を主とするもの）[6033]
6031	医薬品小売業（薬局を除く） 主として要指導医薬品及び一般用医薬品を小売する事業所をいう。 ○薬店；漢方薬小売業；生薬小売業；薬種商販売業	6032	医薬品小売業（調剤薬局を除く） 主として一般用医薬品及び医療用品を小売する事業所をいう。 ○薬局（一般用医薬品の小売を主とするもの）；薬店；漢方薬小売業；生薬小売業；薬種小売業
6032	薬局 主として薬剤師が販売又は授与の目的で調剤の業務並びに薬劑及び医薬品の適正な使用に必要な情報の提供及び薬学的知見に基づく指導の業務を行う場所であって、医薬品の販売を併せ行う事業所（病院若しくは診療所又は飼育動物診療施設の調剤所を除く）をいう。 ○ファーマシー ×薬店[6031]	6033	調剤薬局 主として医師の処方せんに基づき医療用医薬品を調剤し、販売又は授与する事業所をいう。 ○薬局（調剤を主とするもの）；調剤薬局；ファーマシー（調剤を主とするもの） ×薬局（一般用医薬品の小売を主とするもの）[6032]；薬店[6032]

第14回改定(令和6年4月1日～)		第13回改定(～令和6年3月31日)	
6033 化粧品小売業 主として化粧品を小売する事業所をいう。 ○化粧品店;香水小売業;香油小売業;おしろい小売業;整髪料小売業;石けん小売業(化粧、洗顔、髪用のもの);歯磨小売業; シャンプー小売業;白髪染小売業 ×化粧品店員小売業[5793];合成洗剤小売業[6099]		6034 化粧品小売業 主として化粧品を小売する事業所をいう。 ○化粧品店;香水小売業;香油小売業;おしろい小売業;整髪料小売業;石けん小売業(化粧、洗顔、髪用のもの);歯磨小売業; シャンプー小売業;白髪染小売業 ×化粧品店員小売業[5793];合成洗剤小売業[6099]	
604	農耕用品小売業 農業用機械器具小売業 主として農業用機械器具を小売する事業所をいう。 ○すき・くわ・かま小売業;鳥獣害防除器具小売業;畜産用機器小売業;耕うん機小売業;ハンドトラクタ小売業;コンバイン小売業	604	農耕用品小売業 農業用機械器具小売業 主として農業用機械器具を小売する事業所をいう。 ○農業用機械器具小売業;すき・くわ・かま小売業;鳥獣害防除器具小売業;畜産用機器小売業;養蚕用機器小売業;耕うん機小売業;ハンドトラクタ小売業;コンバイン小売業
6042	苗・種子小売業 主として苗及び種子を小売する事業所をいう。苗及び種子を栽培して販売するものは大分類A－農業、林業[01、02]に分類される。 ○種苗小売業;苗木小売業 ×果樹苗木栽培業[0119];林木種子採取業[0299];花・植木小売業[6092]	6042	苗・種子小売業 主として苗及び種子を小売する事業所をいう。苗及び種子を栽培して販売するものは大分類A－農業、林業[01、02]に分類される。 ○種苗小売業;苗木小売業;種子小売業 ×果樹苗木栽培業[0119];林木種子採取業[0299];花・植木小売業[6093]
6043	肥料・飼料小売業 主として肥料、農薬及び飼料を小売する事業所をいう。 ○肥料小売業(化学肥料、有機質肥料、複合肥料など);農薬小売業;園芸用土小売業 ×ペットフード小売業[6095]	6043	肥料・飼料小売業 主として肥料、農薬及び飼料を小売する事業所をいう。 ○肥料小売業(化学肥料、有機質肥料、複合肥料など);飼料小売業;農薬小売業;園芸用土小売業 ×ペットフード小売業[6096]

第14回改定(令和6年4月1日～)		第13回改定(～令和6年3月31日)	
605	燃料小売業 ガソリンスタンド 計量器付の給油ポンプを備え、主として自動車その他の燃料用ガソリン、軽油及び液化石油ガス(LPG)を小売する事業所をいう。 ○給油所;液化石油ガス(LPG)スタンド	605	燃料小売業 ガソリンスタンド 計量器付の給油ポンプを備え、主として自動車その他の燃料用ガソリン、軽油及び液化石油ガス(LPG)を小売する事業所をいう。 ○ガソリンスタンド;給油所;液化石油ガス(LPG)スタンド
6052	燃料小売業(ガソリンスタンドを除く) 主として灯油、プロパンガス、非石油系燃料などの燃料を小売する事業所をいう。 ○灯油小売業;プロパンガス小売業;非石油系燃料小売業(まき、練炭、豆炭、石炭など);電気自動車向け充電スタンド;水素燃料電池自動車向け水素ステーション ×ガス小売業(導管による消費者向けのもの)[3413]	6052	燃料小売業(ガソリンスタンドを除く) 主として灯油、プロパンガス、石炭、まきなどの燃料を小売する事業所をいう。 ○薪炭小売業;練炭小売業;豆炭小売業;石炭小売業;プロパンガス小売業;灯油小売業
606	書籍・文房具小売業 書籍・雑誌小売業(古本を除く) 主として書籍及び雑誌を小売する事業所をいう。 主として書籍、雑誌を賃貸する事業所は大分類K－不動産業、物品賃貸業[7099]に分類される。 ○書店;洋書取次店;楽譜小売業 ×貸本屋[7099];古本屋[6062];教育用磁気テープ小売業[6099]	606	書籍・文房具小売業 書籍・雑誌小売業(古本を除く) 主として書籍及び雑誌を小売する事業所をいう。 主として書籍、雑誌を賃貸する事業所は大分類K－不動産業、物品賃貸業[7099]に分類される。 ○書店;洋書取次店;楽譜小売業 ×貸本屋[7099];古本屋[6062];教育用磁気テープ小売業[6099]
6062	古本小売業 主として古書籍、古雑誌などの古本を小売する事業所をいう。 ○古本屋;古書籍小売業;古雑誌小売業 ×貸本屋[7099]	6062	古本小売業 主として古書籍、古雑誌などの古本を小売する事業所をいう。 ○古本屋;古書籍小売業;古雑誌小売業 ×貸本屋[7099]

第14回改定(令和6年4月1日～)		第13回改定(～令和6年3月31日)	
6063	新聞小売業 主として新聞を小売する事業所をいう。 ○新聞販売店;新聞取次店	6063	新聞小売業 主として新聞を小売する事業所をいう。 ○新聞販売店;新聞取次店
6064	紙・文房具小売業 主として紙、紙製品及び文房具を小売する事業所をいう。 ○洋紙小売業;板紙小売業;和紙小売業;ふすま紙小売業;障子紙小売業;帳簿類小売業;ノート小売業;万年筆小売業;鉛筆小売業;ペン小売業;インキ小売業;すずり小売業;筆小売業;朱肉小売業;製図用具小売業;そろばん小売業;手工材料小売業;絵画用品小売業(水彩絵具、毛筆、パレット、画架など)	6064	紙・文房具小売業 主として紙、紙製品及び文房具を小売する事業所をいう。 ○洋紙小売業;板紙小売業;和紙小売業;ふすま紙小売業;障子紙小売業;帳簿類小売業;ノート小売業;万年筆小売業;鉛筆小売業;ペン小売業;インキ小売業;すずり小売業;筆小売業;朱肉小売業;製図用具小売業;そろばん小売業;手工材料小売業;絵画用品小売業(水彩絵具、毛筆、パレット、画架など)
607	スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業	607	スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業
6071	スポーツ用品小売業 主として各種のスポーツ用品を小売する事業所をいう。 ○運動具小売業;ゴルフ用品小売業;釣具小売業;狩猟用具小売業;スポーツ用靴小売業(スキー靴、スケート靴、登山靴、スパイクシューズなど);運動衣小売業(野球用ユニホーム、剣道着、柔道着など);ジェットスキー小売業;登山用品小売業(登山ザック、登山用テントなど);競泳用不着小売業 ×おもちゃ小売業[6072];水着小売業(競泳用を除く)[5799]	6071	スポーツ用品小売業 主として各種のスポーツ用品を小売する事業所をいう。 ○運動具小売業;スポーツ用品小売業;ゴルフ用品小売業;釣具小売業;狩猟用具小売業;スポーツ用靴小売業(スキー靴、登山靴、スパイクシューズなど);運動衣小売業(野球用ユニホーム、剣道着、柔道着など);ジェットスキー小売業;登山用品小売業(登山ザック、登山用テントなど);競泳用不着小売業 ×おもちゃ小売業[6072];水着小売業(競泳用を除く)[5799]
6072	がん具・娯楽用品小売業 主としてがん具及び娯楽用品を小売する事業所をいう。 ○おもちゃ屋;人形小売業;模型がん具小売業;教育がん具小売業;羽子板小売業;娯楽用品小売業(囲碁、将棋、マージャン、トランプ、花札、かるたなど);テレビゲーム機小売業;ゲーム用ソフト小売業	6072	がん具・娯楽用品小売業 主としてがん具及び娯楽用品を小売する事業所をいう。 ○おもちゃ屋;人形小売業;模型がん具小売業;教育がん具小売業;羽子板小売業;娯楽用品小売業(囲碁、将棋、マージャン、トランプ、花札、かるたなど);テレビゲーム機小売業;ゲーム用ソフト小売業

第14回改定(令和6年4月1日～)		第13回改定(～令和6年3月31日)	
6073	楽器小売業 主として各種の楽器及びレコードを小売する事業所をいう。 ○洋楽器小売業：ピアノ小売業；和楽器小売業：三味線小売業；音楽ソフト小売業（DVD、ブルーレイディスクなどの物理的媒体に記録されたもので音楽ビデオを含む） ×電気音響機械器具小売業（オーディオ機器、ヘッドホン、イヤホンなど）[5931]；映像ソフト小売業（DVD、ブルーレイディスクなどの物理的媒体に記録されたもので音楽用以外のもの）[6099]	6073	楽器小売業 主として各種の楽器及びレコードを小売する事業所をいう。 ○洋楽器小売業：ピアノ小売業；和楽器小売業：三味線小売業；音楽ソフト小売業（DVD、ブルーレイディスクなどの物理的媒体に記録されたもので音楽ビデオを含む） ×電気音響機械器具小売業（オーディオ機器、ヘッドホン、イヤホンなど）[5931]；CD、DVD、ブルーレイディスク小売業（記録媒体で音楽用以外のもの）[6099]
608	写真機・時計・眼鏡小売業 写真機・写真材料小売業 主として写真機及び写真材料を小売する事業所をいう。 主としてデジタルカメラ等の画像データのプリント又はフィルム現像、焼付、引伸及びフィルム複写を行う事業所は大分類N－生活関連サービス業、娯楽業[7993]に分類される。 ○撮影機小売業：映写機小売業；写真感光材料小売業；写真フィルム小売業 ×写真プリント、フィルム現像・焼付業[7993]；DPE取次業[7993]；デジタルカメラ小売業[5931]	608	写真機・時計・眼鏡小売業 写真機・写真材料小売業 主として写真機及び写真材料を小売する事業所をいう。 主としてデジタルカメラ等の画像データのプリント又はフィルム現像、焼付、引伸及びフィルム複写を行う事業所は大分類N－生活関連サービス業、娯楽業[7993]に分類される。 ○写真機小売業；撮影機小売業；映写機小売業；写真感光材料小売業；写真フィルム小売業 ×写真プリント、フィルム現像・焼付業[7993]；DPE取次業[7993]；デジタルカメラ小売業[5931]
6082	時計・眼鏡・光学機械小売業 主として時計、眼鏡及び光学機械並びに附属品を小売する事業所をいう。 専ら時計、眼鏡及び光学機械並びに附属品の修理を行う事業所は大分類R－サービス業（他に分類されないもの）[90]に分類される。 ○時計屋；コンタクトレンズ小売業；双眼鏡小売業 ×時計修理業[9092]；眼鏡修理業[9099]；光学機械修理業[9011]	6082	時計・眼鏡・光学機械小売業 主として時計、眼鏡及び光学機械並びに附属品を小売する事業所をいう。 専ら時計、眼鏡及び光学機械並びに附属品の修理を行う事業所は大分類R－サービス業（他に分類されないもの）[90]に分類される。 ○時計屋；眼鏡小売業；コンタクトレンズ小売業；双眼鏡小売業；望遠鏡小売業 ×時計修理業[9092]；眼鏡修理業[9099]；光学機械修理業[9011]

第14回改定(令和6年4月1日～)		第13回改定(～令和6年3月31日)	
609	他に分類されない小売業 (56へ移動)	609	他に分類されない小売業
6091	たばこ・喫煙具専門小売業 専らたばこ及び喫煙具を小売する事業所をいう。 なお、たばこ及び喫煙具の小売と他の商品の小売を兼ねている事業所については、他の商品によって分類される。	6091	ホームセンター 主として住まいの手入れ改善にかかる商品を中心に、家庭用品、園芸用品、電気機械器具、家具・収納用品、建築材料などの住関連商品を総合的、系統的に品揃えし、セルフサービス方式により小売りする事業所で、店舗規模が大きい事業所をいう。 ○ホームセンター ×ワンプライスショップ(販売する商品によって分類される) [6091を除く56～60]：ディスカウントショップ(販売する商品によって分類される)[6091を除く56～60]：ドラッグストア[6031]：コンビニエンスストア(飲食料品を中心とするもの)[5891]
6092	花・植木小売業 主として花及び植木を小売する事業所をいう。 主として造花を小売する事業所は細分類6099に分類される。 ○花屋；切花小売業；フローリスト；盆栽小売業 ×造花小売業[6099]；苗木小売業[6042]	6092	たばこ・喫煙具専門小売業 専らたばこ及び喫煙具を小売する事業所をいう。 なお、たばこ及び喫煙具の小売と他の商品の小売を兼ねている事業所については、他の商品によって分類される。 ○たばこ・喫煙具専門小売店
6093	建築材料小売業 主として木材、セメント、板ガラスなどの建築材料を小売する事業所をいう。 ○木材小売業；セメント小売業；板ガラス小売業；ブロック小売業；プラスチック建材小売業 ×金物小売業(くぎ、ボルトなど)[6021]	6093	花・植木小売業 主として花及び植木を小売する事業所をいう。 主として造花を小売する事業所は細分類6099に分類される。 ○花屋；切花小売業；フローリスト；植木小売業；盆栽小売業 ×造花小売業[6099]；苗木小売業[6042]
6094	建築材料小売業 主として木材、セメント、板ガラスなどの建築材料を小売する事業所をいう。 ○木材小売業；セメント小売業；板ガラス小売業；ブロック小売業；プラスチック建材小売業 ×金物小売業(くぎ、ボルトなど)[6021]	6094	建築材料小売業 主として木材、セメント、板ガラスなどの建築材料を小売する事業所をいう。 ○木材小売業；セメント小売業；板ガラス小売業；ブロック小売業；プラスチック建材小売業 ×金物小売業(くぎ、ボルトなど)[6021]

第14回改定（令和6年4月1日～）		第13回改定（～令和6年3月31日）	
<u>6094</u>	ジュエリー製品小売業 主として金・銀加工製品及び宝石類を小売する事業所をいう。 ただし、貴金属製食器を小売する事業所は小分類602〔6029〕に分類される。 ○宝石小売業；金製品小売業；銀製品小売業；白金製品小売業；装身具小売業（貴金属製のもの） ×金・銀・白金地金小売業〔6099〕；装身具小売業（貴金属製を除く）〔5793〕；貴金属製食器小売業〔6029〕	<u>6095</u>	ジュエリー製品小売業 主として金・銀加工製品及び宝石類を小売する事業所をいう。 ただし、貴金属製食器を小売する事業所は小分類602〔6029〕に分類される。 ○宝石小売業；金製品小売業；銀製品小売業；白金製品小売業；装身具小売業（貴金属製のもの） ×金・銀・白金地金小売業〔6099〕；装身具小売業（貴金属製を除く）〔5793〕；貴金属製食器小売業〔6029〕
<u>6095</u>	ペット・ペット用品小売業 主として犬・猫・小鳥、熱帯魚などのペット及びびペットフード、ペット用品を小売する事業所をいう。 ○ペットシヨップ；愛がん用動物小売業；観賞用魚小売業；ペットフード小売業	<u>6096</u>	ペット・ペット用品小売業 主として犬・猫・小鳥、熱帯魚などのペット及びびペットフード、ペット用品を小売する事業所をいう。 ○ペットシヨップ；愛がん用動物小売業；観賞用魚小売業；ペットフード小売業
<u>6096</u>	骨とう品小売業 主として骨とう品を小売する事業所をいう。	<u>6097</u>	骨とう品小売業 主として骨とう品を小売する事業所をいう。 ○骨とう品小売業
<u>6097</u>	中古品小売業（骨とう品を除く） 主として中古の衣服、家具、楽器、運動用品、靴など他に分類されない中古品を小売する事業所をいう。 ○中古衣服小売業；古道具小売業；中古家具小売業；古建具小売業；古楽器小売業；古写真機小売業；古運動具小売業；中古靴小売業；古レコード小売業；中古CD小売業；中古ゲーム用ソフト小売業；リサイクルシヨップ（中古電気製品小売業、古本屋を除く） ×くず物回収業〔5369〕；中古自動車小売業〔5912〕；中古自転車小売業〔5921〕；中古電気機械器具小売業〔5933〕；中古電気事務機械器具小売業〔5933〕；古本屋〔6062〕；中古荷車小売業〔6099〕；絵画小売業〔6099〕；古切手・古銭小売業〔6099〕	<u>6098</u>	中古品小売業（骨とう品を除く） 主として中古の衣服、家具、楽器、運動用品、靴など他に分類されない中古品を小売する事業所をいう。 ○中古衣服小売業；古道具小売業；中古家具小売業；古建具小売業；古楽器小売業；古写真機小売業；古運動具小売業；中古靴小売業；古レコード小売業；中古CD小売業；中古ゲーム用ソフト小売業；リサイクルシヨップ（中古電気製品小売業、古本屋を除く） ×くず物回収業〔5369〕；中古自動車小売業〔5912〕；中古自転車小売業〔5921〕；中古電気機械器具小売業〔5933〕；中古電気事務機械器具小売業〔5933〕；古本屋〔6062〕；中古荷車小売業〔6099〕；絵画小売業〔6099〕；古切手・古銭小売業〔6099〕

第14回改定(令和6年4月1日～)		第13回改定(～令和6年3月31日)	
6099	他に分類されないその他の小売業 主として他に分類されないその他の商品を小売する事業所をいう。 本分類には、売買の目的である商品について所有権を有することなく、また、直接的な管理をすると否とにかかわらず、手数料及びその他の報酬を得るために小売業(個人を含む)の代理業務を行い、あるいは仲立あっせんを行う事業所も含まれる。 なお、主としてインターネットを通じて、仲介のためのプラットフォームの提供を行うものは、本分類には含まれない。 ○美術品小売業(骨とう品を除く)：名刺小売業；印章小売業；印刷小売業；帆布小売業；造花小売業；標本小売業；旗ざお・物干しざお小売業；碑石・墓石小売業；石工業(個人の注文によって彫刻、仕上げを行い販売するもの)；荷車小売業(中古品を含む)；古切手小売業；郵趣品(記念切手類・同収集品)小売業；古銭小売業；教育用磁気テープ小売業；合成洗剤小売業；石けん小売業(化粧、洗顔、薬用以外のもの)；録音ソフト小売業(DV、ブルーレイディスクなどの物理的媒体に記録済みの音楽用以外のもの)；絵画小売業；金・銀・白金地金小売業；小売代理商・小売仲立業 × 装身具小売業(貴金属製を除く)[5793]；装身具小売業(貴金属製のもの)[6094]；石けん小売業(化粧、洗顔、薬用のもの)[6033]；電氣小売業(消費者向けのもの)[3313]；ガス小売業(導管による消費者向けのもの)[3413]	6099	他に分類されないその他の小売業 主として他に分類されないその他の商品を小売する事業所をいう。 ○美術品小売業(骨とう品を除く)：名刺小売業；印章小売業；印刷小売業；帆布小売業；造花小売業；標本小売業；旗ざお・物干しざお小売業；碑石・墓石小売業；石工業(個人の注文によって彫刻、仕上げを行い販売するもの)；荷車小売業(中古品を含む)；古切手小売業；郵趣品(記念切手類・同収集品)小売業；古銭小売業；教育用磁気テープ小売業；合成洗剤小売業；石けん小売業(化粧、洗顔、薬用以外のもの)；CD、DVD、ブルーレイディスク小売業(記録済みの音楽用以外のもの)；絵画小売業；金・銀・白金地金小売業；録音テープ小売業(記録済みのもの)× 装身具小売業(貴金属製を除く)[5793]；装身具小売業(貴金属製のもの)[6095]；石けん小売業(化粧、洗顔、薬用のもの)[6034]

令和6年度特定（産業別）最低賃金の改正申出に関する意向表明一覧

整理 番号	特 定 最 低 賃 金 件 名	意 向 表 明 者	受理 月 日	改正等 の区分	備考
1	広島県製鉄業、鋼材、 鋳鉄铸件、可鍛铸件製 造業、その他の鉄鋼業 最低賃金	基幹労連広島県本部 委員長 谷口 英男	2月20日	改正	協約
2	広島県建設用・建築用 金属製品、その他の金 属製品製造業最低賃金	JAM山陽 広島県連絡会 会長 藪本 敬士	2月20日	改正	公正
3	広島県はん用機械器 具、生産用機械器具、 業務用機械器具製造業 最低賃金	基幹労連広島県本部 委員長 谷口 英男	2月20日	改正	公正
4	広島県電子部品・デバ イス・電子回路、電気 機械器具、情報通信機 械器具製造業最低賃金	電機連合中国地方協議会 事務局長 角 直樹	2月20日	改正	協約
5	広島県自動車・同附属 品製造業最低賃金	全日本自動車産業労働組合 総連合会 広島地方協議会 議長 金子 哲二	2月20日	改正	協約
6	広島県船舶製造・修理 業、船用機関製造業最 低賃金	基幹労連広島県本部 委員長 谷口 英男	2月20日	改正	公正
7	広島県各種商品小売業 最低賃金	UAゼンセン広島県支部 支部長 香西 真	2月20日	改正	協約
8	広島県自動車小売業最 低賃金	全日本自動車産業労働組合 総連合会 広島地方協議会 販売部門連絡会 委員長 荒城 啓太	2月20日	改正	公正
9	広島県各種商品、各種 食料品小売業最低賃金	UAゼンセン広島県支部 支部長 香西 真	3月15日	新設	公正

2024 年 2 月 1 日

広島労働局長

釜石 英雄 様

基幹労連広島県本部
委員長 谷口 英男

特定（産業別）最低賃金の金額改正に関する意向表明

最低賃金法第 15 条の規定による、広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄铸件、可鍛铸铁製造業、その他の鉄鋼業最低賃金の改正に関する申し出について、下記のとおり意向を表明する。

記

1. 申し出者

所在地 〒733-8553
広島県広島市西区観音新町四丁目 6 番 22 号
組織名 基幹労連広島県本部
代表者 委員長 谷口 英男

2. 特定（産業別）最低賃金改正の件名

広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄铸件、可鍛铸铁製造業、その他の鉄鋼業最低賃金

3. 申し出の理由

当該産業における事業の労使協定に基づき

4. 申し出の時期

2024 年 6 月末

以上



2024 年 2 月 2 日

広島労働局長

釜石 英雄 様

J A M山陽 広島県連絡会
会長 藪本 敬士

特定（産業別）最低賃金の金額改正に関する意向表明

最低賃金法第 15 条の規定による、広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業最低賃金の改正に関する申し出について、下記のとおり意向を表明する。

記

1. 申し出者

所在地 〒732 - 0817
広島市南区比治山町 2-5
住宅生協比治山ビル 3 F
組織名 J A M山陽 広島県連絡会
代表者 会 長 藪本 敬士

2. 特定（産業別）最低賃金改正の件名

広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業最低賃金

3. 申し出の理由

当該産業における事業の公正競争確保のため

4. 申し出の時期

2024 年 6 月末

以上



2024 年 2 月 1 日

広島労働局長

釜石 英雄 様

基幹労連広島県本部
委員長 谷口 英男

特定（産業別）最低賃金の金額改正に関する意向表明

最低賃金法第 15 条の規定による、広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正に関する申し出について、下記のとおり意向を表明する。

記

1. 申し出者

所在地 〒733-8553
広島県広島市西区観音新町四丁目 6 番 22 号
組織名 基幹労連広島県本部
代表者 委員長 谷口 英男

2. 特定（産業別）最低賃金改正の件名

広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金

3. 申し出の理由

当該産業における事業の公正競争確保のため

4. 申し出の時期

2024 年 6 月末

以上



2024 年 1 月 31 日

広島労働局長

釜石 英雄 様

電機連合中国地方協議会
事務局長 角 直樹

特定（産業別）最低賃金の金額改正に関する意向表明

最低賃金法第 15 条の規定による、広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正に関する申し出について、下記のとおり意向を表明する。

記

1. 申し出者

所在地 〒721 - 8588
福山市南蔵王町 4 丁目 5 - 18
組織名 電機連合中国地方協議会
代表者 事務局長 角 直樹

2. 特定（産業別）最低賃金改正の件名

広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具
製造業最低賃金

3. 申し出の理由

当該産業における事業の労使協定に基づき

4. 申し出の時期

2024 年 6 月末

以上



2024 年 2 月 15 日

広島労働局長

釜石 英雄 様

全日本自動車産業労働組合総連合会

広島地方協議会

議長 金子 哲二

特定（産業別）最低賃金の金額改正に関する意向表明

最低賃金法第 15 条の規定による、広島県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正に関する申し出について、下記のとおり意向を表明する。

記

1. 申し出者

所在地 〒734 - 0064
広島市南区小磯町 1 番 1 号
組織名 全日本自動車産業労働組合総連合会
広島地方協議会
代表者 議長 金子 哲二

2. 特定（産業別）最低賃金改正の件名

広島県自動車・同附属品製造業最低賃金

3. 申し出の理由

当該産業における事業の労使協定に基づき

4. 申し出の時期

2024 年 6 月末

以上



2024 年 2 月 1 日

広島労働局長

釜石 英雄 様

基幹労連広島県本部
委員長 谷口 英男

特定（産業別）最低賃金の金額改正に関する意向表明

最低賃金法第 15 条の規定による、広島県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金の改正に関する申し出について、下記のとおり意向を表明する。

記

1. 申し出者

所在地 〒733-8553
広島県広島市西区観音新町四丁目 6 番 22 号
組織名 基幹労連広島県本部
代表者 委員長 谷口 英男

2. 特定（産業別）最低賃金改正の件名

広島県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金

3. 申し出の理由

当該産業における事業の公正競争確保のため

4. 申し出の時期

2024 年 6 月末

以上



2024 年 2 月 6 日

広島労働局長

釜石 英雄 様

U A ゼンセン広島県支部
支部長 香西 真

特定（産業別）最低賃金の金額改正に関する意向表明

最低賃金法第 15 条の規定による、広島県各種商品小売業最低賃金の改正に関する
申し出について、下記のとおり意向を表明する。

記

1. 申し出者

所在地 〒732-0825
広島市南区金屋町 1-17 ワークピア広島 2 F
組織名 U A ゼンセン広島県支部
代表者 支部長 香西 真

2. 特定（産業別）最低賃金改正の件名

広島県各種商品小売業最低賃金

3. 申し出の理由

当該産業における事業の労使協定に基づき

4. 申し出の時期

2024 年 6 月末

以上



2024 年 2 月 15 日

広島労働局長
釜石 英雄 様

全日本自動車産業労働組合総連合会
広島地方協議会販売部門連絡会
委員長 荒城 啓太

特定（産業別）最低賃金の金額改正に関する意向表明

最低賃金法第 15 条の規定による、広島県自動車小売業最低賃金の改正に関する申し出について、下記のとおり意向を表明する。

記

1. 申し出者

所在地 〒734 - 0064
広島市南区小磯町 1 - 1
組織名 全日本自動車産業労働組合総連合会
広島地方協議会販売部門連絡会
代表者 委員長 荒城 啓太

2. 特定（産業別）最低賃金改正の件名

広島県自動車小売業最低賃金

3. 申し出の理由

当該産業における事業の公正競争確保のため

4. 申し出の時期

2024 年 6 月末

以上



2024年3月15日

広島労働局長

釜石 英雄 様

U Aゼンセン広島県支部
支部長 香西 真

特定（産業別）最低賃金の新設決定に関する意向表明

最低賃金法第15条の規定による、広島県各種商品、各種食料品小売業を特定（産業別）最低賃金として、新設（決定）するため、下記のとおり意向表明する。

記

1. 申し出者

所在地 〒732-0825
広島市南区金屋町1-17
ワークピア広島2F
組織名 U Aゼンセン広島県支部
代表者 支部長 香西 真

2. 特定（産業別）最低賃金の新設決定を申し出する業種

広島県各種商品、各種食料品小売業 最低賃金

3. 申し出の理由

当該産業における事業の公正競争確保のため

4. 申し出の時期

2024年6月末

以上



令和6年度 適用使用者数及び適用労働者数

(令和3年経済センサス等による)

1 製鉄業、鋼材、鋳鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）	使用者数	労働者数
E220 管理、補助的活動を行う事業所	1	1
E2211 高炉による製鉄業	1	4,393
E223 製鋼を行わない鋼材製造業	10	671
E225 鉄素形材（鋳鉄鋳物）製造業	37	1,021
E229 その他の鉄鋼業	161	2,315
計	210	8,401

2 建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）	使用者数	労働者数
E240 管理、補助的活動を行う事業所	9	32
E244 建設用・建築用金属製品製造業	521	5,353
E249 その他の金属製品製造業	67	1,599
計	597	6,984

3 はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）	使用者数	労働者数
E25 はん用機械器具製造業	321	7,432
E26 生産用機械器具製造業	807	19,389
E27 業務用機械器具製造業	25	457
計	1,153	27,278

4 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）	使用者数	労働者数
E28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	49	5,269
E29 電気機械器具製造業	257	6,649
E30 情報通信機械器具製造業	10	269
計	316	12,187

5 自動車・同附属品製造業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）	使用者数	労働者数
E 310 管理，補助的活動を行う事業所	3	356
E 311 自動車・同附属品製造業	268	32,708
計	271	33,064

6 船舶製造・修理業，船用機関製造業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）	使用者数	労働者数
E 310 管理，補助的活動を行う事業所	5	9
E 313 船舶製造・修理業，船用機関製造業	435	8,931
計	440	8,940

7 各種商品小売業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）	使用者数	労働者数
I 560 管理，補助的活動を行う事業所	3	1,169
I 561 百貨店，総合スーパー	46	8,121
I 569 その他の各種商品小売業	28	385
計	77	9,675

8 自動車小売業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）	使用者数	労働者数
I 590 管理，補助的活動を行う事業所	17	544
I 591 自動車小売業	1,483	10,155
計	1,500	10,699

令和5年度における地方最低賃金審議会の公開状況

公開

	本 審			専 門 部 会	
	会議の 傍聴	議事内容の公開	議事内容 のHP掲載	会議の 傍聴	議事内容の公 開
北海道	○	議事録	○	△	議事録(一部)
青森	○	議事録	○	△	議事録(一部)
岩手	○	議事録	○	△	議事要旨
宮城	○	議事録	○	△	議事録(一部)
秋田	○	議事録	○	△	議事録(一部)
山形	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)
福島	△	議事録	○	△	議事録
茨城	○	議事録	○	△	議事録(一部)
栃木	△	議事録	○	△	議事要旨
群馬	○	議事録	○	×	議事録
埼玉	○	議事録	○	○	議事録
千葉	○	議事録	○	△	議事録
東京	○	議事録	○	×	議事要旨
神奈川	○	議事録	○	△	議事録(一部)
新潟	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)
富山	○	議事録	○	△	議事録
石川	○	議事録	○	△	議事録(一部)
福井	△	議事録	○	△	議事録(一部)
山梨	○	議事録	○	△	議事録(一部)
長野	○	議事録	○	△	議事録(一部)
岐阜	○	議事録	○	△	議事録(一部)
静岡	△	議事録(一部)	○	×	議事要旨
愛知	○	議事録	○	△	議事録(一部)

	本 審			専 門 部 会	
	会議の 傍聴	議事内容の公開	議事内容 のHP掲載	会議の 傍聴	議事内容の公 開
三重	○	議事録	○	△	議事録
滋賀	○	議事録	○	△	議事録
京都	○	議事録	○	×	議事要旨
大阪	○	議事録	○	×	議事要旨
兵庫	△	議事録	○	△	議事録
奈良	○	議事録	○	△	議事録(一部)
和歌山	○	議事録	○	△	議事録(一部)
鳥取	○	議事録	○	○	議事録
島根	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)
岡山	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)
広島	○	議事録	○	△	議事録(一部)
山口	○	議事録	○	△	議事録(一部)
徳島	○	議事録	○	△	議事録(一部)
香川	○	議事録	○	△	議事録(一部)
愛媛	○	議事録	○	△	議事録(一部)
高知	○	議事録	○	△	議事録(一部)
福岡	○	議事録	○	△	議事録(一部)
佐賀	○	議事録	○	△	議事録
長崎	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)
熊本	○	議事録	○	×	議事録(一部)
大分	○	議事録	○	△	議事録(一部)
宮崎	△	議事録	○	△	議事録
鹿児島	△	議事録	○	△	議事録
沖縄	○	議事録	○	○	議事録



広島労働局働き方改革推進協議会 議 事 次 第

日時：令和6年2月7日（水）15：30～16：30

場所：ホテルメルパルク広島 5階 桜

- 1 開会
- 2 広島労働局長開会挨拶
- 3 行政機関からの説明
 - (1) 広島労働局
 - (2) 経済産業局
 - (3) 公正取引委員会
 - (4) 広島県
- 4 出席者による意見発表
 - (1) 広島県経営者協会
 - (2) 広島県商工会議所連合会
 - (3) 広島県商工会連合会
 - (4) 広島県中小企業団体中央会
 - (5) 日本労働組合総連合会広島県連合会
 - (6) 県立広島大学
 - (7) 広島県社会保険労務士会
- 5 意見交換
- 6 広島労働局長閉会挨拶
- 7 閉会



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

広島労働局説明資料

- 「賃金引上げ」に向けた取組について
- 「年収の壁」を意識せずに働くことができる環境づくりに向けた取組について

経済の現状認識と経済対策の基本的考え方

- 高水準の賃上げや企業の高い投資意欲など、低物価・低賃金・低成長に象徴される「コストカット型経済」から、30年ぶりの変革を遂げた新たなステージを迎えている。足元では、賃金や設備投資が上昇し、賃金と物価が好循環する「新たなステージ」への光が見つつある。
- 今回の経済対策は、日本経済を熱量溢れる新しい経済ステージへと移行させるためのスタートダッシュを図るためのもの。
 - まずは、新たなステージへの移行に向けた動きを後戻りさせないため、**足元の物価高から国民生活・事業活動を守る対策に万全を期す**。併せて、賃上げの流れを地方・中堅・中小企業にも波及させ、**賃上げのモメンタムの維持・拡大**を図る。
 - **供給力を強化**すべく、GX・DX・戦略分野への投資促進、スタートアップ支援などに取り組む。
 - **人口減少を寛据えた社会変革を起動・推進**するため、デジタル行政改革や人手不足等に対応する制度・規制改革、ことも・子育て支援や公教育の再生などに取り組む。
 - 予算措置のみならず、**税制や規制・制度変革を総動員**。

(※)税制措置については、2023年末の令和6年度税制改正において検討し、結論を得た上で、次期通常国会に法案を提出する。

第1節 物価高から国民生活を守る

1 物価高により厳しい状況にある生活者・事業者への支援

- ・ 所得税・個人住民税の定額減税(納税者及び配偶者含む扶養家族1人につき令和6年分の所得税3万円、令和6年度分の個人住民税1万円の交付)【**税制**】
- ・ 低所得世帯への支援(重点支援地方交付金の低所得世帯支援枠に1世帯当たり7万円を追加し、住民税非課税世帯1世帯当たり合計10万円を目安に支援)
- ・ 両者の間におられる方(※)への丁寧な対応
- (※)①住民税非課税世帯には該当しないが、住民税均等割のみ課税される世帯、定額減税が開始される時期に新たな課税情報により住民税非課税世帯に該当することが判明する世帯、②低所得世帯のうち世帯人数が多い子育て世帯や、定額減税の恩恵を十分に受けられないと見込まれる所得水準の者
- ・ 燃料油の激変緩和措置を2024年4月末まで講ずる。また、電気・ガスの激変緩和措置を2024年4月末まで講じ、同年5月は激変緩和の幅を縮小する。
- ・ 漁業者、施設園芸事業者等向けの燃料油価格の激変緩和措置も引き続き実施
- ・ 重点支援地方交付金の追加
 - 生活者向け：学校給食費、プレミアム商品券等発行による消費下支えの取組、LPGガス使用世帯等への支援
 - 事業者向け：中小企業(特別臨圧・LPGガス)、農林水産事業者、地産観光業、医療・介護、保育施設、学校施設、商店街、自治会等への支援
 - 公共事業について、適正な予定価格の設定やスライド条項の適切な運用徹底の上、必要な事業量を確保
 - 賃金支払の原資となる適切な労務費の確保に係る制度改正を含めた対応の具体化を進める
 - ・ 食品ロス削減、フードバンク・こども食堂支援

2 エネルギーコスト上昇に対する経済社会の耐性の強化

- ・ 企業や家庭における省エネの更なる促進
- 企業：工場等における省エネ設備の導入を複数年度にわたり支援、中小企業向けの省エネ診断
- 家庭：子育て世帯や若者夫婦世帯の省エネ住宅の取得を支援
 - 省エネ改修、断熱窓への改修、高効率給湯器の導入をワンストップ窓口で支援
- 運輸：クリーンエネルギー自動車、充電・水素充てんインフラ等の導入支援
- ・ 再エネ支援(自家消費型太陽光発電、蓄電池の導入、地産地消型の再エネ導入に係る取組支援)
- ・ 原子力の活用(十数基の原発再稼働、次世代革新炉の開発・建設、バックエンド事業加速化)

取りまとめの視点



フロンティアの開拓

経済社会を大きく変革する可能性のある新技術、市場の飛躍的な成長が期待される分野など、いわゆるフロンティアの開拓を目指すこと。



実証から実装のフェーズへの移行

人口減少下における人手の代替だけでなく、革新的なサービスの提供にもつながるデジタル技術等の社会実装の促進を目指すこと。



府省庁・制度間連携の徹底

各府省庁が所管・実施する財政措置、制度等について、それぞれの有機的な連携を図り、経済対策全体の効果の最大化を目指すこと。

第2節 地方・中堅・中小企業を含めた持続的賃上げ、所得向上と地方の成長を実現する

1 中堅・中小企業の賃上げの環境整備、人手不足対応、生産性向上を通じた賃上げ継続の支援

- (1) **中堅・中小企業の賃上げの環境整備**
 - ・ 賃上げ促進税制の強化(赤字法人を含めた賃上げ促進のための繰越控除制度創設、措置の期限の在り方)【**税制**】
 - ・ 労務費の転嫁のための指針策定、最低賃金の引上げ(2030年代半ばまでに1,500円)及びその支援
 - ・ 資金繰り等の支援
- (2) **人手不足対応、生産性向上を通じた賃上げ継続の支援**
 - ・ 中小企業の省力化投資支援、中堅・中小企業の大規模投資支援、生産性向上支援(ヘルポイス対応支援等含む)
 - ・ 医療・介護・障害福祉分野の人材確保に向けた賃上げに必要な財政措置、事業継続補助の計画提出期限の延長【**税制**】
- (3) **「年収の壁」への対応を含めた所得向上へ取組**
 - ・ 年収の壁・支援強化パッケージ
 - ・ 家事支援サービスの利用環境整備、非正規雇用の正規化支援、資産運用立国を通じた所得拡大 等

2 構造的賃上げに向けた三位一体の労働市場改革の推進

- (1) **三位一体の労働市場改革の推進**
 - ・ リスキリング(教育訓練給付拡充、在職中の非正規雇用者支援、企業・大学の共同講座等)
 - ・ 職務給導入(ジョブの整理・活り方、人材の配置・育成、労働条件変更と現行法制・判例との関係等の事例整理・公表)
 - ・ 成長分野への労働移動円滑化(官民の求職・求人情報共有化、デジタル分野の公的職業訓練の充実等)
- (2) **多様な働き方の推進(同一労働・同一賃金の徹底、自治体による就職氷河期世代支援)**
- 3 **経済の回復基調の地方への波及及び経済交流の拡大**
- (1) **円安を活かした地域の「稼ぐ力」の回復・強化**
 - ・ 観光地・観光産業の再生・高付加価値化の支援、オーパーツーリズムの未然防止・抑制 等
 - ・ 農林水産物・食品の輸出拡大(輸出先多角化のための販路開拓支援、マーケティング志向の輸出産地育成等)
 - ・ 新規輸出1万者プログラム(設備導入支援、海外ショールーム新規設置、海外ECサイトとの連携拡大等)

(2) 地方活性化

- ・ 国立公園の滞在体験の魅力向上、文化財等の活用、「食料安定供給・農林水産業基盤強化」に向けた緊急対応パッケージの実行、コンパクトでゆとりとにぎわいのあるまちづくり、高速道路通勤帯割引・時間変動料金の見直し・拡大、地域における人材マッチングの支援、条件不利地域の振興 等
- (3) **大阪・関西万博の推進**(会場整備や内容の充実に必要な措置、全国的な機運醸成)

○変革を力強く進める「供給力の強化」と、不安定な足元を固め、物価高を乗り越える「国民への還元」の2つを「車の両輪」として、日本経済が熱量溢れる新たなステージへ移行するためのスタートダッシュを図るための総合的な経済対策を策定・実行し、「新しい資本主義」の実現に向けた取組を更に加速する。

I. 物価高から国民生活を守る

○医療・介護・障害福祉等分野における物価高への対応

- ・重点支援地方交付金（内閣府）を追加し、地方公共団体に対して、医療・介護等の分野への重点的な活用を推奨するとともに、活用状況のフォローアップを実施。その際、入院時の食費の基準について、診療報酬の見直しに向けた検討を行うことと併せ、それまでの間、早急かつ確実な支援（※）を実施。

※ 入院時の食費については、2023年度中については、重点支援地方交付金により対応。2024年度については、地域医療介護総合確保基金による対応を念頭に、診療報酬の見直しと合わせ、2024年度予算編成過程において検討。

II. 地方・中堅・中小企業を含めた持続的な賃上げ、所得向上と地方の成長を実現する

○中堅・中小企業の賃上げの環境整備

- ・最低賃金の引上げに向けた環境整備を支援する業務改善助成金 等

○人手不足対応、生産性向上を通じた賃上げ継続の支援

- ・介護等の社会生活を支える職種における安定的な労働力確保のための「人材確保対策推進事業」
- ・医療・介護・障害福祉分野における処遇改善支援事業 等

○「年収の壁」への対応を含めた所得向上への取組

- ・年収の壁・支援強化パッケージ
- ・キャリアアップ助成金による非正規雇用労働者の正社員化の促進 等
- 三位一体の労働市場改革の推進
- ・非正規雇用労働者等が働きながら学びやすい職業訓練試行事業（仮称）の実施
- ・公的職業訓練によるデジタル推進人材の育成
- ・O f f - J T では不足する実務経験を提供するデジタル人材育成のための「実践の場」開拓モデル事業
- ・生産性を向上させる取組等を人材確保・育成の面から効果的に促すための産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース） 等

○多様な働き方の推進

- ・同一労働同一賃金の更なる遵守徹底 等

III. 成長力の強化・高度化に資する国内投資を促進する

○科学技術の振興及びイノベーションの促進

- ・がん・難病の全ゲノム解析等の推進 等

○G X・D Xの推進及びA Iの開発力強化・利用促進に資する基盤整備

- ・生成A Iを活用した新規がん・難病治療薬創生 等

○イノベーションを牽引するスタートアップ等の支援

- ・医療分野における「シーズ実用化可能性調査支援事業」
- ・医療系ベンチャー海外投資獲得支援事業 等

IV. 人口減少を乗り越え、変化を力にする社会変革を起動・推進する

○医療・介護分野におけるデジタル技術を活用した効率化

- ・介護サービス事業者の生産性向上や協働化等を通じた職場環境改善事業
- ・介護ロボット開発等加速化事業
- ・障害福祉分野のロボット等導入支援事業
- ・障害福祉分野のI C T導入モデル事業
- ・オンライン資格確認の用途拡大等の推進
- ・マイナ保険証利用促進のための医療機関等への支援
- ・マイナバーカードと健康保険証一体化周知広報事業／コールセンター設置
- ・マイナバーカードと健康保険証の一体化に向けたシステム改修等経費
- ・診療報酬改定D X（共通算定モジュールの開発等）
- ・全国医療情報プラットフォーム開発事業
- ・電子処方箋の活用・普及の促進事業
- ・医療機関におけるサイバーセキュリティ確保事業 等

○高齢者活躍の推進及び認知症施策

- ・シルバー会員未就業者及び女性高齢者社会参加促進事業
- ・共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づく都道府県・市町村の認知症施策推進計画の策定支援
- ・共生に向けた認知症の早期発見・早期介入実証プロジェクトの推進 等
- 孤独・孤立、障害者など困難に直面する方々への支援
- ・生活困窮者等を支える地方公共団体、民間団体の活動支援や相談支援体制等の充実
- ・地域における自殺防止対策の強化
- ・学校薬剤師・地区薬剤師会を活用したO T C濫用防止対策事業 等

V. 国土強靱化、防災・減災など国民の安全・安心を確保する

○国民の安全・安心の確保

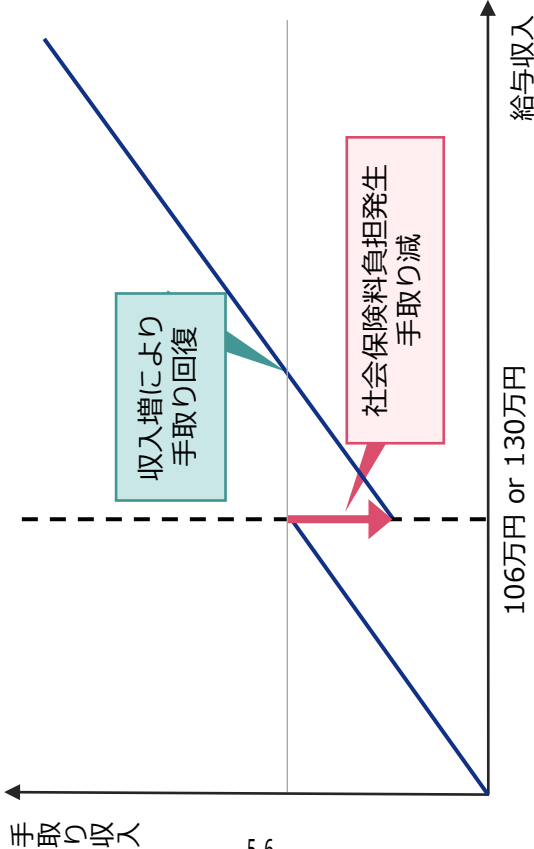
- ・医療提供体制等の維持のための「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」
- ・新型コロナウイルスワクチン接種に係る体制の確保等
- ・次の感染症危機に備えた有効な治療薬等の研究開発の推進
- ・感染症法改正に伴う対応（個人防護具の備蓄等事業、新興感染症対応応力強化事業）
- ・感染症システムの開発等経費
- ・医薬品・医療機器の安定供給の確保
- ・安全・安心な水道の整備 等

- 「賃金引上げ」に向けた取組について
- 「年収の壁」を意識せずに働くことができる環境づくりに向けた取組について

「年収の壁」を巡る現状

- 会社員・公務員の配偶者で扶養され保険料負担がない「第3号被保険者」のうち約4割が就労。
- その中には、一定以上の収入となった場合の社会保険料負担等による手取り収入の減少を理由として、就業調整をしている者が一定程度存在。

第3号被保険者の手取り収入の変化（イメージ）



- 従業員100人超企業（※1）に週20時間以上で勤務する場合
 - 「106万円の壁」^{（※2）}
 - 加入制度：厚生年金保険・健康保険
- 上記以外の場合
 - 「130万円の壁」
 - 加入制度：国民年金・国民健康保険

（※1）令和6年10月には、従業員50人超の企業まで拡大。

（※2）所定内賃金が月額8.8万円以上であることが要件。

就業調整の理由

配偶者がいる女性パートタイム労働者のうち、就業調整をしていると回答した者（21.8％）は、その理由として、「106万円の壁」、「130万円の壁」及び配偶者手当を意識していると回答している。（複数回答）

【被扶養者認定基準（130万円）】 一定額（130万円）を超えると配偶者の健康保険、厚生年金保険の被扶養者からはずれ、自分で加入しなければならなくなるから	57.3％
【被用者保険加入（106万円）】 一定の労働時間を超えると雇用保険、健康保険、厚生年金保険の保険料を払わなければならないから	21.4％
【配偶者の会社の配偶者手当】 一定額を超えると配偶者の会社の配偶者手当がもらえなくなるから	15.4％

（出典）厚生労働省「令和3年パートタイム・有期雇用労働者総合実態調査」

「年収の壁」への当面の対応策（「年収の壁・支援強化パッケージ」）概要

人手不足への対応が急務となる中で、短時間労働者が「年収の壁」を意識せず働くことができる環境づくりを支援するため、当面の対応として下記施策（支援強化パッケージ）に取り組むこととし、さらに、制度の見直しに取り組む。

106万円の壁への対応

◆キャリアアップ助成金

キャリアアップ助成金のコースを新設し、短時間労働者が被用者保険（厚生年金保険・健康保険）の適用による手取り収入の減少を意識せず働くことができるよう、労働者の収入を増加させる取組を行った事業主に対して、労働者1人当たり最大50万円の支援を行う。なお、実施に当たり、支給申請の事務を簡素化。

労働者の収入を増加させる取組については、賃上げや所定労働時間の延長のほか、被用者保険適用に伴う保険料負担軽減のための手当（社会保険適用促進手当）として、支給する場合も対象とする。

◆社会保険適用促進手当

事業主が支給した社会保険適用促進手当については、適用に当たったその労使双方の保険料負担を軽減するため、新たに発生した本人負担分の保険料相当額を上限として被保険者の標準報酬の算定において考慮しない。

130万円の壁への対応

◆事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

被扶養者認定基準（年収130万円）について、労働時間延長等に伴う一時的な収入変動による被扶養者認定の判断に際し、事業主の証明の添付による迅速な判断を可能とする。

配偶者手当への対応

◆企業の配偶者手当の見直しの促進

特に中小企業においても、配偶者手当の見直しが進むよう、

- (1) 見直しの手順をフローチャートで示す等
わかりやすい資料を作成・公表した。
- (2) 中小企業団体等を通じて周知する。

上記のほか、設備投資等により事業場内最低賃金の引上げに取り組む中小企業等に対する助成金（業務改善助成金）の活用も促進。

参考資料



① 施策の目的

DXの進展が加速する中、デジタル分野における職業訓練コースの設定の促進を図り、デジタル推進人材を育成する。

③ 施策の概要

公共職業訓練（委託訓練）及び求職者支援訓練を実施する民間教育訓練機関に対してデジタル分野の訓練コースの委託費等の上乗せを拡充することにより、デジタル推進人材の育成を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

上乗せの対象

公共職業訓練（委託訓練）及び求職者支援訓練を実施している民間教育訓練機関に対して支払う委託費等について、経済産業省・独立行政法人情報処理推進機構が定めた「DX推進スキル標準」に対応したデジタル分野の訓練コースを新たに委託費等の上乗せの対象とする。

※ 現在、デジタル分野の訓練については、通常の委託費等に加え、資格取得率等が一定割合以上の場合や企業実習を組み込んだ場合に、委託費等を上乗せしている。

※ 令和8年度末までの時限措置

スキーム図



⑤ 成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

デジタル分野の職業訓練コースの拡大により、離職者の再就職が進むと同時に、成長分野における人材確保が図られる。

【○生成AIを含むデジタル人材育成のための「実践の場」を開拓するモデル事業の実施】

令和5年度補正予算 18百万円
※労働特区(雇) 18百万円

人材開発統括官付政策企画室
(内線5963、5929)

施策名：デジタル人材育成のための「実践の場」開拓モデル事業

① 施策の目的

実務経験を積むための「実践の場」を提供し、生成AIを含むデジタル人材の育成を促進する。

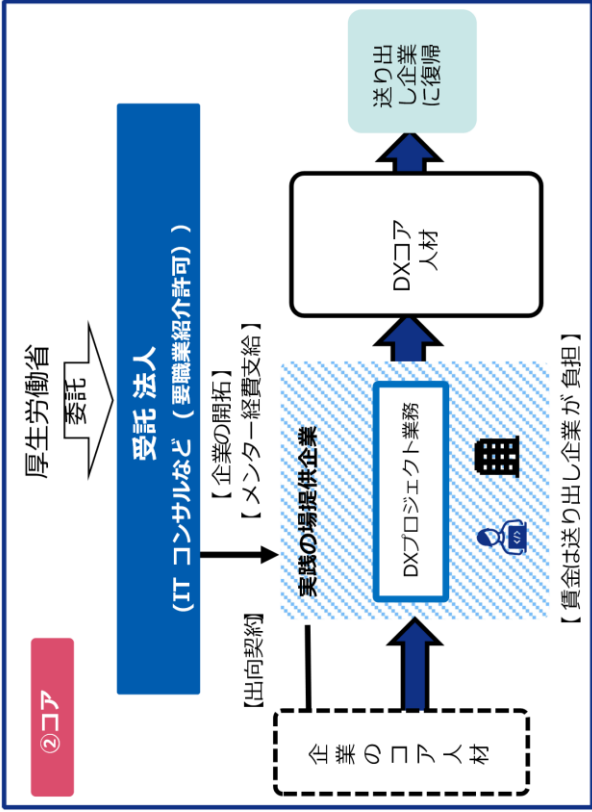
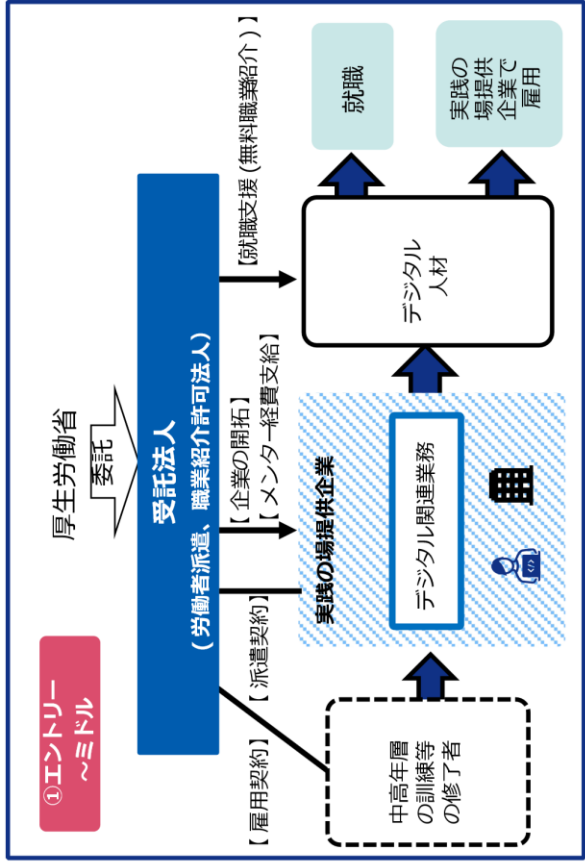
② 対策の柱との関係

I	II	III	IV	V
	○			

③ 施策の概要

他職種からIT人材に転職を目指す者のうち中高年齢者や、IT以外の産業分野の企業のDX推進のため、実践経験を積むための「実践の場」を創出するモデル事業を実施し、その効果・課題を検証する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- ・ 中高年齢者のデジタル分野への就職が促進される。
- ・ 企業内でDXを推進する人材が育成されることで、企業のDX化が促進される。

施策名：非正規雇用労働者等が働きながら学びやすい職業訓練試行事業（仮称）の実施

① 施策の目的

非正規雇用労働者等が働きながらでも学びやすく、自らの希望に応じた柔軟な日時や実施方法による職業訓練を受講できるように仕組を構築し、非正規雇用労働者等のリ・スキリングの支援を行うことを目的とする。

② 対策の柱との関係

I	II	III	IV	V
	○			

③ 施策の概要

在職中の非正規雇用労働者等の受講を前提とした様々な受講日程、実施手法等の職業訓練を試行的に実施することにより、非正規雇用労働者等のキャリアアップに効果的な職業訓練の検証を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

試行事業の内容

ア 対象者

主に非正規雇用労働者

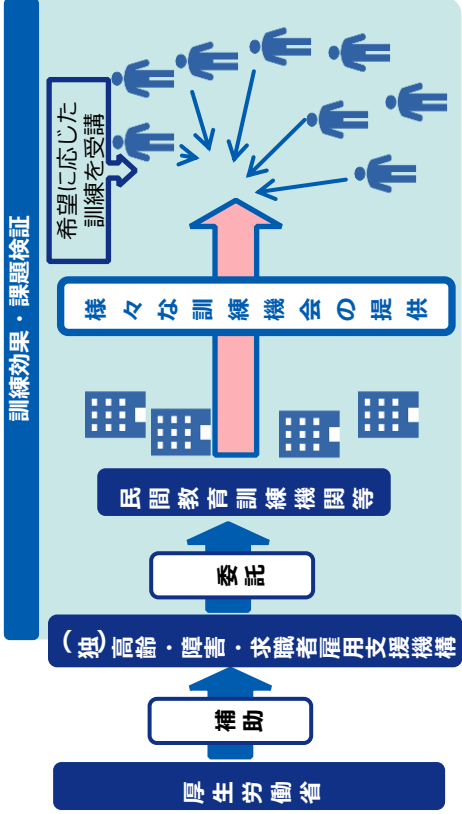
イ 実施方法等

受講継続等に効果的であるスクーリング形式と、場所や時間を問わず受講しやすいオンライン（オンデマンド、同時双方向）形式を効果的に組み合わせ実施することを想定。

ウ 受講継続等の支援策

実施機関において、受講継続奨励や学習の進捗状況に応じた支援を担当制で行う学習支援者の配置等を実施。

スキーム図



⑤ 成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

非正規雇用労働者等のキャリアアップに効果的な職業訓練の検証を行う。

施策名：キャリアアップ助成金による正社員転換を希望する非正規雇用労働者の正規化促進

① 施策の目的

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者（以下「有期雇用労働者等」といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップを促進するため、正社員化の取組を実施した事業主に対して助成

③ 施策の概要

就業規則等に規定した制度に基づき、非正規雇用労働者を正社員（多様な正社員（勤務地・職務限定正社員、短時間正社員）を含む）転換又は直接雇用した場合にキャリアアップ助成金（正社員化コース）を助成する。

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

- 正社員化のさらなる促進のため、助成額を見直す（１）。
- 有期雇用期間が長期化している非正規雇用労働者に対する正社員化を支援するため、支給要件の緩和を図る（２）。
- 正社員化に新たに取組む事業主に対する支援を強化するため、正社員転換制度の導入に係る加算措置を新設する（３）。
- 正社員化に当たり、「多様な正社員」の選択が可能となるよう、多様な正社員制度の導入に係る支援を拡充する（４）。

(1) 助成金の金額（１人当たり）

企業規模	現行	拡充
中小企業	57万円	80万円
大企業	42万7,500円	60万円

- ※ 現行：１期（６か月）で57万円助成
拡充後：２期（12か月）で80万円助成（１期あたり40万円）
- ※ 有期→正規の場合の助成額。無期→正規の場合は上記の半額。
- ※ １人目の正社員転換時には、(3)または(4)の加算措置あり。
- ※ 国（都道府県労働局）で支給事務を実施。

⑤ 成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

正社員化を行った事業主に対し助成金を支給し、非正規雇用労働者の雇用の安定や処遇の改善を図り、多様な働き方を選択できるようにすることにより、労働市場の機能強化を図る。

② 対策の柱との関係

I	II	III	IV	V
	○			
		○		

(2) 対象となる有期雇用労働者等の要件緩和（拡充）

対象となる有期雇用労働者等の雇用期間	現行	拡充
	6か月以上3年以内	6か月以上

※ 有期雇用期間が通算5年を超えた有期雇用労働者は、転換前の雇用形態を無期雇用労働者とみなし、「無期→正規」として助成対象とする。

(3) 正社員転換制度の規定に係る加算措置（新設）

正社員転換制度を新たに規定し、当該雇用区分に転換等した場合 (1事業所当たり加算額(1事業所当たり1回のみ))	新設	
	20万円 (大企業 15万円)	1人目の転換時に(1)+(3)で 合計100万円 (大企業75万円) 助成

※ 「無期→正規」の転換制度を新たに規定した場合も同額を加算。

(4) 多様な正社員制度の規定に係る加算措置（拡充）

「勤務地限定・職務限定・短時間正社員」制度を新たに規定し、当該雇用区分に転換等した場合 (1事業所当たり加算額(1事業所当たり1回のみ))	現行	拡充
	9.5万円 (大企業 7万1,250円)	40万円 (大企業 30万円)

※ 「無期→多様な正社員」の転換制度を新たに規定した場合も同額を加算。

① 施策の目的

人材確保に向けた産業政策との連携を図るため、景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が行う、生産性向上に資する取組等を人材の確保・育成の面から効果的に促すため、当該事業主に雇用される労働者の雇用の安定の確保と新たな人材の円滑な受け入れを支援する。

③ 施策の概要

景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた中小企業事業主等が生産性向上等に必要な新たな人材を雇入れた場合に、当該事業主に対して当該人材に係る賃金の一部を助成する。

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

〇対象事業主

- ・景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた中小企業事業主等
- ・生産性向上等に必要な新たな人材を雇入れた事業主

※中小企業庁のものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金等の一部の枠において採択され、交付決定を受けている事業主が本助成金の対象となります。

〇助成要件

補助事業の前後を通じて、労働者の雇用を確保した上で、生産性向上等に必要なスキル等を保有する労働者（※）を1人以上、常時雇用する労働者として雇い入れること

※専門的な知識等を有する年収350万円以上の者

〇助成額

中小企業	中小企業以外
250万円 (6か月ごとに125万円×2期)	180万円 (6か月ごとに90万円×2期)

⑤ 成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

雇用される労働者の雇用の安定の確保につながるとともに、新たな人材の円滑な受け入れが促進される。

② 対策の柱との関係

I	II	III	IV	V
	○			

〇助成金支給までの流れ



【○最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援の促進】

令和5年度補正予算 180億円

労働基準局賃金課
(内線5348)

施策名：最低賃金の引上げに向けた環境整備を支援する業務改善助成金

① 施策の目的

最低賃金の引上げに向けた環境整備を図るため、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図る中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた取組を支援する。

② 対策の柱との関係

I	II	III	IV	V
	○			

③ 施策の概要

生産性向上に資する設備投資などを実施し業務改善を行うとともに、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる中小企業・小規模事業者に対し、その業務改善に要した経費の一部を助成する。

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

【助成対象】

- ・中小企業事業者であること
- ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること

【助成率】（）内は生産性要件を満たした事業場の場合

900円未満	900円以上950円未満	950円以上
9/10	4/5(9/10)	3/4(4/5)

【実施主体等】



【助成上限額】（カッコ内は事業場規模30人未満の事業者）（単位：万円）

引き上げる 労働者数	引上げ額		
	30円	45円	60円
1人	30(60)	45(80)	60(110)
2～3人	50(90)	70(110)	90(160)
4～6人	70(100)	100(140)	150(190)
7人以上	100(120)	150(160)	230
10人以上(※)	120(130)	180	300

(※) 事業場内最低賃金が950円未満の事業者、コロナの影響により売上高等が15%減少した事業者又は物価高騰等により利益率が3%ポイント以上低下した事業者のいずれか

⑤ 成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

生産性向上に向けた設備投資などの費用を助成し、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境を整備することで、持続的賃上げの実現を図る。

① 施策の目的

持続可能な社会保障制度の維持等、社会生活を支える職種について、安定的な労働力確保のため、人手不足が深刻化している医療・介護・保育・建設・運輸・警備の分野について、産業政策と労働政策の連携した地域レベルの取組を強化するとともに、ハローワークの積極的な人材確保支援を実施するための体制整備を行う。

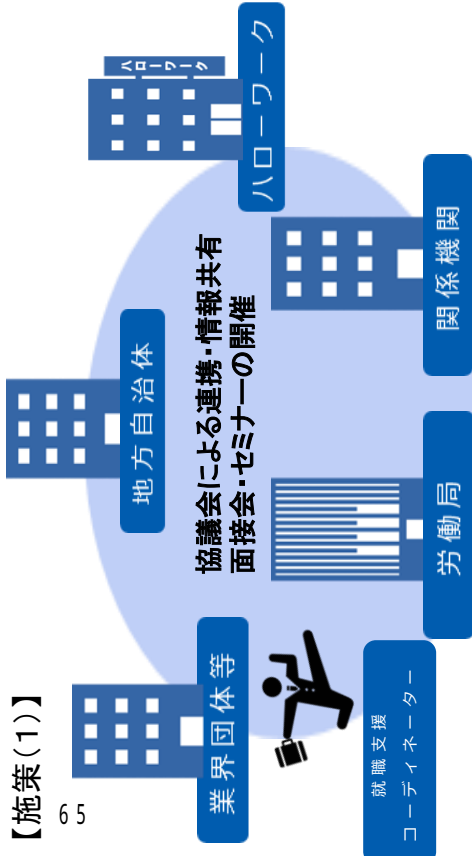
③ 施策の概要

- (1) 産業政策・労働政策が連携し、地域のニーズを踏まえた人材確保の取り組みを推進するためのコーディネーターを全労働局に配置する。
- (2) 特に介護分野において、離職率が高く、採用後の人材が定着しないなどの課題を抱える事業所に対して、人材確保と雇用管理改善を一貫して集中的に支援するため、ハローワークの「人材確保対策コーナー」に配置するコーディネーターを増員する。

② 対策の柱との関係

I	II	III	IV	V
	○			

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



【施策(2)】



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

人手不足分野において、業界団体、地方自治体等の関係機関と連携した協議会を開催し、地域全体で人材確保の取り組みを推進し、各関係機関の人材確保対策に関する取組の周知・広報、関連イベントの合同開催等を進めること等を通じ、人材確保を支援する。
特に介護分野の事業所への集中的な支援により、今後の高齢化の進展に伴う介護サービスの利用増に対応した介護人材を確保する。

【〇人手不足分野における人材確保のためのハローワークの体制拡充】
施策名：求人確保と求人充足サービスの充実

令和5年度補正予算 20百万円
※労働特区(雇) 20百万円

職業安定局総務課
首席職業指導官室
(内線5779)

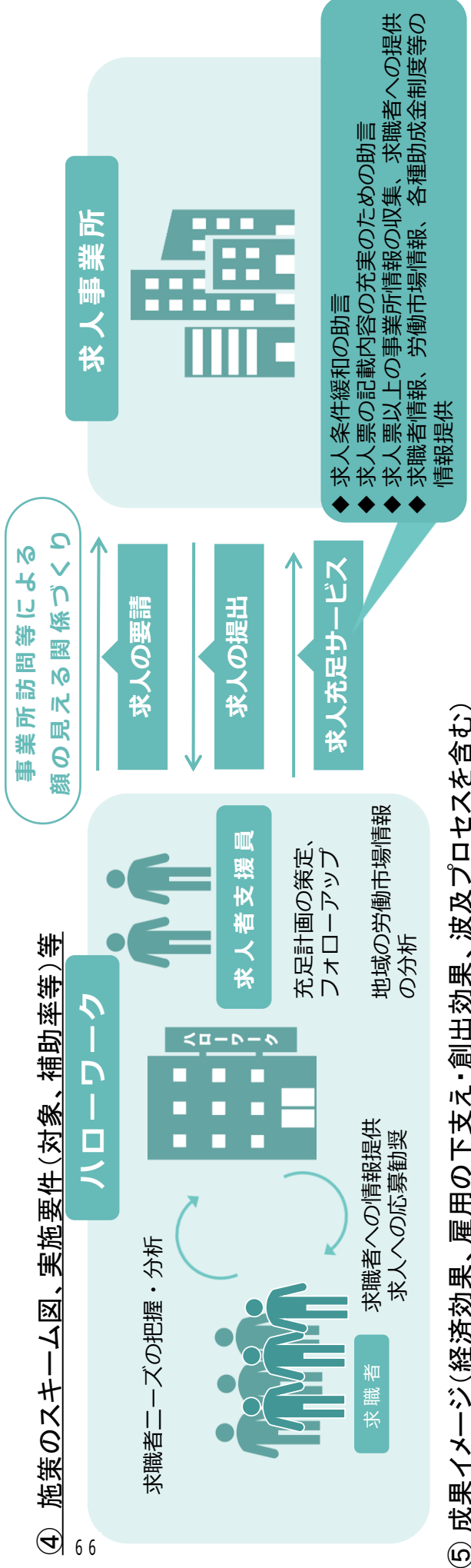
① 施策の目的

ハローワークに「求人者支援員」を配置し、求職者のニーズを踏まえた積極的な求人開拓を実施するとともに、求人事業所に対し求人条件緩和等の助言をきめ細かく行うなどの求人充足に向けたサービスを実施し、求人者支援の充実を図る。

③ 施策の概要

求人者に対して、労働市場や求職者ニーズ、各種助成金制度等に係る情報提供、求人票の作成指導、求人条件の緩和指導、事業所情報の収集と求職者への提供等、充足を図るためのきめ細かな相談・助言等を実施するため、求人者支援員を増員する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

求人者に対して、求人条件緩和や求人票の記載内容充実のための助言を行うなど、求人充足サービスの実施体制を拡充することにより、ハローワークにおけるマッチング機能を強化する。

① 施策の目的

移動手段がないなどの理由で未就業を選択する会員について、集合型の就業環境整備及び集中送迎体制の構築により就業機会の確保を図るとともに、女性高齢者向けのシンポジウムの開催や就業体験、座談会等を通じて、女性会員の拡充を図りながら、就業機会の増加に取り組み、会員が生きがい等を持って就業できる環境を整備する。

② 対策の柱との関係

I	II	III	IV	V
	○			○

③ 施策の概要

①未就業会員への就業環境整備事業（委託事業）

ア. 集合就業環境の構築

シルバー会員の生きがいや健康増進、加えて労働力確保に資する取組として、就業意欲はあっても加齢等により移動手段がない（免許証返納）などの理由により未就業を選択する会員に対して、集合型の就業環境を整備する。

イ. 集中送迎体制の構築

集合型就業環境を構築することにより、移動手段の集中化を可能とすることで、集中送迎体制が構築でき、未就業会員が就業できる体制を構築する。

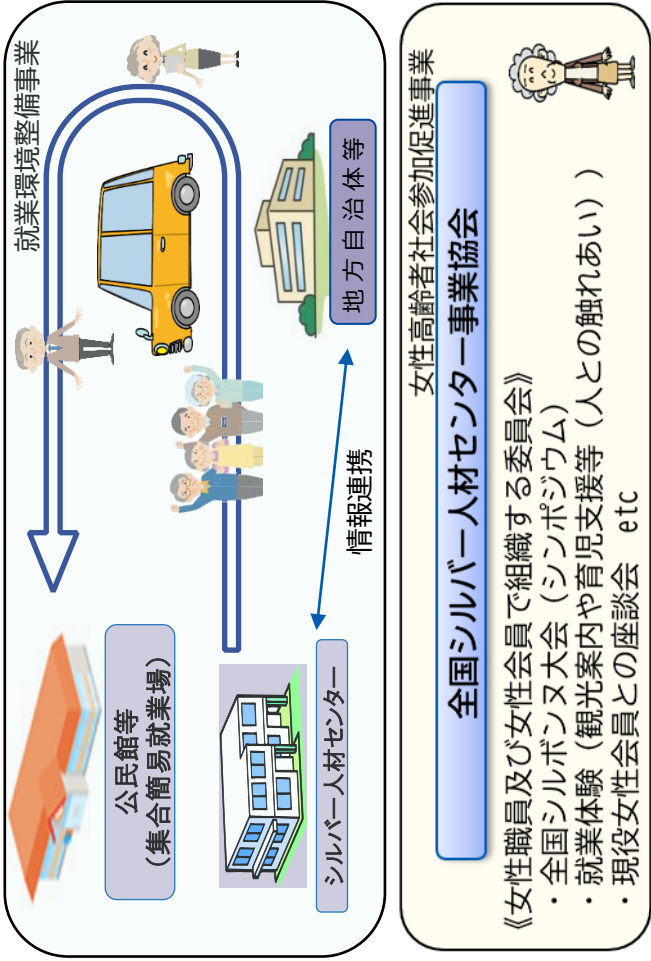
②女性高齢者社会参加促進事業（委託事業）

60歳以上の高齢者で会員割合が低い女性高齢者に対し、センターの女性職員や女性会員で組織する委員会により、シンポジウムの開催や就業体験、座談会等を通じ、女性会員の拡充、就業機会の増加などシルバー事業の活性化を図る。

⑤ 成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

未就業会員や女性高齢者の就業促進を図ることで、人手不足等の地域の課題解決につながることが期待される

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等



① 施策の目的

フリーランス新法（以下「新法」）で義務化される就業条件の明示等に対応するため、シルバー人材センターにおいて、デジタル機能強化して事務処理の効率化・簡素化を図るとともに、事務処理を円滑かつ効率的に行えるようにするための体制整備を行うことにより、会員に対する就業条件の明示義務等の適正な履行を図る。

② 対策の柱との関係

I	II	III	IV	V
	○			○

③ 施策の概要

① デジタル機能の強化（委託事業）

ア. 就業条件作成機能

新法で義務化される就業条件の明示について、求められる就業条件をデジタルの共通書式（以下「デジタル情報」）で作成するデジタル機能を強化し、事務処理の効率化・簡素化を図る。

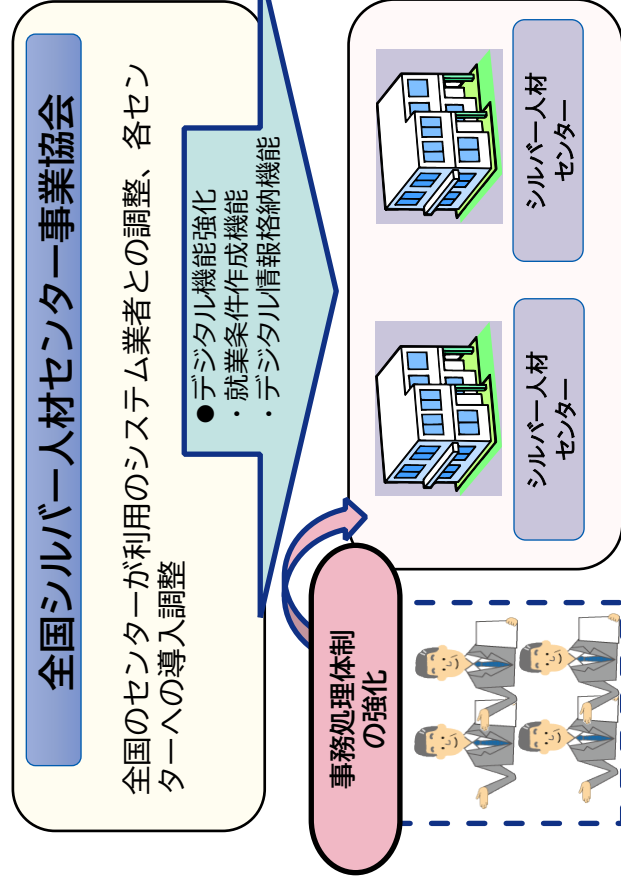
イ. デジタル情報格納機能強化

上記アで作成されるデジタル情報の従業条件について、個々の会員が電子上で閲覧できる領域を構築することで、電磁的方法で新法の義務の履行を可能とし、事務処理の効率化・簡素化を図る。

② 事務処理スキームの適正な確保（補助事業）

新法施行時の円滑かつ効率的な事務処理や、会員に対して適正に就業条件を明示できる体制確保等を図るため、事務処理体制の強化を図る。

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

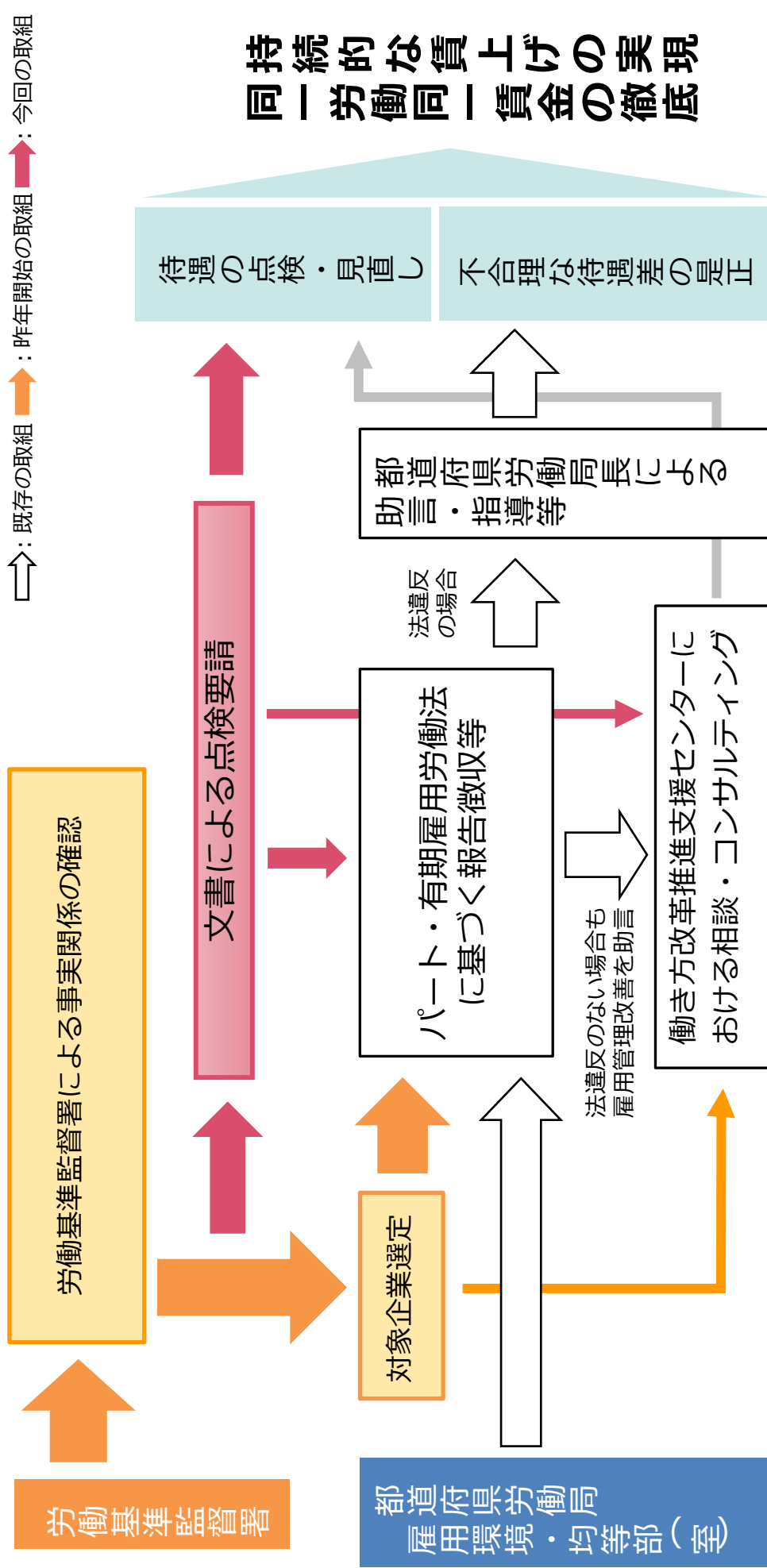


⑤ 成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

新法の就業条件の明示義務等への対応の適正な履行により、会員が安心・安全に就業できる環境が整備され、人手不足対策が期待される。

同一労働同一賃金の更なる遵守の徹底に向けた取組

- 「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）において、「正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の格差の是正に向けて、同一労働・同一賃金制について、労働基準監督署による調査結果を踏まえ、基本給・賞与の差の根拠の説明が不十分な企業等について、文書で指導を行い、経営者に対応を求めるなど、その施行を徹底する」とされたことを受け、同一労働同一賃金の更なる遵守の徹底に向けた取組を行う。



キャリアアップ助成金：社会保険適用時処遇改善コース

短時間労働者が新たに被用者保険の適用となる際に、労働者の収入を増加させる取組を行った事業主に対して、一定期間助成を行うことにより、壁を意識せず働くことのできる環境づくりを後押しするため、コースを新設し、複数のメニューを設ける。

社会保険適用時処遇改善コース

- 新たに被用者保険を適用するとともに、労働者の収入を増加させる取組を行う事業主に対して助成。
- 一事業所当たりの申請人数の上限を撤廃。
- 令和7年度末までに労働者に被用者保険の適用を行った事業主が対象。
- 支給申請に当たり、提出書類の簡素化など事務負担を軽減。

(1) 手当等支給メニュー（手当等により収入を増加させる場合）

71

要件	1人当たり助成額
① 賃金の15%以上分を労働者に追加支給※1	1年目 20万円
② 賃金の15%以上分を労働者に追加支給※1するとともに、3年目以降、以下③の取組が行われること	2年目 20万円
③ 賃金の18%以上を増額※2させていること	3年目 10万円

(注)・助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3/4の額。

- ・①、②の賃金は標準報酬月額及び標準賞与額、③の賃金は基本給。
- ・1、2年目は取組から6ヶ月ごとに支給申請（1回あたり10万円支給）。3年目は6ヶ月後に支給申請。

- ※1 一時的な手当（標準報酬月額の算定に考慮されない「社会保険適用促進手当」）による支給も可。
- ※2 基本給のほか、被用者保険適用時に設けた一時的な手当を恒常的なものとする場合、当該手当を含む。労働時間の延長との組み合わせによる増額も可。また、2年目に前倒して③の取組（賃金の増額の場合のみ）を実施する場合、3回目の支給申請でまとめて助成（30万円）。

(2) 労働時間延長メニュー（労働時間延長を組み合わせる場合）

< 現行の短時間労働者労働時間延長コースの拡充 >

	週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額
①	4時間以上	—	
②	3時間以上 4時間未満	5%以上	30万円
③	2時間以上 3時間未満	10%以上	
④	1時間以上 2時間未満	15%以上	

(注)・助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3/4の額。

- ・取組から6ヶ月後に支給申請。
- ・賃金は基本給。

(3) 併用メニュー

- 1年目に（1）の取組による助成（20万円）を受けた後、
- 2年目に（2）の取組による助成（30万円）を受けることが可能。

①手当等支給メニュー

○パート社員Aさんの場合

会社概要 中小企業：スーパー（小売業） 従業員数：120人 被保険者数：100人超 事業内容：店舗運営 販売等 	事業所の課題 ・就業調整によりパート社員がシフトを減らすようになり、人手不足に。 ・特定の業務内容しか任せられないことから、生産性が上がらないことが課題。 パート社員Aさんのヒアリング結果 ・将来に備え、できれば社会保険に加入したい。 ・2年後には子どもが中学校に入学し、労働時間を延ばすことが可能。
--	---

※ 資本金の額又は出資の総額により、助成金の要件上、中小企業事業主に該当する事例。

現在の働き方

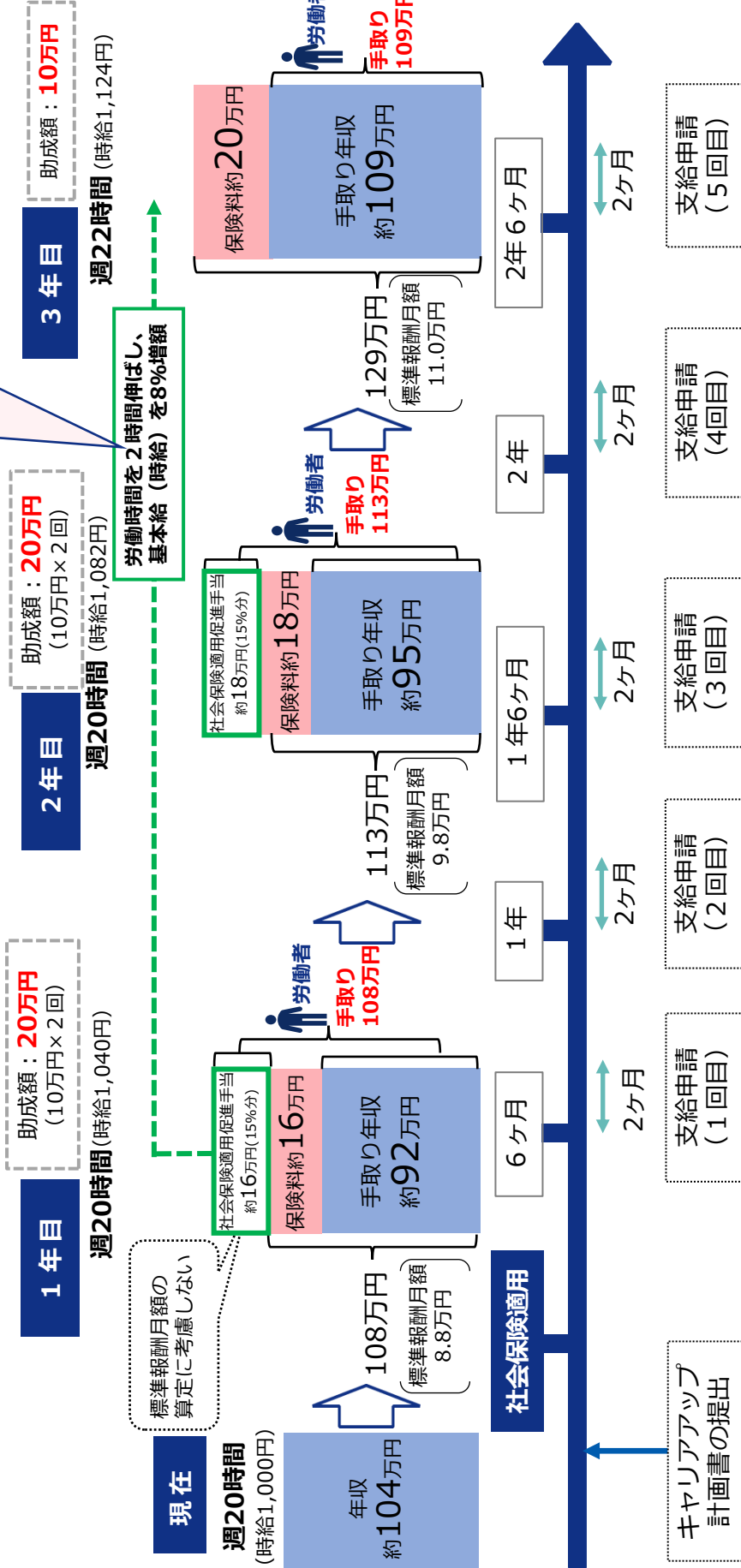
- ・週所定労働時間20時間
- ・月・火・木・金 9:00～15:00
(実働5時間/日)
- ・時給1,000円
- ・社会保険未加入・雇用保険加入
- ・業務内容：レジ打ち、品出し・陳列

3年目の働き方

- ・週所定労働時間22時間
- ・月・火 9:00～16:00 (実働6時間/日)
- ・木・金 9:00～15:00 (実働5時間/日)
- ・時給1,124円
- ・社会保険・雇用保険加入
- ・業務内容：レジ打ち、品出し・陳列、在庫管理

取組の流れ

合わせて
1年目から18%の増額



○パート社員Bさんの場合

会社概要 中小企業：介護事業 従業員数：150人 被保険者数：100人超 事業内容：介護施設における 利用者の介助等	事業所の課題 ・介護職のなり手がおらず常に人手不足。事業所内の職員を教育する人材も不足しており、解決が急務。 ・就業調整を行うパート社員が増え、一層の人手不足に。 パート社員Bさんのヒアリング結果 ・子どもが小学校高学年になり、多少手が離れたことから、労働時間を延長することが可能になった。
---	---



現在の働き方

- ・週所定労働時間20時間
- ・月・火・木・金 10:00～16:00
(実働5時間/日)
- ・時給1,000円
- ・社会保険未加入・雇用保険加入

労働時間延長後の働き方

- ・週所定労働時間23時間
- ・月・火・木 10:00～17:00
(実働6時間/日)
- 金 10:00～16:00
(実働5時間/日)
- ・時給1,050円
- ・社会保険・雇用保険加入

取組の流れ

3 時間延長
助成額：30万円

現在

週 4 日出勤のうち、
週 3 日の労働時間を 1 日 1 時間延ばし、
時給を 5 % アップ

週20時間
(時給1,000円)

年収
約104万円



126万円
標準報酬月額
10.4万円

週23時間
(時給1,050円)

保険料約19万円
手取り年収
約107万円
手取り
107万円
労働者

社会保険適用

6ヶ月

キャリアアップ計画書の提出

2ヶ月

支給申請

社会保険適用促進手当について

概要

- 短時間労働者への被用者保険の適用を促進するため、非適用の労働者が新たに適用となった場合に、事業主は、当該労働者の保険料負担を軽減するため、「社会保険適用促進手当」を支給することができることとする。

※ 当該手当などにより標準報酬月額・標準賞与額の15%以上分を追加支給した場合、キャリアアップ助成金の対象となりうる。

- 「社会保険適用促進手当」は、給与・賞与とは別に支給するものとし、新たに発生した本人負担分の保険料相当額を上限として、保険料算定の基礎となる標準報酬月額・標準賞与額の算定に考慮しないこととする。

※ 同一事業所内で同じ条件で働く他の労働者にも同水準の手当を特例的に支給する場合には、社会保険適用促進手当に準じるものとして、同様の取り扱いとする。

要件等

- ①対象者
標準報酬月額が10.4万円以下の者
- ②報酬から除外する手当の上限額
被用者保険適用に伴い新たに発生した本人負担分の保険料相当額とする。

※ 令和5年度の厚生年金保険料率18.3%、健康保険料率（協会けんぽの全国平均）10.0%、介護保険料率1.82%の場合の本人負担分保険料相当額

標準報酬月額	8.8万円	9.8万円	10.4万円
上限額（年額）	15.9万円	17.7万円	18.8万円

- ③期間の上限
最大2年間の措置とする。

76 (例) 年収106万円（標準報酬月額8.8万円）で勤務する者が、令和6年10月の適用拡大により適用となった際に本手当を利用した場合の試算

	被用者保険適用前	被用者保険適用後		
		手当の支給なし	手当の支給あり 保険料の算定対象とする場合	手当の支給あり 保険料の算定対象としない場合
算定対象となる 年収	106万円	106万円	122万円	106万円 (対象外 手当16万円)
本人負担分の 保険料	—	16万円	18万円	16万円
手取り収入	106万円	90万円	103万円	106万円
事業主の 追加負担	—	16万円 (保険料16万円)	34万円 (手当16万円、保険料18万円)	32万円 (手当16万円、保険料16万円)

労働者・企業
共に2万円の
負担減！

※保険料率は、令和5年度の厚生年金保険料率18.3%、健康保険料率（協会けんぽの全国平均）10.0%、介護保険料率1.82%の合計（30.12%）で計算

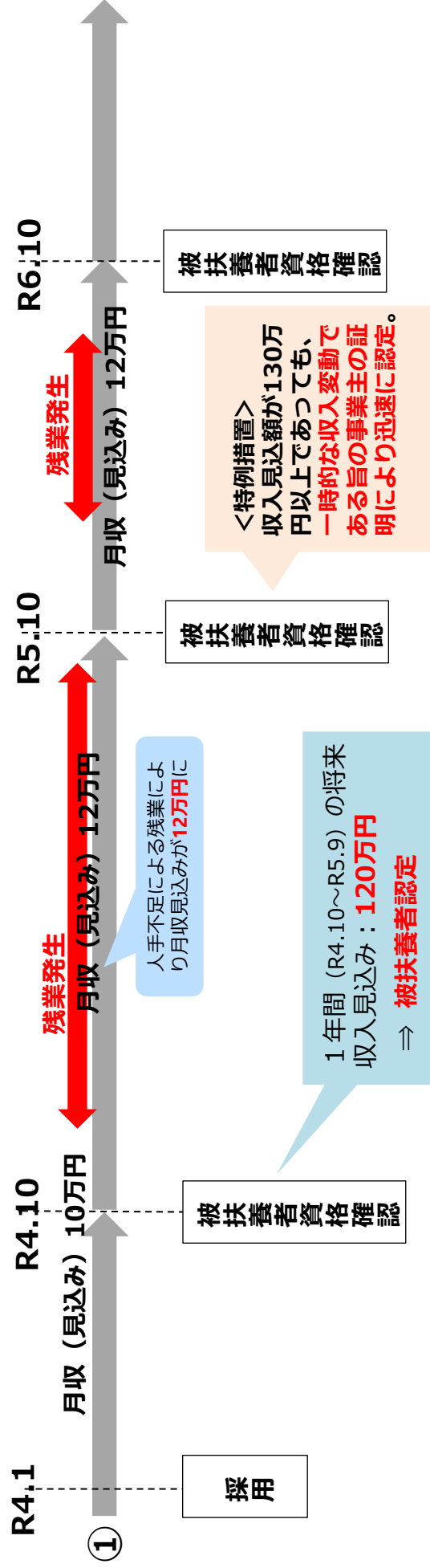
事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

概要

- 被扶養者認定においては、過去の課税証明書、給与明細書、雇用契約書等を確認しているところ、短時間労働者である被扶養者（第3号被保険者等）について、一時的に年収が130万円以上となる場合には、これらに加えて、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動である旨の事業主の証明を添付することで、迅速な被扶養者認定を可能とする。

※ あくまでも「一時的な事情」として認定を行うことから、同一の者について原則として連続2回までを上限とする。

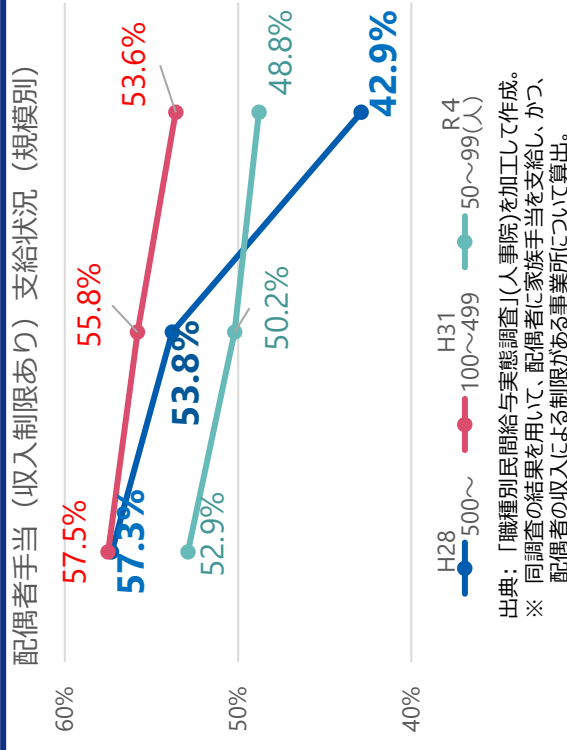
(例) 被扶養者の範囲内で働く予定（月収10万円）であったが、残業により収入増になった場合



企業の配偶者手当の見直しの促進

課題

- ① 収入要件のある配偶者手当が、社会保障制度とともに、就業調整の要因となっているとされている。
- ② 配偶者手当の見直しは、現在支給されている人にとっては不利益変更となりうるため、労働契約法や判例等に留意した対応が必要。
- ③ 配偶者手当の見直しの必要性・メリット・手順等について、企業等への理解を深めることが必要。



具体的な対応

令和6年春の賃金見直しに向けた労使の話し合いの中で配偶者手当の見直しも議論されるよう、以下の対応を実施。

- ① 中小企業においても配偶者手当の見直しが進むよう、見直しの手順をフローチャートで示す等わかりやすい資料を作成・公表する。
- ② 配偶者手当が就業調整の一因となっていること、配偶者手当を支給している企業が減少の傾向にあること等を各地域で開催するセミナーで説明するとともに、中小企業団体等を通じて周知する。

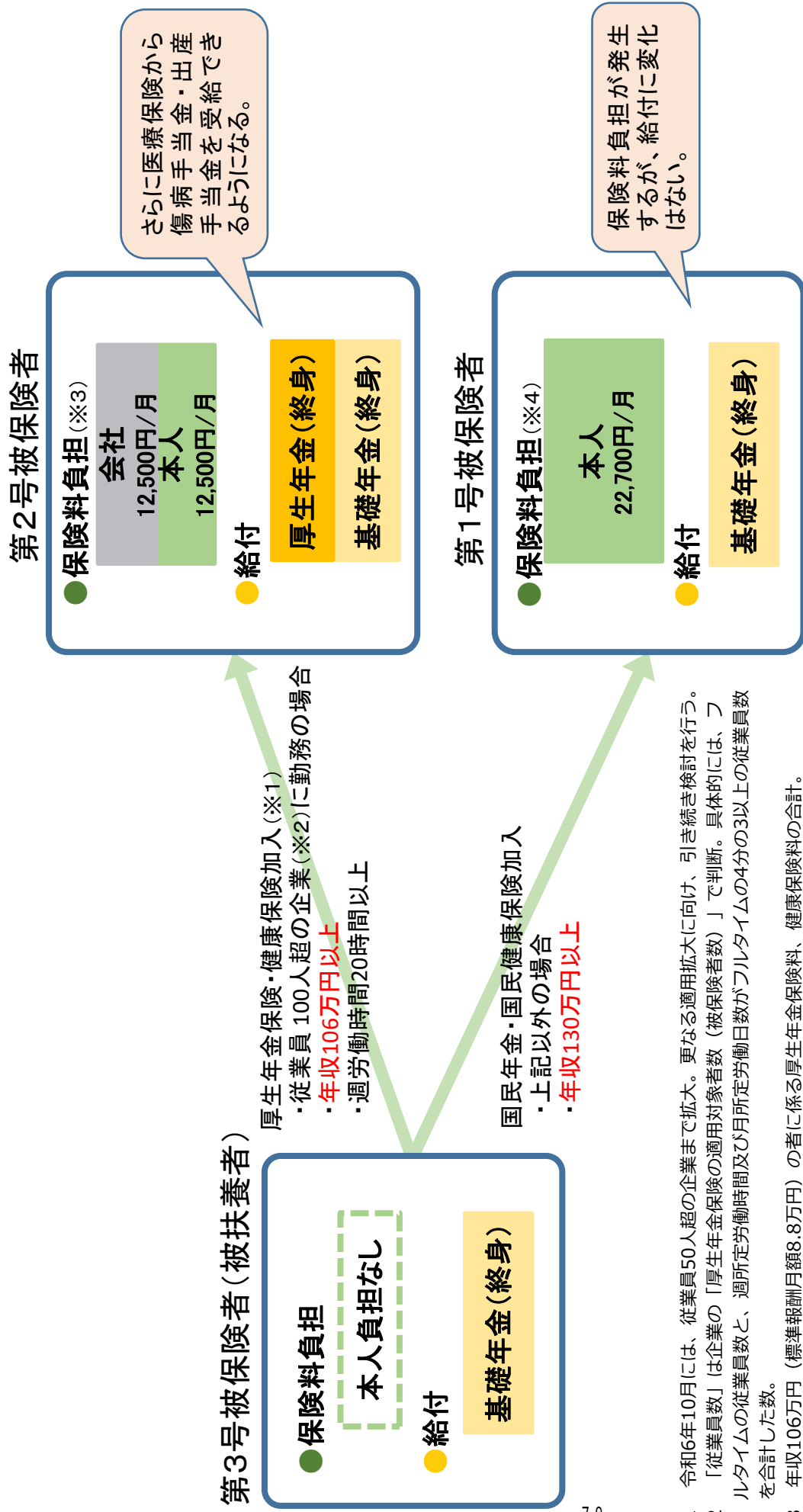
(参考) 見直しの具体例：配偶者手当を廃止又は縮小し、基本給や子どもへの手当を増額

(参考) 一般職国家公務員については、平成29年に、配偶者に係る扶養手当の減額と子に係る扶養手当の増額を行っている。

また、令和5年 人事院 公務員人事管理に関する報告において、さらなる見直しの検討を進めることが盛り込まれている。

【参考】「年収の壁」に関する適用関係（イメージ）

第3号被保険者（被扶養者）の収入等が増加したことにより、被扶養者でなくなる場合、本人が①厚生年金保険・健康保険に加入するか、②国民年金・国民健康保険に加入することになり、社会保険料の負担が発生する。



※1 令和6年10月には、従業員50人超の企業まで拡大。更なる適用拡大に向け、引き続き検討を行う。

※2 「従業員数」は企業の「厚生年金保険の適用対象者数（被保険者数）」で判断。具体的には、フルタイムの従業員数と、週所定労働時間及び月所定労働日数がフルタイムの4分の3以上の従業員数を合計した数。

※3 年収106万円（標準報酬月額8.8万円）の者に係る厚生年金保険料、健康保険料の合計。

※4 年収130万円の者に係る国民年金保険料、国民健康保険料の合計。

中堅・中小企業の賃上げ支援策について

2024年2月
中国経済産業局

1.賃上げ

①賃上げ環境の整備

- ・価格転嫁対策
- ・生産性向上への支援強化
- ②税制による後押し

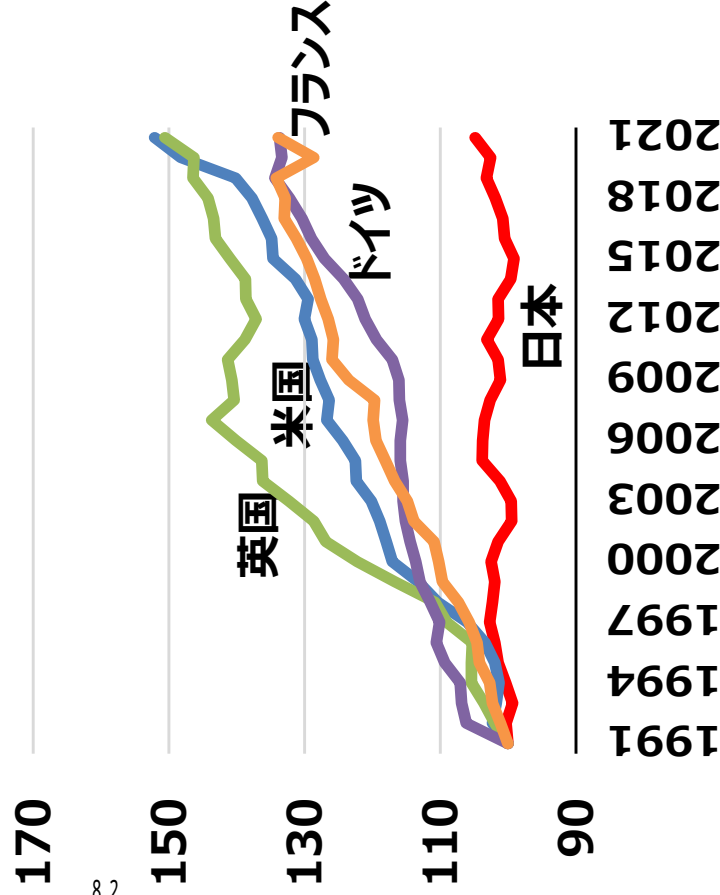
2. 人手不足対応、生産性向上を通じた賃上げ 継続の支援

- ・中小企業省力化投資補助事業
- ・中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の
大規模成長投資補助金

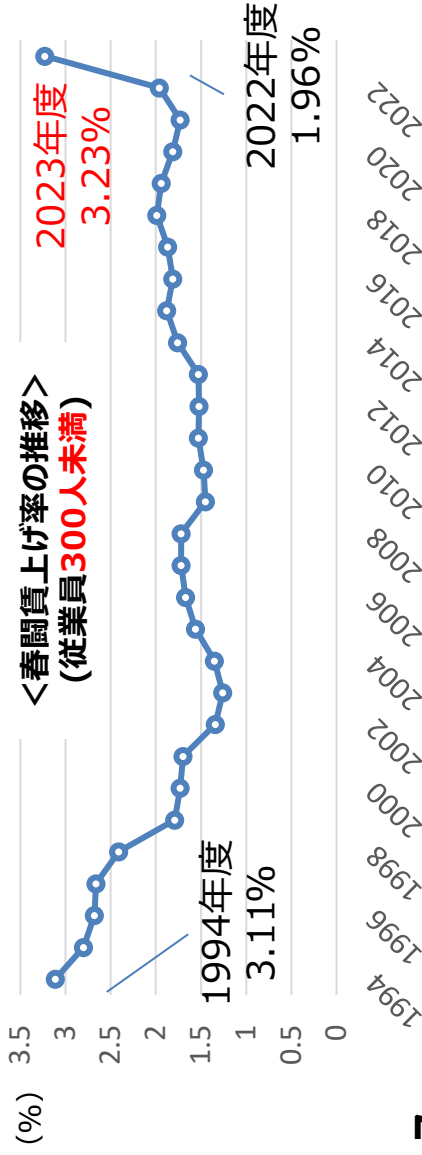
中小企業の賃上げの現状

- 政府が目指す「成長と分配の好循環」において、**賃上げは重要な政策の柱**。しかし、**1人当たりの実質賃金**の伸びは、過去30年近く他の先進国に比して低水準で推移。
- 2023年度は、物価高騰や人手不足等を背景に、従業員300人未満の企業における春闘賃上げ率が、**1994年度以来の伸び**となる**3.23%**を記録（大企業を含めた全体は3.58%）。
- 今後も**物価高、人手不足が見込まれる中、「物価高に負けない賃上げ」を継続的に実現**することが不可欠。安定的に賃上げ原資が確保できるよう、生産性向上と共に、**価格転嫁・取引適正化の推進**が肝要。

＜1人当たり実質賃金の推移＞
(1991年 = 100)

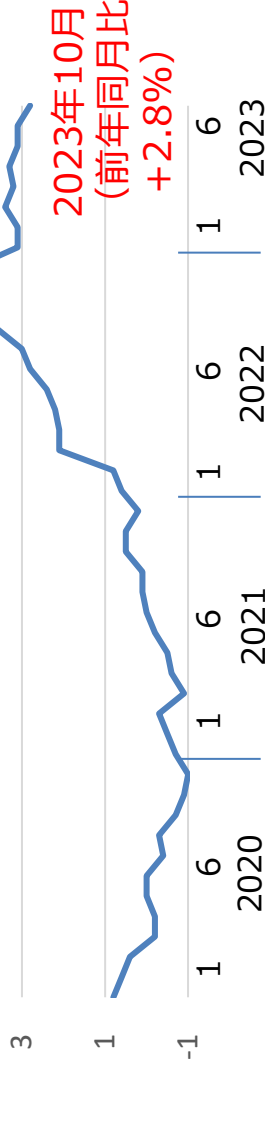


(出所) 日本労働組合総連合会「春季生活闘争回答結果」を基に経済産業省作成。



(出所) 日本労働組合総連合会「2023春季生活闘争まとめ」を基に経済産業省作成。

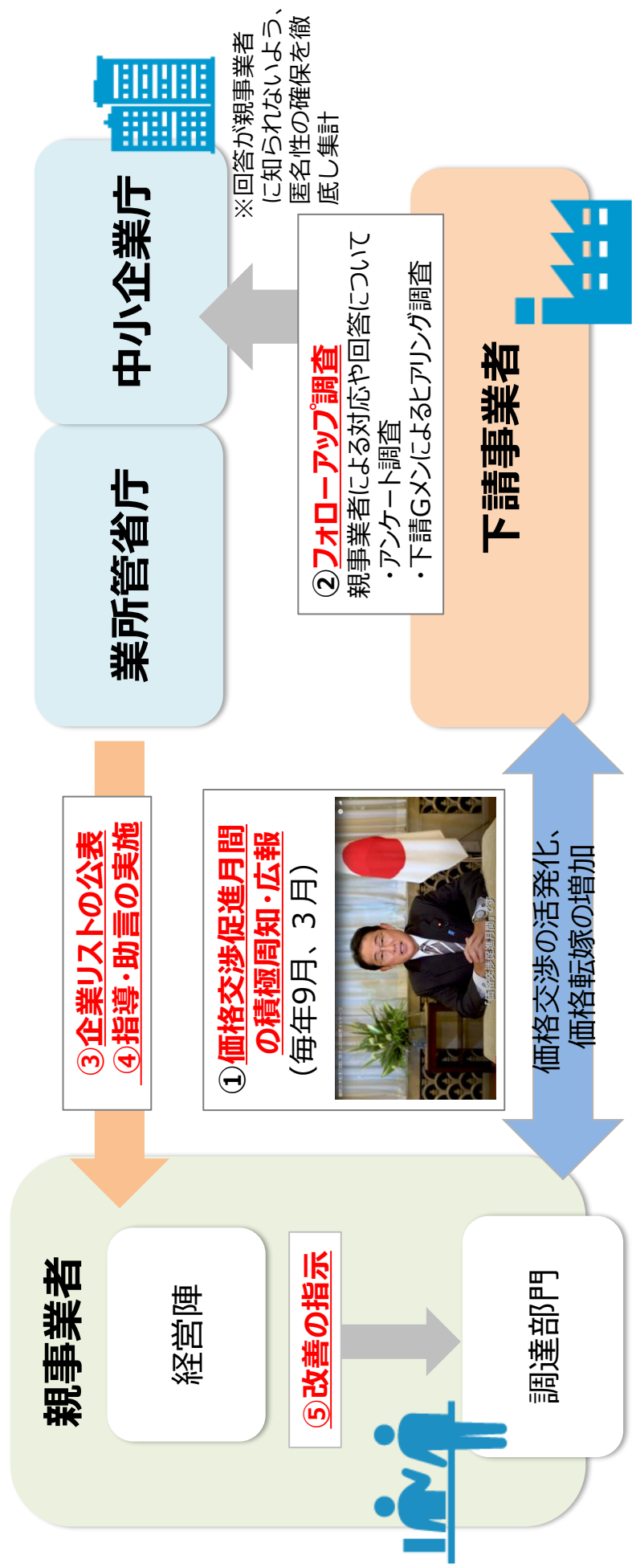
＜消費者物価指数（コア指数）の推移＞
(前年同月比)



(資料) 総務省「消費者物価指数」を基に経済産業省作成

価格交渉促進月間を活用した、価格交渉・転嫁の促進

- 経済界全体で、価格交渉、価格転嫁を促すため、毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」として設定し、経済界に周知・依頼（①）。2021年9月、同年9月、2022年3月、同年9月、2023年3月、同年9月と、計5回実施。
- 「月間」の終了後、価格交渉、価格転嫁それぞれの実施状況について、フォローアップ調査を実施（②）。その結果を踏まえ、
 - － 「下請中小企業からみた交渉・転嫁の状況」を整理した「企業リスト」を公表。（過去3回で延べ約500社）（③）
 - － 評価が芳しくない親事業者に対しては、業所管大臣名で経営トップへ指導・助言（過去5回で約110社）（④）
- 親事業者は、調達担当者へ改善を指示（⑤）。
- これを粘り強く継続し、交渉と転嫁が定期的になされる取引慣行の定着を目指す。

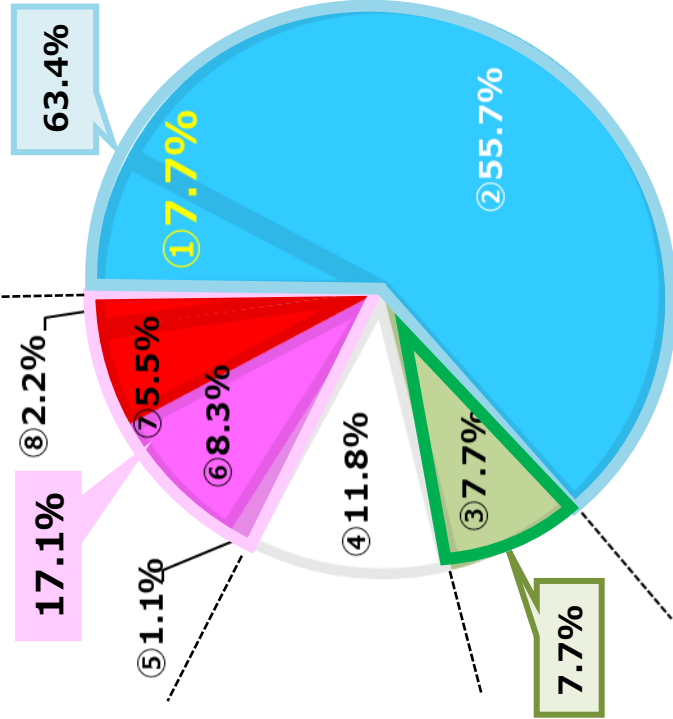


価格交渉の状況

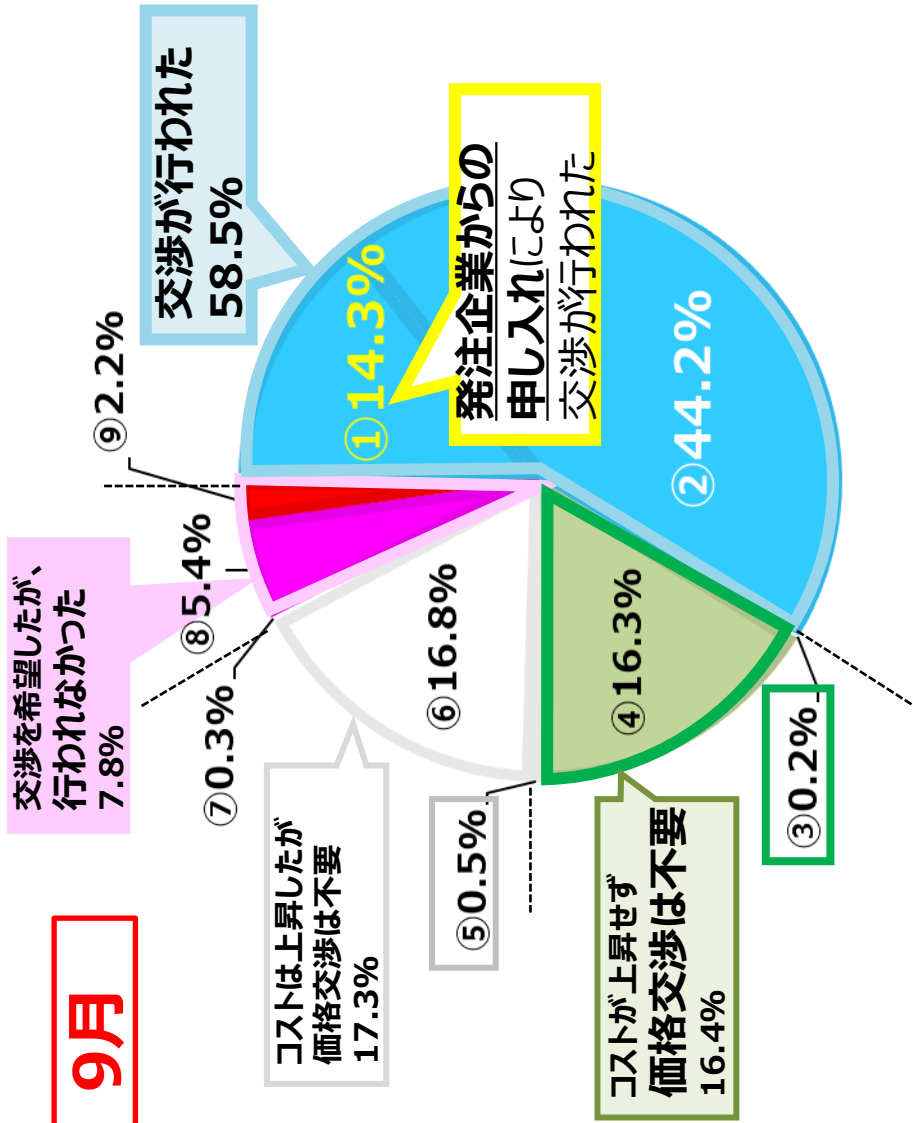
- 「発注側企業から交渉の申し入れがあり、価格交渉が行われた」割合は、3月時点から概ね倍増（下図の黄色①：7.7%→14.3%）。
 - また、「価格交渉を希望したが、交渉が行われなかった」割合は10ポイント程度、減少（ピンク色：17.1%→7.8%）。
 - 「コストが上昇せず、価格交渉は不要」と回答した受注企業の割合（下図の緑色）が16.4%。3月時点より約9ポイント増加（7.7%→16.4%）。コスト上昇が一服、あるいは既に価格転嫁（値上げ）出来たため、価格交渉を不要と考える企業が増加。
- ⇒ 価格交渉できる雰囲気は醸成されつつある。
- 【残る課題】「コスト上昇したが、下請の方から『価格交渉は不要』と判断し、交渉しなかった」割合が17.3%存在。⇒ この中には、「交渉資料を準備できない」、「価格改定の時期が数年に1度」等の理由で、機動的な価格交渉が出来ていない者も残る。

直近6ヶ月間における価格交渉の状況

3月



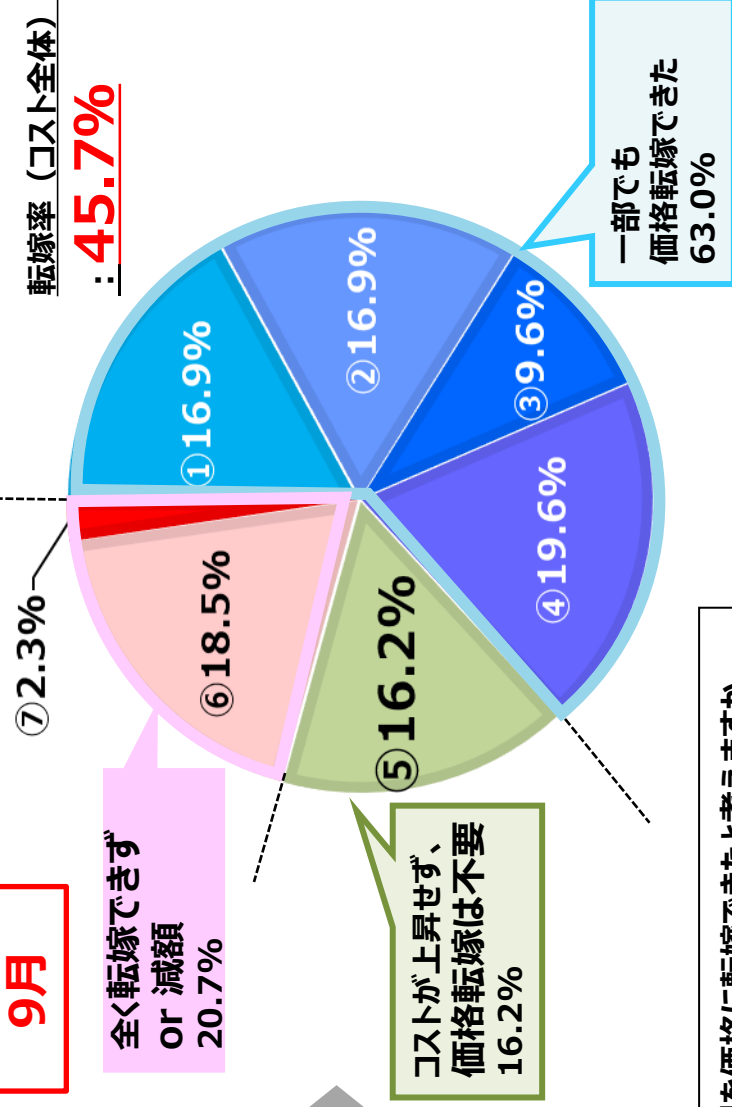
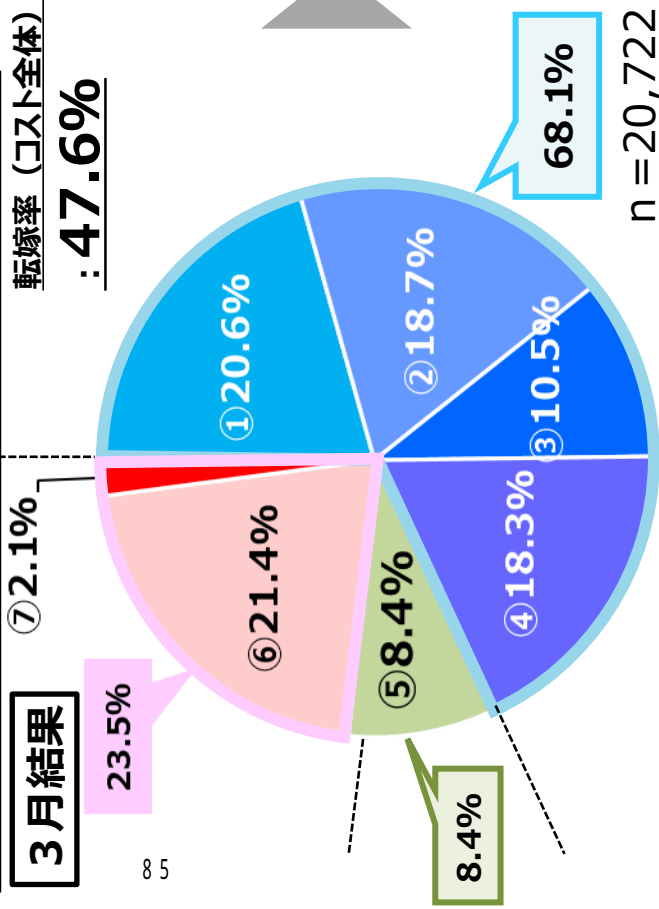
9月



価格転嫁の状況①【コスト全般】

- コスト全体の転嫁率は、3月時点より微減（47.6%→45.7%）。⇒ 交渉だけでなく、より高い比率での転嫁が課題。
- 一方で、「コストが上昇せず、価格転嫁が不要」の割合（下図緑色⑤）が約2倍に増加（8.4%→16.2%）。
⇒ コスト上昇が一服し、あるいは既に価格転嫁（値上げ）出来たため、価格転嫁を不要と考える企業が増加傾向。
- また、「全く転嫁できなかった」、「コストが増加したのに減額された」割合の合計は減少（下図ピンク：23.5%→20.7%）。
⇒ 価格転嫁の裾野は広がっている。今後は、この裾野の拡大に加えて転嫁率の上昇を図っていくことが重要。

直近6ヶ月間の全般的なコスト上昇分の転嫁状況



問.直近6ヶ月間の全般的なコスト上昇分のうち、何割を価格に転嫁できたと考えますか。

- | | | |
|------------|-----------------------|--------|
| ① 10割 | ④ 3割、2割、1割 | ⑥ 0割 |
| ② 9割、8割、7割 | ⑤ コストが上昇せず、
価格転嫁不要 | ⑦ マイナス |
| ③ 6割、5割、4割 | | |

価格交渉・転嫁の回答状況のリスト（一部）（2023年9月の価格交渉促進月間の結果）

●1月12日、より一層の自発的な取引慣行の改善を促すため、下請中小企業10社以上から回答があった発注側企業全て（220社）について、「交渉・転嫁の状況」を整理した企業リストを、経済産業大臣より公表。

	法人番号	企業名	①回答企業数	②価格交渉の 回答状況	③価格転嫁の 回答状況
1	1010001000006	五洋建設(株)	16	イ	イ
2	1010001008668	J F E スチール(株)	11	イ	イ
3	1010001025515	N X 商事(株)	15	ウ	イ
4	1010001034730	(株)内田洋行	13	イ	イ
5	1010001088181	(株)セブン－イレブン・ジャパン	10	イ	イ
6	1010001092605	ヤマト運輸(株)	39	ウ	ウ
7	1010001098619	日鉄物流(株)	11	ウ	ウ
8	1010001112577	日本郵便(株)	11	イ	ウ
9	1010001132055	J C O M (株)	10	エ	ウ
10	1010401004837	N O K (株)	11	ア	イ
11	1010401009745	(株)小糸製作所	13	ア	ウ
12	1010401010455	(株)小松製作所	30	ア	イ
13	1010401013565	清水建設(株)	74	イ	イ
14	1010801001748	(株)荏原製作所	10	ウ	イ
15	1020001071491	富士通(株)	45	イ	ウ

(価格交渉/
転嫁の評価)

下請中小企業からの
価格交渉、価格転嫁
についての回答の
平均値（※10点満点）を
ア、イ、ウ、エの4区
分で整理。

ア：7点以上、

イ：7点未満、
4点以上

ウ：4点未満、
0点以上

エ：0点未満

●
●
●
●
全体版は以下リンクから

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/follow-up/dl/202309/result_02.pdf

「労務費の指針」の周知について

(令和5年11月29日)「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の公表について

令和5年11月29日
内閣官房新しい資本主義実現本部事務局
公正取引委員会

令和5年の春季労使交渉の賃上げ率は約30年ぶりの高い伸びとなったものの、令和4年4月以降、現時点に至るまで、急激な物価上昇に対し賃金の上昇が追いついていません。この急激な物価上昇を乗り越え、持続的な構造的賃上げを実現するためには、特に我が国の雇用の7割を占める中小企業がその原資を確保できる取引環境を整備することが重要です。

その取引環境の整備の一環として、今般、内閣官房及び公正取引委員会の連名で「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を別添1のとおり策定しました（概要版は別添2参照）ので公表します。

「労務費の指針」全国ブロック説明会

(関東経産局の例)

以下の8つの地方ブロックで説明会を開催済み

- ・北海道局 (1/18)
- ・東北局 (12/26)
- ・関東局 (1/9)
- ・中部局 (1/16)
- ・近畿局 (1/12)
- ・中国局 (1/10)
- ・四国局 (1/11)
- ・九州局＋沖縄総合事務局 (1/15)

説明内容（動画版）は以下リンクから

https://www.youtube.com/watch?v=v_yidGpQHTJM

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」
関東ブロック説明会
(Microsoft Teams によるオンラインとのハイブリット開催)

議 事 次 第

令和6年1月9日(火)
13時30分～15時
関東経済産業局1号館1階会議室

1. 開 会

- ・ 関東経済産業局産業部長あいさつ

2. 議 事

○講演①： 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針について

- ・ 質疑応答

○講演②： 取引適正化と価格転嫁促進に向けた取組

- ・ 質疑応答

3. 閉 会

(資料一覧)

- 資料1 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針(概要)
- 資料2 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針
- 資料3 取引適正化と価格転嫁促進に向けた取組
- (参考資料) フリーランスの取引に関する新しい法律ができました

労務費の指針の周知の取組

● 経産省トップページの遷移先に価格交渉フォーミュラや、価格交渉の根拠資料になるデータ（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率等）など、価格交渉・転嫁に役立つ情報を集約して掲載。



申請・お問合せ

English

サイトマップ

本文へ

文字サイズ変更

小

中

大

アクセシビリティ
閲覧支援ツール

ニュースリリース

会員・談話

審議会・研究会

統計

政策について

ふくしまの今

詳しく見る

斎藤大臣の動静

記者会見・談話など

詳しく見る

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

令和6年度概算要求・税制改正要望等

令和5年度補正予算

みなで知ろう。考えよう。ALPS処理水のこと

新型コロナウイルス対策

新卒

管理職採用

トップ

リリース

お知らせ

3. 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

昨今の急激な物価上昇を乗り越え、持続的な構造的賃上げを実現するためには、特に我が国の雇用の7割を占める中小企業がその原資を確保できる取引環境を整備することが重要です。その一環として、今般、内閣官房及び公正取引委員会の連名で「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を策定しました。

- 労務費の価格交渉に活用できる指針が公表されました(公正取引委員会) (令和5年11月29日)
特に受注者の方におかれては、発注者に労務費の転嫁の交渉を申し込む際、一例として以下の様式をご活用ください。
 - コスト費目別価格交渉フォーミュラ (例)
- また、指針では、以下の窓口に相談するなどして、積極的に情報を収集して交渉に臨むことが推奨されています。
- 下請かけこみ寺 (概要・拠点一覧)
 - 価格転嫁サポート窓口 (概要・拠点一覧)
- さらに、指針では、労務費上昇の理由の説明や根拠資料の作成の際に、公表資料に基づくことが推奨されています。発注者、受注者のみなさま双方におかれましては、以下の公表資料をご参考にしてください。
- 労務費、原材料費、エネルギーコスト上昇の根拠となる公表資料 (例)

遷移先

パートナーシップ構築宣言

- 「パートナーシップ構築宣言」は、事業者が、サプライチェーン全体の付加価値向上、大企業と中小企業の共存共栄を目指し、「発注者」側の立場から、「代表権のある者の名前」で宣言するもの。

(1) サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携（オープンイノベーション、IT実装、グリーン化等）

(2) 下請企業との望ましい取引慣行（「振興基準」）の遵守、特に、取引適正化の重点5課題

(①価格決定方法の適正化、②型取引の適正化、③支払条件の改善、④知的財産・ノウハウの保護、⑤働き方改革に伴うしわ寄せ防止)

- 「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」（2020年5月）において、導入を決定。

1. 宣言のイメージ

労務費・原料価格の上昇等

下請け・受注者

価格転嫁の要望等

望ましい取引慣行

宣言！

親会社・発注者

製造業だけでなく、多様な業種に宣言いただけるものです。

部品製造委託等に限らず、社内のITシステム運用や清掃・メンテナンス業務委託、備品調達等も含めた、幅広い委託・調達の場面が想定されます。

2. 未来を拓くパートナーシップ構築推進会議

✓ 【共同議長】経産大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）

【構成員】厚労大臣、農水大臣、国交大臣、内閣官房副長官（政務）、経団連、日商、連合

✓ 第1回は2020年5月、第2回は2020年11月、第3回は2022年2月、第4回は2022年10月11日、第5回は2023年12月21日に開催。

(参考) 宣言文のひな形①

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

(個別項目)

- a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援 等）
- b. IT実装支援（共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援 等）
- c. 専門人材マッチング
- d. グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達 等）
- e. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等）

9

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 型管理などのコスト負担

契約のひな形を参考に型取引を行い、不要な型の廃棄を促進するとともに、下請事業者に対して型の無償保管要請を行いません。

定型部分
(原則引用)

取組状況に応じ
1つ以上選択し、
内容を記載

定型部分 (引用)

タイトル・項目は
定型 (引用) ※
内容はひな形を元に
作成
※型取引を行っていない
場合は②不要

(参考) 宣言文のひな形②

③ 手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とするよう努めます。

④ 知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取り引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

（例）取引先満足度調査の実施、事業活動を通じて得られた利益やコストダウン等の成果配分を取引先との間で“50/50（フィ・フィティ）”とする、「ホワイト物流」に関する「自主行動宣言」を表明済み 等

（例）約束手形の利用の廃止に向けて、大企業間取引も含め、現金払いや電子記録債権への移行に取り組みます。

タイトル・項目は
定型（引用）
内容はひな形を元に
作成

任意

代表者名で署名

企業名 役職・氏名（代表権を有する者）
〇年〇月〇日

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。

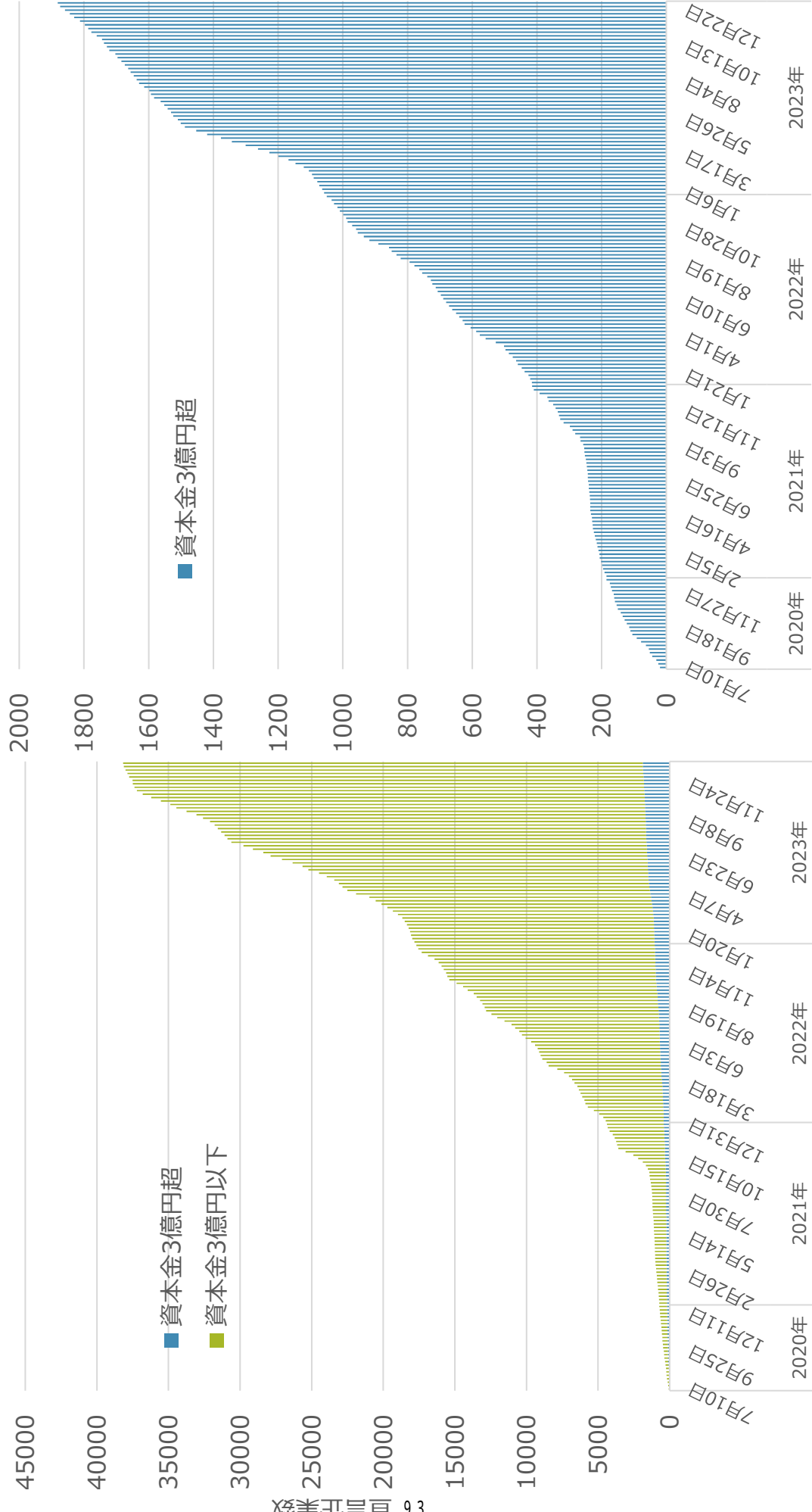


詳細はポータルサイト上の記載要領をご覧ください。
ご不明点は担当にお問い合わせください。

パートナースhip構築宣言の宣言数

● 2024年1月5日時点で**38,163社**が宣言（うち、資本金3億円超の大企業は**1,881社**）

■宣言数の推移



1.賃上げ

①賃上げ環境の整備

- ・価格転嫁対策
 - ・生産性向上への支援強化
- ## ②税制による後押し

2. 人手不足対応、生産性向上を通じた賃上げ 継続の支援

- ・中小企業省力化投資補助事業
- ・中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の
大規模成長投資補助金

中小企業生産性革命推進事業

令和5年度補正予算額 2,000億円

事業の内容

事業目的

生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者の設備投資、IT導入、国内外の販路開拓、事業承継・引継ぎを補助し、切れ目なく継続的に、成長投資の加速化と事業環境変化への対応を支援することを目的とする。

事業概要

- (1) ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）
中小企業等が行う、革新的な製品・サービスの開発、生産プロセス等の省力化に必要な設備投資等を支援する。
- (2) 小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）
小規模事業者等が自ら経営計画を作成して取り組み販路開拓等の取組を支援する。
- (3) サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）
中小企業等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDXの推進、サイバーセキュリティ対策、インボイス制度への対応等に向けたITツールの導入を支援する。

- (4) 事業承継・引継ぎ支援事業（事業承継・引継ぎ補助金）
事業承継・M&A・グループ化後の新たな取組（設備投資、販路開拓等）や、M&A時の専門家活用費用等を支援する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

国		独立行政法人 中小企業基盤整備機構		民間 団体等		補助 (1/2、2/3等)		中小 企業等		
補助	補助 (定額)	補助 (1/2、2/3等)	補助 (1/2、2/3等)	補助 (1/2、2/3等)	補助 (1/2、2/3等)	補助 (1/2、2/3等)	補助 (1/2、2/3等)	補助 (1/2、2/3等)	補助 (1/2、2/3等)	
ものづくり補助金	申請類型	補助上上限額	補助率	補助上上限額	補助率	補助上上限額	補助率	補助上上限額	補助率	
持続化補助金	①省力化（オートメイト）枠	750万円～8,000万円(1,000万円～1億円)	中小：1/2※、小規模・再生：2/3 ※1,500万円までは1/2、1,500万円を超え る部分は1/3	750万円～8,000万円(1,000万円～1億円)	中小：1/2※、小規模・再生：2/3 ※1,500万円までは1/2、1,500万円を超え る部分は1/3	750万円～8,000万円(1,000万円～1億円)	中小：1/2※、小規模・再生：2/3 ※1,500万円までは1/2、1,500万円を超え る部分は1/3	750万円～8,000万円(1,000万円～1億円)	中小：1/2※、小規模・再生：2/3 ※1,500万円までは1/2、1,500万円を超え る部分は1/3	
	②製品・サービス高付加価値化枠	通常類型 成長分野進出型 (DX・GX)	750万円～1,250万円(850万円～2,250万円)	750万円～1,250万円(850万円～2,250万円)	750万円～1,250万円(850万円～2,250万円)	750万円～1,250万円(850万円～2,250万円)	750万円～1,250万円(850万円～2,250万円)	750万円～1,250万円(850万円～2,250万円)	750万円～1,250万円(850万円～2,250万円)	
	③グローバル枠	通常類型 成長分野進出型 (DX・GX)	1,000万円～2,500万円(1,100万円～3,500万円)	2/3	1,000万円～2,500万円(1,100万円～3,500万円)	2/3	1,000万円～2,500万円(1,100万円～3,500万円)	2/3	1,000万円～2,500万円(1,100万円～3,500万円)	2/3
持続化補助金	④グローバル枠	3,000万円(4,000万円)	中小：1/2、小規模：2/3	3,000万円(4,000万円)	中小：1/2、小規模：2/3	3,000万円(4,000万円)	中小：1/2、小規模：2/3	3,000万円(4,000万円)	中小：1/2、小規模：2/3	
	⑤大規模上げ特例：補助事業終了後、3～5年で大幅な値上げに取り組む事業者に対し、上記枠の補助上上限額を100～2,000万円上乗せ（※新 型IT導入回後加速化特例を除く）。①～③の補助上上限額（ ）については、特例適用時の上上限額。	①： 50万円 (100万円) ②～⑤： 200万円 (250万円)	2/3 ※②のうち赤字事業者は3/4	2/3 ※②のうち赤字事業者は3/4	2/3 ※②のうち赤字事業者は3/4	2/3 ※②のうち赤字事業者は3/4	2/3 ※②のうち赤字事業者は3/4	2/3 ※②のうち赤字事業者は3/4	2/3 ※②のうち赤字事業者は3/4	2/3 ※②のうち赤字事業者は3/4
IT導入補助金	通常枠	ITツールの導入額が1～3まで ：5万円～150万円未満 ITツールの業務領域が4以上 ：150万円～450万円以下	1/2	ITツールの導入額が1～3まで ：5万円～150万円未満 ITツールの業務領域が4以上 ：150万円～450万円以下	1/2	ITツールの導入額が1～3まで ：5万円～150万円未満 ITツールの業務領域が4以上 ：150万円～450万円以下	1/2	ITツールの導入額が1～3まで ：5万円～150万円未満 ITツールの業務領域が4以上 ：150万円～450万円以下	1/2	
	複数社連携IT導入枠	①インボイス対応型の対象経費と同様 ②50万円×グループ構成員数 ①+②合わせて～3,000万円	①インボイス対応型と同様 ②2/3	①インボイス対応型と同様 ②2/3	①インボイス対応型と同様 ②2/3	①インボイス対応型と同様 ②2/3	①インボイス対応型と同様 ②2/3	①インボイス対応型と同様 ②2/3	①インボイス対応型と同様 ②2/3	
インボイス枠	インボイス対応型	インボイス制度に対応する以下のITツール 【会計・業務注・決済ソフト】：①50万円以下、② 50万円超～350万円 【PC・タブレット等】：～10万円 【レジ・業務完機】：～20万円	【会計・業務注・決済ソフト】： ①中小企業：3/4、小規模事業者： 4/5 ②2/3 【PC・タブレット等】：1/2 【レジ・業務完機】：1/2	【会計・業務注・決済ソフト】： ①中小企業：3/4、小規模事業者： 4/5 ②2/3 【PC・タブレット等】：1/2 【レジ・業務完機】：1/2	【会計・業務注・決済ソフト】： ①中小企業：3/4、小規模事業者： 4/5 ②2/3 【PC・タブレット等】：1/2 【レジ・業務完機】：1/2	【会計・業務注・決済ソフト】： ①中小企業：3/4、小規模事業者： 4/5 ②2/3 【PC・タブレット等】：1/2 【レジ・業務完機】：1/2	【会計・業務注・決済ソフト】： ①中小企業：3/4、小規模事業者： 4/5 ②2/3 【PC・タブレット等】：1/2 【レジ・業務完機】：1/2	【会計・業務注・決済ソフト】： ①中小企業：3/4、小規模事業者： 4/5 ②2/3 【PC・タブレット等】：1/2 【レジ・業務完機】：1/2	【会計・業務注・決済ソフト】： ①中小企業：3/4、小規模事業者： 4/5 ②2/3 【PC・タブレット等】：1/2 【レジ・業務完機】：1/2	
	電子取引型	～350万円	中小企業：2/3 大企業：1/2	～350万円	中小企業：2/3 大企業：1/2	～350万円	中小企業：2/3 大企業：1/2	～350万円	中小企業：2/3 大企業：1/2	
事業承継・引継ぎ 補助金	セレクト型・お茶屋進出枠	5万円～100万円	1/2	5万円～100万円	1/2	5万円～100万円	1/2	5万円～100万円	1/2	
	経営革新枠	①創業支援型 ②経営者交代型③MSA型	～800万円	～800万円	～800万円	～800万円	～800万円	～800万円	～800万円	
	専門家活用枠	①買い手支援型 ②売り手支援型	～600万円	～600万円	～600万円	～600万円	～600万円	～600万円	～600万円	
	商業・再生枠	～150万円	1/2～2/3	～150万円	1/2～2/3	～150万円	1/2～2/3	～150万円	1/2～2/3	～150万円
	商業・再生枠	～150万円	1/2～2/3	～150万円	1/2～2/3	～150万円	1/2～2/3	～150万円	1/2～2/3	～150万円

成果目標

それぞれ以下の達成を目指す。

【ものづくり補助金】

- ・付加価値額が事業終了後3年で9%以上向上する事業者割合が50%
 - ・事業化を達成した事業者の給与支給総額が、事業終了後5年時点で、年率平均+1.5%以上向上
- 【持続化補助金】
- ・事業終了後1年で販路開拓につなげた事業者の割合を80%以上
- 【IT導入補助金】
- ・補助事業者全体の労働生産性が、事業終了後3年で、9%以上向上すること
- 【事業承継・引継ぎ補助金】
- ・事業承継・引継ぎ補助金の補助事業者（経営革新事業）について、補助事業者全体の付加価値額が、事業終了後5年で、+15%以上向上すること

(参考) 令和5年度最低賃金引上げに対する中小・小規模企業の生産性向上への支援強化

- 事業再構築補助金の「**最低賃金枠**」について、**対象企業を拡大**。また、ものづくり補助金及びIT導入補助金において、**更なる加点を措置**。
- 支援等の周知・広報において、**厚生労働省との連携を強化**。

① 事業再構築補助金の要件緩和

現行制度

予算額：累計 2兆4,408億円
〔R2年度補正:1兆1,485億円、R3年度補正:6,123億円、
R4年度予備費:1,000億円、R4年度補正：5,800億円〕

- 「事業再構築補助金」は、企業が新たな事業分野への進出や業態転換等を行う場合、それが必要となる設備投資について、通常、中小・小規模企業は2/3、中堅企業は1/3を補助する制度。
- 2021年から、最低賃金引上げの影響を強く受ける事業者を支援するため、以下の要件を満たす場合に、「**最低賃金枠**」という特別枠で、**通常より高い補助率**（中小・小規模企業3/4、中堅企業2/3）で支援。

➤ 現行の地域別最低賃金 + **30円以内**で雇用している従業員が、3か月間以上、全従業員の10%以上いること。

改正内容

- 「最低賃金枠」について、以下の通り、**対象企業を拡大する要件緩和及び一層の「賃上げ」へのインセンティブを付与**。

➤ 改定前の現行の地域別最低賃金 + **50円以内**で雇用している従業員が、3か月間以上、全従業員の10%以上いること。

➤ **最低賃金引上げ幅以上に賃上げの努力を行う企業**に対し、一層のインセンティブを付与すべく採択審査において**加点措置**。

- これにより、「最低賃金枠」の対象となり得る企業は31.8万社から36.8万社に増加。

② ものづくり補助金、IT導入補助金の審査での優遇

予算額：累計 1兆3,601億円の内数
(R1年度補正:3,600億円、R2年度補正:4,000億円、
R3年度補正:2,001億円、R4年度補正:2,000億円
R5年度補正:2,000億円 ※いずれも内数)

現行制度

- ・ 「ものづくり補助金」は、革新的なサービス開発・試作品開発、生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援する制度。
- ・ 「IT導入補助金」は、労働生産性の向上を目的として、業務の効率化やDX等に向けたITツール等の導入費用を支援する制度。
- ・ 厳しい経営状況においても、最低賃金引上げ幅以上に賃上げの努力を行う企業を応援するため、以下の要件を満たす場合に、**採択審査において加点措置を実施**。

➤ 事業場内最低賃金を地域別最低賃金+30円以上の水準にする。

改正内容

- ・ **上記の加点措置に加え**、以下の要件を満たす場合、採択審査において**更なる加点措置**を実施。

➤ 事業場内最低賃金を改定後の地域別最低賃金+50円以上の水準にする。

③ 周知・相談時の厚生労働省との連携強化

- ・ 新たに、厚生労働省の業務改善助成金、中小企業庁の生産性向上支援策を両方掲載したリーフレットを共同で作成し、それぞれの拠点を活用して、相互に支援策の周知を行う。
- 厚生労働省の労働局・働き方改革推進支援センター（全国47か所）及び労働基準監督署（全国321か所）において、中小・小規模企業の支援に関する相談を受ける際に、中小企業庁のよろず支援拠点や各種補助金を紹介する。
- 中小企業庁のよろず支援拠点（全国47か所）において、中小・小規模企業の支援に関する相談を受ける際に、内容に応じ、厚生労働省の働き方改革推進支援センター及び業務改善助成金を案内する。

1.賃上げ

①賃上げ環境の整備

- ・価格転嫁対策
- ・生産性向上への支援強化

②税制による後押し

2. 人手不足対応、生産性向上を通じた賃上げ 継続の支援

- ・中小企業省力化投資補助事業
- ・中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の
大規模成長投資補助金

賃上げ促進税制の拡充及び延長

(所得税・法人税・法人住民税・事業税)

令和6年度税制改正

- 30年ぶりの高い水準の賃上げ率を一過性のものとせず、**構造的・持続的な賃上げを実現することを目指す。**

改正後【措置期間：3年間】

継続雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率 ※6	教育 訓練費 ※7 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 女性活躍	税額 控除率	最大 控除率
+3%	10%					
+4%	15%		5% 上乗せ	プラチナくるみん or プラチナえるぼし	5% 上乗せ	35%
+5%	20%	+10%	5% 上乗せ			
+7%	25%					

大企業 ※1

改正前【措置期間：2年間】

継続雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	最大 控除率
+3%	15%			
+4%	25%		5% 上乗せ	30%
—	—	+20%		
—	—			

中堅企業 ※2

継続雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 女性活躍	税額 控除率	最大 控除率
+3%	10%					
+4%	25%	+10%	5% 上乗せ	プラチナくるみん or えるぼし三段階目以上	5% 上乗せ	35%

中小企業 ※3

全雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 女性活躍	税額 控除率	最大 控除率
+1.5%	15%					
+2.5%	30%	+5%	10% 上乗せ	くるみん or えるぼし二段階目以上	5% 上乗せ	45%

全雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	最大 控除率
+1.5%	15%			
+2.5%	30%	+10%	10% 上乗せ	40%

中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の**5年間の繰越しが可能**※8。

99

- ※1 「資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上」又は「従業員数2,000人超」のいずれかに当てはまる企業は、**マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出を行うこと**が適用条件。それ以外の企業は不要。
- ※2 従業員数2,000人以下の企業（その法人及びその法人との間にその法人による支配関係がある法人の従業員数の合計が1万人を超えるものを除く。）が適用可能。
- ※3 ただし、資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業は、**マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出**が必要。
- ※4 中小企業者等（資本金1億円以下の法人、農業協同組合等）又は従業員数1,000人以下の個人事業主が適用可能。
- ※5 継続雇用者とは、適用事業年度及び前事業年度の全月分の給与等の支給を受けた国内雇用者（雇用保険の一般被保険者に限る）。
- ※6 全雇用者とは、雇用保険の一般被保険者に限らない全ての国内雇用者。
- ※7 税額控除額の計算は、全雇用者の前事業年度から適用事業年度の給与等支給増加額に税額控除率を乗じて計算。ただし、控除上限額は法人税額等の20%。
- ※8 教育訓練費の上乗せ要件は、適用事業年度の教育訓練費の額が適用事業年度の全雇用者に対する給与等支給額の0.05%以上である場合に限り、適用可能。
- ※9 繰越税額控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り、適用可能。

1.賃上げ

①賃上げ環境の整備

- ・価格転嫁対策
- ・生産性向上への支援強化
- ②税制による後押し

2. 人手不足対応、生産性向上を通じた賃上げ 継続の支援

- ・中小企業省力化投資補助事業
- ・中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の
大規模成長投資補助金

中小企業省力化投資補助事業（中小企業等事業再構築促進事業を再編）

令和5年度補正予算案額 1,000億円

事業の内容

事業目的

中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするために、人手不足に悩む中小企業等に対して、省力化投資を支援する。これにより、中小企業等の付加価値額や生産性向上を図り、賃上げにつなげることを目的とする。

101

事業概要

I o T、ロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製品を「カタログ」に掲載し、中小企業等が選択して導入できるようにすることで、簡易で即効性がある省力化投資を促進する。

※なお、中小企業等事業再構築促進基金を用いて、これまで実施してきた、ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するための新市場進出、事業・業種転換、事業再編、国内回帰又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、企業の思い切った事業再構築の支援については、必要な見直しを行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



※これまで実施してきた中小企業等事業再構築促進事業のスキーム

枠	申請類型	補助上限額	補助率
省力化投資補助枠 (カタログ型)		従業員数5名以下 200万円(300万円)	1/2
		従業員数6～20名 500万円(750万円)	
		従業員数21名以上 1000万円(1500万円)	
		※賃上げ要件を達成した場合、 ()内の値に補助上限額を 引き上げ	

成果目標

付加価値額の増加、従業員一人当たり付加価値額の増加等を目指す。

カタログ掲載を通じた投資補助事業

- 変革期間から3年間に於いて、人手不足に苦しむ中小企業の省力化投資を協力を支援。
- カタログから選ぶような汎用製品※の導入を補助することで、簡易で即効性がある支援措置を新たに実施する。

※個々の事業の実情に合わせた効率化・高度化についても措置を講じ、一体的に運用

カタログを通じた汎用製品（IoT、ロボット等）の導入支援イメージ

（ベンダーによる機器等の導入における設定等のサポートを想定）

・無人搬送ロボット



著作者：user6702303／出典：FreePik
https://jp.freepik.com/free-photo/automated-guided-vehicle-loading-boxes_18321421.htm#query=agv&position=14&from_view=keyword&track=sph

・検品・仕分けシステム



著作者：macrovector／出典：FreePik
https://jp.freepik.com/free-vector/smart-industry-icon_23182671.htm#query=%E6%A4%9C%E5%93%81%E8%A3%85%E7%8D%AE&position=31&from_view=search&track=als

・無人監視システム



Image by macrovector on Freepik
https://www.freepik.com/free-vector/realistic-video-surveillance-camera-side-view-vector-illustration_23505496.htm#query=%E7%9B%A3%E8%A6%96%E3%82%AB%E3%83%A1%E3%83%A9&position=29&from_view=search&track=als

・キャッシュレス型自動券売機



提供：ピクスタ
<https://pixta.jp/illustration/9146448>

1.賃上げ

①賃上げ環境の整備

- ・価格転嫁対策
- ・生産性向上への支援強化
- ②税制による後押し

2. 人手不足対応、生産性向上を通じた賃上げ 継続の支援

- ・中小企業省力化投資補助事業
- ・中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の
大規模成長投資補助金

中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金

令和5年度補正予算額 1,000億円 (国庫債務負担含め総額3,000億円)

経済産業政策局産業創造課
地域経済産業グループ地域企業高度化推進課

事業の内容	
事業目的 地域の雇用を支える中堅・中小企業が、足元の人手不足等の課題に対応し、成長していくことを目指して行う大規模投資を促進することで、地方においても持続的な賃上げを実現する。	
事業概要 中堅・中小企業が、持続的な賃上げを目的に、足元の人手不足に対応するための省力化等による労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大を図るために行う工場等の拠点新設や大規模な設備投資に対して補助を行う。	事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等） 国 補助 (定額) 民間企業等 補助 (1/3) 中堅・中小 企業 補助上限額 50億円 ※投資下限額は10億円 ※コンソーシアム形式により参加企業の投資額の合計が10億円以上となる場合も対象（ただし、一定規模以上の投資を行う中堅・中小企業がいる場合に限る。） 成果目標 大規模投資を通じた労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大により、対象事業に関わる従業員の1人当たり給与支給総額が、地域別の最低賃金の伸び率を超える伸び率を実現する。



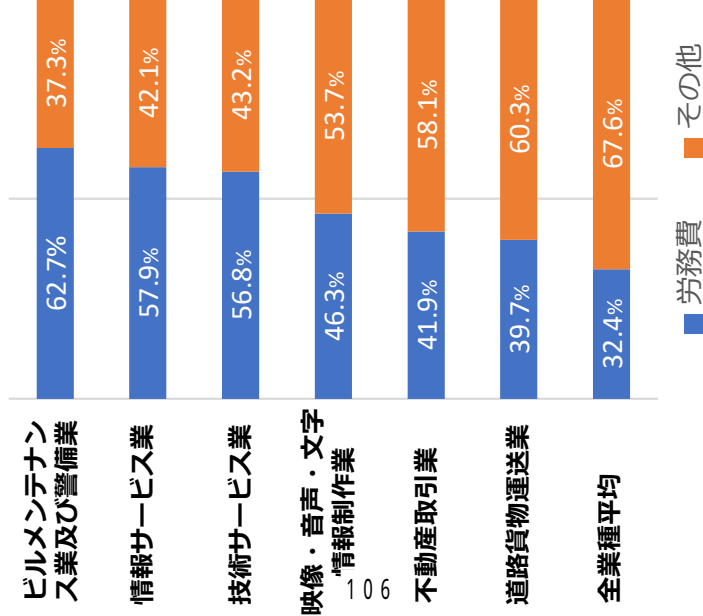
労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針について

令和 6 年 2 月
内閣 官 房
公正取引委員会

労務費の転嫁の現状

特別調査の結果、原材料価格やエネルギーコストに比べ、労務費の転嫁が進んでいない結果がみられた。
(コスト別の転嫁率<中央値>：原材料価格（80.0%）、エネルギーコスト（50.0%）、労務費（30.0%））

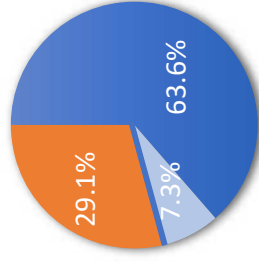
コストに占める労務費の割合の高い業種



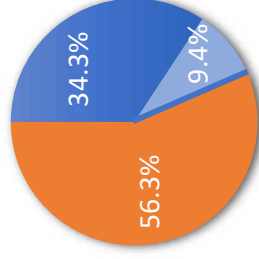
労務費の割合の高い業種の転嫁の状況

労務費の割合の高い業種の中には要請ができていない業種がみられるが、その業種の中でも要請している受注者は価格転嫁が認められている。

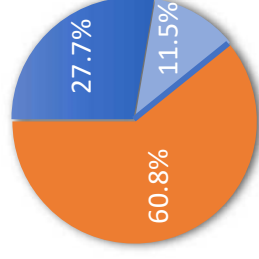
ビルメンテナンス業及び警備業



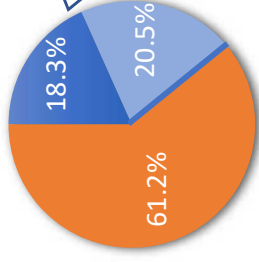
情報サービス業



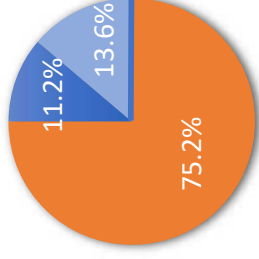
技術サービス業



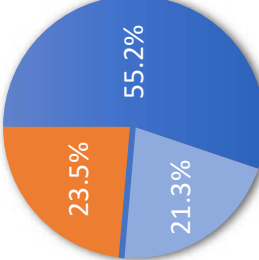
映像・音声・文字情報制作業



不動産取引業



道路貨物運送業



価格転嫁を要請していない受注者が多いものの、要請した場合は労務費の転嫁率が高い（90%以上）受注者が多い。

労務費の上昇を理由として要請してもその転嫁率が低い（10%未満）受注者が多い。

特別調査の回答者からの声としては、労務費の転嫁の交渉実態として、価格転嫁を認めてもらえたとする声がある一方で、以下の声があった。

- 労務費の上昇分は受注者の生産性や効率性の向上を図ることで吸収すべき問題であるという意識が発注者に根強くある。
- 交渉の過程で発注者から労務費の上昇に関する詳細な説明・資料の提出が求められる。
- 発注者との今後の取引関係に悪影響（転注や失注など）が及ぶおそれがある。

特別調査における事業者からの指摘事項（項目別）

項目	事業者からの指摘事項	本指針の対応部分
本社（経営トップ）の 関与	● 交渉現場の担当者からすれば労務費上昇分の<u>価格転嫁を認めない行動</u>を取ることで、発注者の短期的な利益（コスト増の回避）につながり、業績として評価されることになるので転嫁に応じてもらえない。	発注者としての行動①
発注者側からの定期的 な協議の実施	● 約30年前の取引開始以降、一度も価格改定がなされていない。 ● 実質的にはスポット取引とはいえない取引であるにもかかわらずポット取引と認識している発注者から価格交渉の打診を受けたことがなく、取引開始以降、価格が据え置かれている。 ● 基本的にどの発注者からも<u>長年据え置かれてきた</u>。	発注者としての行動②
説明・資料を求める場 合は公表資料とするこ と	● 発注者から当社のコスト構造を明らかにする資料の提出を求められたが、明らかにしたくないため労務費の転嫁の要請を断念した。	発注者としての行動③
要請があれば協議の テーブルにつくこと	● 取引上の立場が弱い受注者からは、労務費の転嫁の協議を求めると契約の打ち切りなど、不利益を受けるのではないかと心配から協議を持ちかけられない。 ● <u>燃料費の上昇分の価格転嫁は認められたが、それ以外の労務費などについては交渉のテーブルについてくれなかった。</u>	発注者としての行動⑤
必要に応じ考え方を提 案すること	● 発注者が自ら用意した労務費の転嫁の交渉用のフォーマットによる価格転嫁の申出しが受け付けておらず、当該フォーマットで計算した結果、当社が本来求めたかった額より低い額となった。	発注者としての行動⑥

労務費の適切な転嫁に向けた取組事例（項目別）

項目	事業者の取組事例	本指針の対応部分
本社（経営トップ）の関与	○ 受注者からの要請の有無にかかわらず1年に1回以上の価格交渉をすること等を内容とする代表取締役からの指示を社内で周知した。	発注者としての行動①
発注者側からの定期的な協議の実施	○ 受注者に対し、労務費を含めたコストアップによる価格転嫁の必要性についての協議を呼びかける文書を定期的に送付している。	発注者としての行動②
説明・資料を求める場合は公表資料とすること	○ 最低賃金なり厚生労働省の統計といった公表資料から大まかな賃金の傾向が確認できれば、わざわざ受注者の労務費が実際に上がっているかといった <u>個社の労務費の状況までは聞かず</u> に受注者が求める額を受け入れることとしている。	発注者としての行動③
サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと	○ 毎月実施している直接の取引先である受注者（一次取引先）との会社において、 <u>二次取引先以降の値上げも含めて当社に転嫁を求めてくるように声かけ</u> をしている。	発注者としての行動④
要請があれば協議のテーブルにつくこと	○ 受注者から従業員の賃金を引き上げるために翌期の契約金額の引上げを求められたところ、 <u>翌期の作業内容に変更はなかったものの、双方合意の金額にて取引価格を引き上げた。</u>	発注者としての行動⑤
必要に応じ考え方を提案すること	○ 労務費の転嫁のやり方が分からないと受注者から相談を受けた際、他の受注者による算定式として最低賃金の上昇率や物価上昇率を基に要請額を算定した例を紹介している。	発注者としての行動⑥

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針①

本指針 の性格

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の**発注者・受注者の双方の立場からの行動指針**。
- ✓ 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。
- ✓ 本指針に記載の12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処**することを明記。
- ✓ 他方で、記載された**発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び下請代金法上の問題が生じない**旨を明記。

発注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：本社（経営トップ）の関与

①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる**取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定すること**、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で**社内外に示すこと**、③その後の**取組状況を定期的に経営トップに報告し**、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

★行動②：発注者側からの定期的な協議の実施

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など**定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設けること**。特に**長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引**においては協議が必要であることに**留意が必要**である。

協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は下請代金法上の買いたたきとして問題となるおそれがある。

★行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、**公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠のあるものとして尊重すること**。

★行動④：サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、**サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識して、そのことを受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させること**。

★行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇を理由に**取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつくこと**。労務費の転嫁を求められたことを理由として、**取引を停止するなど不利益な取扱いをしないこと**。

★行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、**必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案すること**。

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針②

受注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：相談窓口の活用

労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨むこと。

発注者に対して労務費の転嫁の交渉を申し込む際、一例として、**6頁の様式**を活用することも考えられる。

★行動②：根拠とする資料

10 発注者との価格交渉において使用する根拠資料としては、**最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料**を用いること。

★行動③：値上げ要請のタイミंग

労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回などの定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミंग、業界の定期的な価格交渉の時期など受注者が価格交渉を申し出やすいタイミंग、発注者の業務の繁忙期など受注者の交渉力が比較的に優位なタイミंगなどの機会を活用して行うこと。

★行動④：発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

発注者から価格を提示されるのを待たずに受注者側からも希望する価格を発注者に提示すること。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

★行動①：定期的なコミュニケーション

定期的にコミュニケーションをとること。

★行動②：交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管すること。

今後の対応

- 内閣官房は、各府省庁・産業界・労働界等の協力を得て、今後、労務費の上昇を理由とした価格転嫁が進んでいない業種や労務費の上昇を理由とした価格転嫁の申出を諦めている傾向にある業種を中心に、**本指針の周知活動**を実施する。
- 公正取引委員会は、発注者が本指針に記載の12の採るべき行動／求められる行動に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処していく。**
また、受注者が匿名で労務費という理由で価格転嫁の協議のテーブルにつかない事業者等に関する**情報を提供できるフォームを設置し、**第三者に情報提供者が特定されない形で、**各種調査において活用していく。**

価格交渉の申込み様式（例）

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年11月29日内閣官房・公正取引委員会）別添

価格交渉の申込み様式（例）

御見積書

（発注者） 御中

〇年〇月〇日
（受注者）

下記のとおり、御見積もり申し上げます。

商品名（例：業務名、品番、件名）

合計金額 円

内訳

1 原材料価格（素材費、部品購入費等）

（例）			単価	数量	金額	（備考）旧単価（円） 単価上昇率（%）
材料・品番 ・・・						
小計			円			

原材料価格、エネルギーコスト、労務費など、各コスト
要素に分けて、それぞれ単価、小計等を作成

1 1

2 エネルギーコスト（電気代、ガス代、ガソリン代等）

(例)						
	単価	総使用量	貴社向け売上比率	金額	(備考) 単価 上昇率 (%)	
電気代						
・・・						
小計	円					

3 労務費（定期昇給、ベースアップ、法定福利費等）

（例1）			改定前の 労務費総 額	労務費の上昇額 ※改定前の支払い実績（定期昇給、ベースア ップ、法定福利費等）に最低賃金・春季労 使交渉妥結額等の上昇率を乗じて算出	貴社向け売 上比率	金額
			円	円	%	円
（例2）			現在の労務 費単価 円/人・日	人数	労務費の上昇率 ※最低賃金・春季労使交渉妥結額等の上昇率	金額
			円/人・日	人・日	%	円
小計			円			

4 その他

（例）設備償却費、保管料、輸送費等

小計 円

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

HOME

公正取引委員会
について

報道発表・広報活動

独占禁止法

下請法

（競争政策研究センター）

相談・申告・情
報
・手続等窓口

「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に関する公正取引委員会の取組

「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月27日：内閣官房、消費者庁、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、公正取引委員会）及び「令和5年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」（令和5年3月1日）に関する公正取引委員会の取組をまとめています。

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針について

今般、内閣官房及び公正取引委員会の連名で、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針を策定しました。

▶（令和5年11月29日）「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の公表について

▶（令和5年11月29日）労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

▶ 別添（価格交渉の申込み様式（例））

https://www.jftc.go.jp/partnership_package/index.html

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

HOME

公正取引委員会
について

報道発表・広報活動

独占禁止法

下請法

（競争政策研究センター）

相談・申告・情
報
・手続等窓口

「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に関する公正取引委員会の取組

「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月27日：内閣官房、消費者庁、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、公正取引委員会）及び「令和5年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」（令和5年3月1日）に関する公正取引委員会の取組をまとめています。

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

今般、内閣官房及び公正取引委員会の連名で、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針を策定しました。

▶（令和5年11月29日）「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の公表について

▶（令和5年11月29日）労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

▶ 別添（価格交渉の申込み様式（例））はこちら

PDF別添はこちら（PDF：878KB）

別添（価格交渉の申込み様式（例））はこちら

はじめに

原材料価格やエネルギーコストのみならず、買上げ商賈の確保を含め、適切な価格転嫁による適正な価格設定をサブライチ
させ、物価に負けない買上げを行うことは、デフレ脱却、経済の好循環の実現のために必要である。その際、労務費の適切な転
正化が不可欠である。

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針(概要)

令和5年11月

1. 指針の性格

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の発注者・受注者の双方の立場からの行動指針。
- ✓ 発注者及び受注者が採るべき行動／求められる行動を12の行動指針として取りまとめ、それぞれに「労務費の適切な転嫁に向けた取組事例」、「留意すべき点」などを記載。
 - ・ 本指針に記載の12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処することを明記。
 - ・ 他方で、発注者としての行動を全て適切に行っている場合、取引当事者間で十分に協議が行われたものと考えられ、通常は独占禁止法及び下請代金法上の問題が生じない旨を明記。

2. 発注者として採るべき行動／求められる行動

【行動①: 本社(経営トップ)の関与】

- ①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定すること、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で社内外に示すこと、③その後の取組状況を定期的に経営トップに報告し、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

【行動②: 発注者側からの定期的な協議の実施】

- 受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設けること。特に長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引においては転嫁について協議が必要であることに留意が必要である。
- 協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用¹又は下請代金法上の買いたたき²として問題となるおそれがある。

【行動③: 説明・資料を求める場合は公表資料とすること】

- 労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、公表資料(最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など)に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠があるものとして尊重すること。

【行動④: サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと】

- 労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場に在ることを常に意識して、そのことを受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させること。

【行動⑤: 要請があれば協議のテーブルにつくこと】

- 受注者から労務費の上昇を理由に取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつくこと。労務費の転嫁を求められたことを理由として、取引を停止するなど不利益な取扱いをしないこと。

【行動⑥: 必要に応じ考え方を提案すること】

- 受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案すること。

¹ 優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となるのは、発注者の取引上の地位が受注者に優越していることとともに、公正な競争を阻害するおそれが生じることが前提となる。

² 買いたたきとして下請代金法上問題となるのは、下請代金法にいう親事業者と下請事業者との取引に該当する場合であって、下請代金法第2条第1項から第4項までに規定する①製造委託、②修理委託、③情報成果物作成委託又は④役務提供委託に該当することが前提となる。

3. 受注者として採るべき行動／求められる行動

【行動①：相談窓口の活用】

- 労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨むこと。

【行動②：根拠とする資料】

- 発注者との価格交渉において使用する労務費の上昇傾向を示す根拠資料としては、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いること。

【行動③：値上げ要請のタイミング】

- 労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回などの定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング、業界の定期的な価格交渉の時期など受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング、発注者の業務の繁忙期など受注者の交渉力が比較的優位なタイミングなどの機会を活用して行うこと。

【行動④：発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示】

- 発注者から価格を提示されるのを待たずに受注者側からも希望する価格を発注者に提示すること。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

4. 発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

【行動①：定期的なコミュニケーション】

- 定期的にコミュニケーションをとること。

【行動②：交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管】

- 価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管すること。

5. 今後の対応

- ✓ ①内閣官房において、各府省庁・産業界・労働界等の協力を得て本指針の周知活動を実施し、②公正取引委員会において、労務費の転嫁の協議に応じない事業者に関する情報を提供できるフォームを設置する。

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

令和5年11月29日

内閣官房

公正取引委員会

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

はじめに	1
第1 総論	1
1 労務費の価格への転嫁に関する現状	1
2 労務費の転嫁を進めるための基本的な考え方	2
3 本指針の性格	3
第2 事業者が採るべき行動／事業者に求められる行動	4
1 発注者として採るべき行動／求められる行動	4
★発注者としての行動①	4
(①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定すること、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で社内外に示すこと、③その後の取組状況を定期的に経営トップに報告し、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。)	
★発注者としての行動②	6
(受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設けること。特に長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引においては転嫁について協議が必要であることに留意が必要である。)	
★発注者としての行動③	7
(労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、公表資料(最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など)に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠があるものとして尊重すること。)	
★発注者としての行動④	10
(労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場に在ることを常に意識して、そのことを受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させること。)	
★発注者としての行動⑤	11
(受注者から労務費の上昇を理由に取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつくこと。労務費の転嫁を求められたことを理由として、取引を停止するなど不利益な取扱いをしないこと。)	

★発注者としての行動⑥.....	12
(受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、必要に応じ労務費 上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案すること。)	
2 受注者として採るべき行動／求められる行動.....	14
★受注者としての行動①.....	14
(労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中 小企業の支援機関(全国の商工会議所・商工会等)の相談窓口などに相談するなどし て積極的に情報を収集して交渉に臨むこと。)	
★受注者としての行動②.....	15
(発注者との価格交渉において使用する労務費の上昇傾向を示す根拠資料としては、 最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いるこ と。)	
★受注者としての行動③.....	16
(労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回 などの定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング、業界の定期的な価格交 渉の時期など受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング、発注者の業務の繁忙期 など受注者の交渉力が比較的優位なタイミングなどの機会を活用して行うこと。)	
★受注者としての行動④.....	17
(発注者から価格を提示されるのを待たずに受注者側からも希望する価格を発注者 に提示すること。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、 自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。)	
3 発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動.....	19
★発注者・受注者共通の行動①.....	19
(定期的にコミュニケーションをとること。)	
★発注者・受注者共通の行動②.....	20
(価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管すること。)	
第3 今後の対応.....	20
データ編	22
別添(価格交渉の申込み様式(例))	25

はじめに

原材料価格やエネルギーコストのみならず、賃上げ原資の確保を含めて、適切な価格転嫁による適正な価格設定をサプライチェーン全体で定着させ、物価に負けない賃上げを行うことは、デフレ脱却、経済の好循環の実現のために必要である。その際、労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である。

一方、令和5年の春季労使交渉の賃上げ率は約30年ぶりの高い伸びとなったものの、令和4年4月以降、現時点に至るまで、急激な物価上昇に対して賃金の上昇が追いついていない。この急激な物価上昇を乗り越え、持続的な構造的賃上げを実現するためには、特に我が国の雇用の7割を占める中小企業がその原資を確保できる取引環境を整備することが重要である。

その取引環境の整備の一環として、これまで、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月27日内閣官房・消費者庁・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・公正取引委員会）に基づき、政府一体となって価格転嫁対策に全力で取り組んできたところである。さらに、政府は、公正取引委員会が行った業界ごとの実態調査を踏まえて、労務費の転嫁の在り方について指針を年内にまとめることとし（新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版（令和5年6月16日閣議決定））、今般、内閣官房及び公正取引委員会の連名で「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（以下「本指針」という。）」を策定した。

第1 総論

1 労務費の価格への転嫁に関する現状

公正取引委員会は、コスト構造において労務費の占める割合が高い業種を重点的な調査対象とし、「令和5年度独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に係るコスト上昇分の価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査（以下「特別調査」という。）」を実施した。

この特別調査の結果、コスト別の転嫁率¹を中央値²でみると、原材料価格（80.0%）やエネルギーコスト（50.0%）と比べ、労務費（30.0%）は低く、労務費の転嫁は進んでいない、という結果であった。平均値でみても、原材料価格（67.9%）やエネルギーコスト（52.1%）と比べ、労務費（45.1%）は低く、同様の結果であった。

また、この特別調査の結果では、①ビルメンテナンス業及び警備業³、②情報サービス業、③技術サービス業、④映像・音声・文字情報制作業、⑤不動産取引業、⑥道路貨物運送業の6業種が特にコストに占める労務費の割合（以下「労務費率」という。）の高い業種であった。そして、この6業種の労務費の転嫁に関する現状としては、そもそ

¹ 転嫁の要請に対して引き上げられた金額の割合のこと。

² 全体のデータを小さい順に並べたときに、真ん中（中央）にくるデータのことをいう。

³ ビルメンテナンス業も警備業も日本標準産業分類（平成25年10月改定 総務省）上の中分類では「その他の事業サービス業」に含まれる。

も価格転嫁の要請をしていない受注者が多い（②・③・④・⑤）、要請をしても労務費の上昇を理由としていない受注者が多い（④・⑤）、労務費の上昇を理由として要請してもその転嫁率が低い受注者が多い（④・⑥）、という結果であった。他方で、価格転嫁の要請をしていない受注者が多いものの、要請した場合には労務費の転嫁率が高い受注者が多かった業種もあった（②・③）（「データ編」参照）。

特別調査の回答者からの声としては、労務費の転嫁の交渉実態として、価格転嫁を認めてもらえたとする声がある一方で、

- ・ 労務費の上昇分は受注者の生産性や効率性の向上を図ることで吸収すべき問題であるという意識が発注者に根強くある
- ・ 交渉の過程で発注者から労務費の上昇に関する詳細な説明・資料の提出が求められる
- ・ 発注者との今後の取引関係に悪影響（転注や失注など）が及ぶおそれがある

等の理由で労務費の価格転嫁の要請をすることは難しいとの声があった。

2 労務費の転嫁を進めるための基本的な考え方

特別調査の結果を踏まえると、事業者は、多くの場合、発注者の方が取引上の立場が強く、受注者からはコストの中でも労務費は特に価格転嫁を言い出しにくい状況にあることを明確に認識した上で、次に掲げる行動を採ることが重要である。

- （１）発注者として、経営トップが関与すること、発注者から協議の場を設けること、説明や根拠資料を求める場合には公表資料に基づくものとする、直接の取引先である受注者とその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識して、そのことを受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させること、受注者から労務費の上昇を理由とした価格転嫁を求められたら協議のテーブルにつくこと、労務費の転嫁を求められたことを理由として、取引を停止するなど不利益な取扱いをしないこと、必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案すること（第2の1関係）。
- （２）受注者として、国・地方公共団体、中小企業の支援機関などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨むこと、根拠資料としては公表資料を用いること、本指針に記載の事例を参考に適切なタイミングで自ら発注者に価格転嫁を求めること（第2の2関係）。
- （３）発注者・受注者共通の取組として、定期的に発注者と受注者がコミュニケーションをとる機会を設けること、価格交渉の記録を作成して発注者と受注者の双方が保管すること（第2の3関係）。

3 本指針の性格

本指針は、特別調査の結果を踏まえ、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストのうち、労務費の転嫁に係る価格交渉について、発注者及び受注者それぞれが採るべき行動／求められる行動を12の行動指針として取りまとめたものである。また、それぞれの行動指針に該当する労務費の適切な転嫁に向けた取組事例や、受注者が用いている根拠資料や取組内容を取り上げている。

さらに、公正取引委員会では、「よくある質問コーナー（独占禁止法）」のQ & A⁴及び「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」⁵において、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分を取引価格に反映せず、従来どおりに取引価格を据え置くことは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）上の優越的地位の濫用⁶又は下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号。以下「下請代金法」という。）上の買いたたき⁷として問題となるおそれがあることを明確化しているところ、本指針では、特に労務費について、同様に問題となるおそれがあるものを「留意すべき点」として整理している。

発注者が本指針に記載の12の採るべき行動／求められる行動に沿わないような行為をすることにより、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処していく。

他方で、後記第2の1及び3に記載の全ての行動を適切に採っている場合には、取引条件の設定に当たり取引当事者間で十分に協議が行われたものと考えられ、通常は独占禁止法及び下請代金法上の問題は生じないと考えられることから、独占禁止法及び下請代金法違反行為の未然防止の観点からも、同行動に沿った積極的な対応が求められる。

⁴ https://www.jftc.go.jp/dk/dk_qa.html

⁵ 平成15年公正取引委員会事務総長通達第18号。<https://www.jftc.go.jp/shitauke/legislation/unyou.html>。

⁶ 優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となるのは、発注者の取引上の地位が受注者に優越していることとともに、公正な競争を阻害するおそれが生じることが前提となる。以下同じ。

⁷ 買いたたきとして下請代金法上問題となるのは、下請代金法にいう親事業者と下請事業者との取引に該当する場合であって、下請代金法第2条第1項から第4項までに規定する①製造委託、②修理委託、③情報成果物作成委託又は④役務提供委託に該当することが前提となる。以下同じ。

第2 事業者が採るべき行動／事業者に求められる行動

1 発注者として採るべき行動／求められる行動

★発注者としての行動①

①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定すること、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で社内外に示すこと、③その後の取組状況を定期的に経営トップに報告し、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

長年にわたるデフレ経済を脱却し、成長と分配の好循環に向けて、特に労務費の転嫁が重要であることは、一般論としては認識されているとしても、発注者の経営トップ（代表取締役社長に加え、代表権を持つ取締役等実質的に会社組織の最上位に位置する者も含む。以下同じ。）が、自社の取組方針として認容していなければ、労務費の転嫁の実現は困難である。また、経営トップが取組方針として認容していたとしても、交渉現場の担当者が、その方針を認識し、認容していなければ、労務費の転嫁の実現は困難である（特別調査において「交渉現場の担当者からすれば労務費上昇分の価格転嫁を認めない行動を取ることが、発注者の短期的な利益（コスト増の回避）につながり、業績として評価されることになるので転嫁に応じてもらえない」との声が寄せられた。）。

また、当該取組方針が、社内に留まっている限り、取引先である受注者は知ることができない。特に労務費については、発注者においても受注者においても、その上昇分は自社の生産性や効率性の向上を図ることで吸収すべき問題であるとの考え方が深く根付いているとの指摘もあるところ、そのような状況にあっては、発注者の労務費の転嫁を受け入れる方針が受注者に知らされていないければ、受注者からの協議の要請は非常に困難なものである。

そこで、発注者の経営トップが、たとえ短期的にはコスト増となろうとも、労務費の上昇分の取引価格への転嫁を受け入れていく具体的な取組方針及びその方針を達成するための施策について意思決定し、社内の交渉担当者や、取引先である受注者に対し、書面等の形に残る方法で同方針又はその要旨などを示す、といった経営トップのコミットメントが求められる。

例えば、「パートナーシップ構築宣言⁸」の中に経営トップの判断として、労務費の転嫁について、本指針に基づく自社の取組方針を盛り込むことが考えられる。

また、その後の自社の取組状況についても、定期的に経営トップに報告することにより自社の労務費の転嫁に係る受注者との交渉状況を把握し、必要に応じ更なる対応方針を示すことが求められる。

さらに、上記の経営トップのコミットメントに加え、調達部門からは独立して労務費の転嫁を含む価格転嫁の状況を把握する専門部署や受注者からの相談窓口を設置したり、親会

⁸ 事業者が、サプライチェーン全体の付加価値向上、大企業と中小企業の共存共栄を目指し、「発注者」側の立場から、「代表権のある者の名前」で宣言するもの。

社だけでなくグループ会社においても親会社に倣った対応をしたりすることも、円滑な労務費の転嫁を進める上で有効かつ適切である。

労務費の適切な転嫁に向けた取組事例

(1) 経営トップによる社外への方針の伝達、経営トップへの定期的な状況報告の例

- ・ 調達部門と受注者の間の価格協議の実施状況をチェックするため、調達部門から独立した専門部署を新設（状況は四半期ごとに役員会に報告）し、当該部署を担当する代表取締役名で全ての受注者に対して価格転嫁に係る協議を更に徹底して行うことなどを示す文書を発出した。

【輸送用機械器具製造業】

(2) 経営トップによる社内への方針の周知の例

- ・ 契約更新時を利用することにより、受注者からの要請の有無にかかわらず1年に1回以上の価格交渉をすること、誠意をもって対応すること等を内容とする代表取締役からの指示を社内周知した。

【道路貨物運送業】

- ・ 代表取締役名の文書にて、受注者との価格交渉を積極的に取り組むこと、交渉をスピードアップすること等を社内周知した。

【はん用機械器具製造業】

(3) 専門部署、専門窓口等の設置の例

- ・ 受注者の中には、普段接している調達担当者には値上げを言い出しにくいと思うところもあるとの考えから、調達担当部署とは別の部署に価格転嫁の相談専用窓口を設置した。また、価格転嫁の問題に限らず、発注者の問題行為を外部の弁護士へ通報できる窓口を設置した。

【はん用機械器具製造業】

- ・ 既に設置している受注者向けの通報窓口の存在が受注者に十分に浸透していなかったため、通報窓口への通報対象に「価格交渉の観点から問題がある行為」を含むことを明記した上で、受注者に通報窓口のことを文書にて再周知した。

【はん用機械器具製造業】

(4) グループ会社においても親会社に倣った対応をしている例

- ・ 受注者から随時の価格交渉に応じること、値上げ要請に対し迅速に十分な協議を行うこと等の親会社の方針を全グループ会社に展開し、各グループ会社から、それぞれの受注者に対し、随時の価格交渉に応じることを記載した文書を発出した。

【電気機械器具製造業】

★発注者としての行動②

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設けること。

特に長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引においては転嫁について協議が必要であることに留意が必要である。

多くの場合、発注者の方が取引上の立場が強く、受注者からはコストの中でも労務費は特に価格転嫁を言い出しにくい状況にあることを踏まえると、積極的に発注者からそのような協議の場を設けることが、円滑な価格転嫁を進める観点から有効かつ適切である。特に労務費については、発注者においても受注者においても、その上昇分は自社の生産性や効率性の向上を図ることで吸収すべき問題であるとの考え方が深く根付いていると考えられるところ、そのような状況にあっては、受注者からの協議の要請は非常に困難なものである。

そこで、受注者から労務費の転嫁の求めがなかったとしても、発注者から労務費の転嫁の必要性について、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回（例えば、毎年3月と9月の価格交渉促進月間）など定期的に協議する場を設けることが求められる。

労務費の適切な転嫁に向けた取組事例

- ・ 毎年実施している定例の単価改定に当たり、全受注者から見積りを徴取した上で、受注者における労務費の上昇分を反映した翌期の単価を設定している。

【情報サービス業】

- ・ 受注者に対し、労務費を含めたコストアップによる価格転嫁の必要性についての協議を呼びかける文書を定期的に送付している。

【金属製品製造業、はん用機械器具製造業、輸送用機械器具製造業】

留意すべき点

特別調査において、約30年前の取引開始以降、一度も価格改定がなされていない、実質的にはスポット取引とはいえない取引であるにもかかわらずスポット取引と認識している発注者から価格交渉の打診を受けたことがなく、取引開始以降、価格が据え置かれているなどの声が寄せられた。

労務費のコスト上昇分の価格転嫁につき、受注者からの要請の有無にかかわらず、明示的に協議することなく取引価格を長年据え置くことや実質的にはスポット取引とはいえない取引であるにもかかわらずスポット取引であることを理由に労務費の転嫁について明示的に協議することなく取引価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は下請代金法上の買いたたきとして問題となるおそれがあることに、発注者は留意が必要である。

★発注者としての行動③

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠があるものとして尊重すること。

受注者からの労務費の転嫁の求めに対し、発注者の交渉担当者が社内決裁を通す必要等の理由で受注者の交渉担当者に対して労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を求めること自体に問題はないが、特別調査では、発注者が過度に詳細な理由の説明や根拠資料を求めたり、受注者が明らかにしたくない内部情報に係るものの説明や根拠資料の提出を求めたりした結果、受注者が転嫁の要請を断念したなどの事例がみられた。

また、サプライチェーン上のある発注者が直接の取引先である受注者にこれらの求めを行えば、当該受注者は、この求めに対応するために、その取引先である受注者に対して同様の求めを行うこととなり、当該サプライチェーン上の取引において、連鎖的に同様の行為が行われることが懸念される。

そのため、発注者が労務費上昇の理由の説明や根拠資料を求める場合、関係者がその決定プロセスに関与し、経済の実態が反映されていると考えられる、以下のような公表資料に基づくものとするのが求められる。また、受注者から当該公表資料に基づいて提示された額は合理性を有するものとして尊重し、仮に発注者がこれを満額受け入れない場合には、その根拠や合理的な理由を説明することが求められる。

さらに、これらの公表資料で示された以上の上昇率を要請する受注者に対して、追加の説明や資料を求める場合であっても、受注者の過度な負担とならないよう配慮することが求められる。

（関係者がその決定プロセスに関与し、経済の実態が反映されていると考えられる公表資料の例）

- 都道府県別の最低賃金⁹やその上昇率
- 春季労使交渉の妥結額やその上昇率¹⁰
 - ・ 国土交通省が公表している公共工事設計労務単価¹¹における関連職種の単価やその上昇率
 - ・ 一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃（令和2年国土交通省告示第575号）

⁹ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/chingin/index.html

¹⁰ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouseisaku/shuntou/roushi-cl.html

¹¹ 令和5年3月から適用する同単価は、https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo14_hh_000001_00130.html。

これらのほか、経済の実態が反映されていると考えられるものとして、以下の資料も参考となる。

- ・ 厚生労働省が公表している毎月勤労統計調査に掲載されている賃金指数、給与額やその上昇率¹²⁾
- ・ 総務省が公表している消費者物価指数¹³⁾
- ・ ハローワーク（公共職業安定所）の求人票や求人情報誌に掲載されている同業他社の賃金

労務費の適切な転嫁に向けた取組事例

（１）公表資料から受注者が求める額の妥当性を判断している事例

- ・ 最低賃金なり厚生労働省の統計といった公表資料から大まかな賃金の傾向が確認できれば、わざわざ受注者の労務費が実際に上がっているかといった個社の労務費の状況までは聞かずに受注者が求める額を受け入れることとしている。

【金属製品製造業（同旨、はん用機械器具製造業。）】

- ・ 受注者が求める額が公表されている日本企業の平均的な賃上げの水準と同程度であれば、それ以上に詳細な資料を求めることはせず、受注者が求める額を受け入れることとしている。

【情報サービス業】

- ・ 世の中で物価が上昇している以上、事業者は賃金を引き上げるべきであるから、受注者が労務費の転嫁を求めてくるのは妥当なものだと考えている。そのため、受注者が求める額につき公表されている消費者物価指数や厚生労働省の統計と同水準であると確認でき、現場責任者がペイできる水準と判断したら、受注者が求める額を受け入れることとしている。

【はん用機械器具製造業】

- ・ 「受注者が求める引上げ率≦最低賃金の上昇率」であれば、受注者が求める額を受け入れることとしている。

【食料品製造業、窯業・土石製品製造業、はん用機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、不動産賃貸業・管理業】

- ・ 業界紙に掲載されているトラックの運賃の指数、「標準的な運賃」、派遣社員の賃金の相場（自社が派遣会社に支払っている金額を含む。）、最低賃金、物流大手のベアの状況などを踏まえ、受注者の要請額の妥当性を判断している。

【金属製品製造業】

¹²⁾ <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1a.html>。なお、毎月勤労統計調査の結果には、産業別の月間現金給与額の平均値が掲載されている。

¹³⁾ <https://www.stat.go.jp/data/cpi/1.html>

(2) 詳細な理由の説明や根拠資料を求めずに受注者が求める額の妥当性を判断している事例

- ・ 「受注者の労務費の上昇総額×発注者への取引依存度（受注者の売上に占める当該発注者との取引シェア）」に相当する額の引上げを受け入れることとしている。

【化学工業、輸送用機械器具製造業】

- ・ 「受注者の労務費の上昇率×当該受注者の対売上高労務費率」に相当する額の引上げを受け入れることとしている。

【金属製品製造業、輸送用機械器具製造業】

- ・ 受注者から従業員の賃金を上げるために翌期の契約金額の引上げを求められたところ、当該受注者が求めた引上げ率が他の受注者から求められる引上げ率と同等であったことから、受注者が求める額を受け入れた。

【情報サービス業（同旨、金属製品製造業。）】

- ・ 受注者の立場として、労務費分としては最低賃金の上昇率を参考に発注者に対して取引価格の引上げを求めているところ、発注者の立場としては、「自社が受注者の立場として発注者に転嫁を求めようと考えている水準」と同水準の求めであれば、受注者が求める額を受け入れることとしている。

【道路貨物運送業】

留意すべき点

特別調査において、過去のエネルギーコストの転嫁に係る価格交渉において発注者から詳細な根拠資料の提出を求められたため、労務費の転嫁を求めた場合も同様の詳細な根拠資料を求められると考えて労務費の転嫁を求めることを断念した、受注者のコスト構造を明らかにする資料の提出を求められたが明らかにしたくないため労務費の転嫁の要請を断念したなどの声が寄せられた。

価格交渉を行うための条件として、労務費上昇の理由の説明や根拠資料につき、公表資料に基づくものが提出されているにもかかわらず、これに加えて詳細なものや受注者のコスト構造に関わる内部情報まで求めることは、そのような情報を用意することが困難な受注者や取引先に開示したくないと考えている受注者に対しては、実質的に受注者からの価格転嫁に係る協議の要請を拒んでいるものと評価され得るところ、これらが示されないことにより明示的に協議することなく取引価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は下請代金法上の買いたたきとして問題となるおそれがあることに、発注者は留意が必要である。

★発注者としての行動④

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場に在ることを常に意識して、そのことを受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させること。

価格転嫁はサプライチェーン全体で取り組まなければ実効性が確保されないところ、直接の取引先やその先の取引先を含めた、取引事業者全体での付加価値を向上させるため、適切な価格転嫁による適正な価格設定をサプライチェーン全体で定着させる必要がある。

そこで、発注者は、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場に在ることを常に意識して、受注者からの要請額の妥当性を判断することが求められる。例えば、価格転嫁の交渉の場において、直接の取引先である受注者の労務費だけでなく、サプライチェーンのその先の取引先の労務費も、受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させることが求められる。

労務費の適切な転嫁に向けた取組事例

- ・ サプライチェーン全体の付加価値向上を図るため、毎月実施している直接の取引先である受注者（一次取引先）との会合において、二次取引先以降の値上げも含めて転嫁を求めてくるように声かけをしている。ある一次取引先が4社の二次取引先を有しており、そのうち3社と取引価格を引上げることを合意し、その分の転嫁を求めてきたことから、残りの1社に対して取引価格の引上げの必要性を確認するように求めた。

【輸送用機械器具製造業】

留意すべき点

特別調査において、外注先から当該外注先における労務費の上昇を理由に価格転嫁を求められたことを受け、発注者に対して労務費の転嫁を求めている受注者がみられた。

受注者が直接の取引先から労務費の転嫁を求められ、当該取引先との取引価格を引き上げるために発注者に対して協議を求めたにもかかわらず、明示的に協議することなく取引価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は下請代金法上の買いたたきとして問題となるおそれがあることに、発注者は留意が必要である。

★発注者としての行動⑤

受注者から労務費の上昇を理由に取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつくこと。労務費の転嫁を求められたことを理由として、取引を停止するなど不利益な取扱いをしないこと。

価格転嫁を行う上では発注者と受注者とが協議を行うことが重要である。

しかし、労務費の上昇分は自社の生産性や効率性の向上を図ることで吸収すべき問題であるとの考え方が、発注者には特に根強くあると考えられるところ、取引上の立場が弱い受注者からは、労務費の転嫁の協議を求めると契約の打ち切りなど、不利益を受けるのではないかと心配から協議を持ちかけられないとの声が特別調査において寄せられた。

そもそも、労務費も原材料価格やエネルギーコストと同じく適切に価格に反映させるべきコストであり、発注者においては、受注者から、原材料価格やエネルギーコストとは明示的に分けて労務費の上昇を理由とした取引価格の引上げを求められた場合についても協議のテーブルにつくことが求められる。

なお、持続的な賃上げの実現の観点からは、受注者が過去に引き上げた賃金分の転嫁だけでなく、今後賃金を引き上げるために必要な分の転嫁についても同様に、協議のテーブルにつくことが求められる。

労務費の適切な転嫁に向けた取組事例

- ・ 受注者から従業員の賃金を引き上げるために翌期の契約金額の引上げを求められたところ、翌期の作業内容に変更はなかったものの、双方合意の金額にて取引価格を引き上げた。

【情報サービス業】

- ・ 受注者のコストのほとんどは労務費のため、受注者から取引価格を引き上げる理由としてどのような説明がなされても労務費の上昇が背景にあり、受注者が業務を滞りなく進めるためには同業他社に負けない賃上げを実施してもらう必要があると考えており、労務費の上昇だけでも協議に応じている。

【はん用機械器具製造業】

- ・ コストの種類に関係なく受注者と協議しており、労務費の上昇だけでも協議している。

【食料品製造業】

- ・ 受注者から「人材確保のために賃上げをしたい」という理由で労務費の転嫁を求められ交渉を実施した。交渉の妥結時に当該受注者における労務費の上昇が継続する場合は再度協議することを約束した。

【金属製品製造業】

- ・ 受注者から労務費の転嫁を求められた際、当該受注者がこれから賃上げするために取引価格を引き上げることを求めてきたのか、実際に賃上げしたことを踏まえて取引価格の引上げを求めてきたのかは問わずに価格転嫁の協議を行っている。

【輸送用機械器具製造業】

留意すべき点

特別調査において、燃料費の上昇分の価格転嫁は認められたが、それ以外の労務費などについては交渉のテーブルについてくれなかった、労務費の上昇は外部要因ではないと判断されて取引価格の引上げの理由として認めてもらえなかった、価格交渉をしようとしても面談できる人に価格交渉の権限がない、「俺に言われても」などと言われて協議のテーブルについてもらえなかったなどの声が寄せられた。

受注者から協議の要請を受けた際に、労務費の上昇分の価格転嫁に関するものであるという理由で協議のテーブルにつかないことにより、明示的に協議することなく取引価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は下請代金法上の買いたたきとして問題となるおそれがあることに、発注者は留意が必要である。

★発注者としての行動⑥

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案すること。

特別調査において、原材料価格やエネルギーコストと違い、労務費を理由とした取引価格の引上げについては、発注者が納得して受け入れられる具体的な理由や要請額の算定方法が分からないという受注者の声が寄せられた。

他方、発注者は、一般的に受注者と比べてより多くの取引先（受注者）を有すると考えられるところ、受注者から協議において様々な提案を受け、労務費を理由とした取引価格の引上げの具体的な理由や要請額の算定方法に関し、多くの情報を有しているものと考えられる。

そのため、発注者は、受注者からの申入れの巧拙にかかわらず、受注者と協議し、必要に応じて算定方法の例をアドバイスするなど受注者に寄り添った対応が求められる。

労務費の適切な転嫁に向けた取組事例

（１）受注者から相談を受けた場合に算定方法を提案している例

- ・ 受注者がどのような算定式で労務費の転嫁を求めてきても個別に妥当性を判断しているが、労務費の転嫁のやり方が分からないと受注者から相談を受けた場合は、算定式の例として、消費者物価指数、最低賃金の推移などから当該受注者の労務費の上昇総額を推計し、自社（発注者）への取引依存度（受注者の売上に占める当該発注者との取引シェア）分の転嫁を求めることを案内している。

【輸送用機械器具製造業】

- ・ 受注者からの取引価格の引上げの求めに対し、当該受注者と協議し、労務費分の取引単価の引上げ額については、「当該受注者の労務費の上昇率×当該受注者の売上高に占める労務費の割合」という係数を取引単価に掛ける算定式を提案した。

【金属製品製造業】

- ・ 労務費の転嫁のやり方が分からないと受注者から相談を受けた際、他の受注者による算定式として最低賃金の上昇率や物価上昇率を基に要請額を算定した例を紹介している。

【輸送用機械器具製造業】

（２）発注者から価格交渉を促進している例

- ・ 「どの程度をどのように要請したらよいか分からない」とする受注者に対し、当該受注者との価格交渉が進展することを期待し、価格交渉において、一定の引上げ率の案を提案した。その数値の提案は価格交渉の上限値を示す趣旨ではなく、その提案をすることにより、当該受注者から自社の状況を踏まえて「それでは足りない」などの回答を引き出し、当該受注者に必要な引上げ率を回答するよう促すなど、その数値の提案をきっかけとして適切な価格転嫁の交渉が進展することを期待して提示した。

【道路貨物運送業】

- ・ 燃料費の市況が高騰し、２０２４年問題の対応で労務費が上昇しているはずであるにもかかわらず、長年取引している零細規模の受注者が一向に取引価格の引上げを求めてこなかったため状況を問い合わせたところ、「どのようにして値上げをしたらいいのか分からない」とのことであったので、見積書の作成方法を指導した。

【生産用機械器具製造業】

留意すべき点

特別調査において、発注者が自ら用意した労務費の転嫁の交渉用のフォーマットによる価格転嫁の申出しを受け付けておらず、当該フォーマットで計算した結果、自社（受注者）が本来求めたかった額より低い額となったなどの声が寄せられた。

労務費の転嫁のやり方が分からない受注者に対して算定式の例を示すのは労務費の適切な転嫁に向けた取組事例といえるが、発注者が特定の算定式やフォーマットを示し、それ以外の算定式やフォーマットに基づく労務費の転嫁を受け入れないことにより、明示的に協議することなく一方的に通常の価格より著しく低い単価を定めることは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は下請代金法上の買いたたきとして問題となるおそれがあることに、発注者は留意が必要である。

2 受注者として採るべき行動／求められる行動

★受注者としての行動①

労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨むこと。

特別調査では、原材料価格やエネルギーコストと異なり、労務費は固定費であって、その上昇分は自社の生産性や効率性の向上を図ることで吸収すべき問題であるとの考え方が発注者のみならず受注者にもあり、発注者と交渉をしていくという問題意識を持ちづらいとの声が寄せられた。しかし、物価に負けない賃上げを行うためには、受注者としても積極的に価格転嫁の交渉をしていくことが求められる。

他方、労務費の上昇を理由とする価格転嫁の交渉については、受注者としてもどのように臨めばよいか戸惑うことも多いことが想定される。

国・地方公共団体や中小企業の支援機関などでは、価格転嫁に関する相談窓口を設置しているところがあるところ、これらの相談窓口を活用して積極的に情報を収集して交渉に臨むことが受注者には求められる。相談窓口の例は、以下のとおり。

相談内容	相談窓口の例	
	本府省等	地方事務所等
価格交渉・価格転嫁の相談（好事例の紹介、転嫁の考え方、参考情報の提供など）	国（地方経済産業局）、地方公共団体（産業振興センター等）	
	価格転嫁サポート窓口（全国47都道府県に設置しているよろず支援拠点に設置）	
	下請かけこみ寺	
	商工会議所・商工会	
本指針の記載内容に関する質問	公正取引委員会事務総局経済取引局取引部 企業取引課	
独占禁止法上の優越的地位の濫用の考え方についての相談 ¹⁴	公正取引委員会事務総局経済取引局取引部 企業取引課	取引課又は内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引課
下請代金法上の買いたたきの考え方についての相談 ¹⁵	公正取引委員会事務総局経済取引局取引部 企業取引課	下請課又は内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引課
	中小企業庁事業環境部 取引課	経済産業省の地方経済産業局又は内閣府沖縄総合事務局経済産業部

また、発注者に対して労務費の転嫁の交渉を申し込む際、一例として、別添の様式を活用することも考えられる。

¹⁴ 各窓口の電話番号は、<https://www.jftc.go.jp/soudan/soudan/yuetsutekichii.html> 参照。

¹⁵ 各窓口の電話番号は、<https://tekitorisupport.go.jp/inquiry/> 参照。

★受注者としての行動②

発注者との価格交渉において使用する労務費の上昇傾向を示す根拠資料としては、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いること。

受注者の自主的な判断で自社の労務費の状況を発注者に示すことを否定するものではないが、特別調査において、労務費を含めた自社のコスト構造を発注者に開示することにより、逆に発注者からコストを査定され原価低減を求められる可能性があることを懸念する声が寄せられた。そもそも、特別調査において、労務費上昇分の価格転嫁の交渉に際し、根拠資料を用いずに行い価格転嫁が認められた事例や、根拠資料として自社の労務費に関する情報を発注者に開示せずに行い価格転嫁が認められた事例は、多数みられた。

こうした現状を踏まえ、仮に発注者との関係で何らかの根拠資料を示す必要がある場合には、関係者がその決定プロセスに関与し、経済の実態が反映されていると考えられる以下のような公表資料（再掲）を用いるべきである。（発注者としての行動③参照）

（関係者がその決定プロセスに関与し、経済の実態が反映されていると考えられる公表資料の例）

- 都道府県別の最低賃金やその上昇率
- 春季労使交渉の妥結額やその上昇率
- ・ 国土交通省が公表している公共工事設計労務単価における関連職種の単価やその上昇率
- ・ 一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃（令和２年国土交通省告示第５７５号）

なお、特別調査で得られた、そのほかの労務費の上昇を示す根拠資料の例は以下のとおり（再掲）。

- ・ 厚生労働省が公表している毎月勤労統計調査に掲載されている賃金指数、給与額やその上昇率
- ・ 総務省が公表している消費者物価指数
- ・ ハローワーク（公共職業安定所）の求人票や求人情報誌に掲載されている同業他社の賃金

（参考）事業者団体が作成した資料を根拠資料として活用することについて

事業者団体がその活動の一環として、当該事業者団体の属する産業に関する諸情報を収集・提供することがあるところ、一般的に、事業者団体が、原材料の値上げ等による業界の窮状を訴える文書を作成し、取引先に対してそれを配布したり、当該団体のウェブサイト等に掲載したりすることは、直ちに独占禁止法上問題となるものではない¹⁶。

¹⁶ 参考となる相談事例として、「独占禁止法に関する相談事例集（令和４年度）」事例５（<https://www.jftc.go.jp/dk/soudanjirei/r5/r4nendomokuji/r4nendo05.html>）

また、事業者団体が、需要者、事業者等に対して過去の価格に関する情報を提供するため、事業者から価格に係る過去の事実に関する概括的な情報を任意に収集して、客観的に統計処理し、価格の高低の分布や動向を正しく示し、かつ、個々の事業者の価格を明示することなく、概括的に、需要者を含めて提供することは、事業者間に現在又は将来の価格についての共通の目安を与えるようなことのないものに限る、独占禁止法上問題とならない¹⁷。

特別調査において、事業者団体が作成した業界の窮状を訴える文書を労務費の転嫁の価格交渉で用いている事例がみられた。また、円滑な価格転嫁を促進する観点から、主な原材料等の価格推移を示すデータベースを作成している事業者団体がみられた。

★受注者としての行動③

労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて１年に１回や半年に１回などの定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング、業界の定期的な価格交渉の時期など受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング、発注者の業務の繁忙期など受注者の交渉力が比較的優位なタイミングなどの機会を活用して行うこと。

発注者には定期的に協議の場を設けることが求められる（発注者としての行動②）が、受注者からも労務費の転嫁の交渉を、定期的な協議の場を活用して積極的に行っていくべきである。発注者との契約上、取引価格を定期的に見直すこととなっていない場合であっても価格交渉を申し出やすいタイミングを捉えて、受注者から積極的に発注者に労務費の転嫁の交渉を行っていくべきである。

特別調査で得られた交渉のタイミングの例は以下のとおり。

- ・ 発注者の会計年度に合わせて（発注者が翌年度の予算を策定する前）
- ・ 定期の価格改定や契約更新に合わせて
- ・ 最低賃金の引上げ幅の方向性が判明した後
- ・ 国土交通省が公表している公共工事設計労務単価の改訂後
- ・ 年に１回の発注者との生産性向上の会議を利用
- ・ 季節商品の棚替え時の商品のプレゼンの機会を利用
- ・ 発注者の業務の繁忙期

¹⁷ 参考となる相談事例として、「独占禁止法に関する相談事例集（令和４年度）」事例７（<https://www.jftc.go.jp/dk/soudanjirei/r5/r4nendomokuji/r4nendo07.html>）

★受注者としての行動④

発注者から価格を提示されるのを待たずに受注者側からも希望する価格を発注者に提示すること。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

発注者から提示される価格は受注者にとって希望の価格となるとは限らない。多くの場合、発注者の方が取引上の立場が強く、受注者からはコストの中でも労務費は特に価格転嫁を言い出しにくい状況にあることを踏まえると、発注者から先に価格を提示されてしまえば、その価格以上の額を要請すること、また、交渉によりその要請額を実現することは非常に困難になると考えられる。

そのため、受注者は、発注者からの提示を待つことなく、関係者がその決定プロセスに関与し、経済の実態が反映されていると考えられる公表資料などを用いて自社が希望する価格を自ら発注者に提示するべきである。

特別調査で得られた発注者への要請額の設定方法の例は以下のとおり。

①	公表資料における指標¹⁸の変動とリンクさせて要請額を設定 多くの発注者と毎年4月に契約更新しているところ、自社が所在する都道府県の最低賃金の上昇率と同率の単価の引上げを自ら求めている。【ビルメンテナンス業】 公共工事設計労務単価における関連職種の単価の引上げ率の範囲内で単価の引上げを自ら求めた。【警備業】 発注者と取引のある製品を「30年価格改定がされていないもの」、「20年価格改定がされていないもの」等と分類し、それぞれの区分ごとの最低賃金の上昇率を参考に単価の引上げを自ら求めた。【非鉄金属製造業】
②	実際に増加したコスト又は発生が予想されるコストを積み上げて要請額を設定 月次決算で損益状況を管理しているところ、受注案件ごとに労務費、原材料価格、エネルギーコストの上昇分を積算して要請額を設定し、自ら求めている。【はん用機械器具製造業】 毎年夏頃、翌年1年間に発生する取引先ごとのコスト上昇を予想し、各コストの原価に占める割合を加味して単価の改定率を算出し、自ら求めている。【道路貨物運送業】
③	先に必要となる要請額を設定（その上でその根拠となる情報を集める） 発注者との取引で赤字を解消し、一定額の利益を出せると推測する単価を計算し、当該発注者への要請額を設定し、自ら求めた。その上で、その根拠の一つとして、自社が所在する都道府県の最低賃金の上昇率を当該発注者に示した。【飲料品卸売業】 赤字部門の赤字を解消するために必要な単価を計算し、当該発注者への要請額を設定し、自ら求めた。その上で、その根拠の一つとして、同一労働同一賃金に対応す

¹⁸ 公表資料における指標の例は、発注者としての行動③及び受注者としての行動②に記載のとおり。

	るために労務費が上昇したこと、自社が所在する都道府県の最低賃金が増加していること等を当該発注者に示した。【窯業・土石製品製造業】 他県における同種業務の受託料の相場を踏まえて発注者への要請額を設定し、自ら求めた。当該発注者には、社員教育に力を入れるために必要な値上げであることを説明の中心とした。【警備業】 物価上昇を受けて昇給率を例年以上とするために必要であり、担当するエンジニアの技量や仕事量¹⁹から発注者に説明可能な要請額を設定し、自ら求めた。【情報サービス業】
④	自社の発注先やその先の取引先における労務費を考慮して要請額を設定 外注先から求められた単価の引上げ額と同額を、発注者に対して単価の引上げとして自ら求めた。【運輸に附随するサービス業】 自社の労務費の上昇だけでなく、外注先の単価に関する要望を聞いた上で必要な要請額を設定し、自ら求めた。【情報サービス業（同旨、道路貨物運送業。）】

なお、発注者への要請額の設定に当たり、受注者における今後の賃上げの原資確保のために労務費転嫁を自ら求めていた事例や、インフレ手当を支給したことを評価した発注者が受注者からの要請額以上に単価を上げるなどした事例もみられた。持続的賃上げの実現の観点からは望ましい事例といえる。

（参考）中小企業等協同組合法等に基づく団体協約等を活用した労務費の転嫁に係る価格交渉について

価格交渉の内容について、事業者間の情報交換により合意が形成され、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合には不当な取引制限として独占禁止法違反となるので留意が必要である。

他方で、中小企業等協同組合法等に基づく団体協約等²⁰を利用すれば、独占禁止法の適用が除外されるため、大企業に対して団体で労務費の転嫁に係る価格交渉を行うことも可能である。独占禁止法が一定の組合の行為に対する適用除外規定を置いている趣旨は、単独では大企業に対抗できない中小事業者によって設立された相互扶助を目的とする組合の事業活動の独立性をある程度確保したまま、一つの事業者として購買事業、販売事業、利用事業、信用事業等の事業活動を行うことを許容するところにある。小規模事業者等にとっては、集団として、大企業である取引事業者に対して取引条件について対等な交渉力を持つことや、大企業である競争者に対等に競争していくことが必要となるという理由で、法律により適用除外が認められているものである。

¹⁹ 特別調査において、特定の費用が増加していることを根拠とすると、逆に他の費用項目でコスト削減を求められる可能性があると考え、担当するエンジニアの技術の向上といった定性的な内容を労務費上昇の根拠として価格交渉をしている受注者がみられた。

²⁰ https://www.chuokai.or.jp/images/2023/07/230720_dantaikyoyaku.pdf

3 発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

★発注者・受注者共通の行動①

定期的にコミュニケーションをとること。

多くの場合、発注者の方が取引上の立場が強く、受注者からはコストの中でも労務費は特に価格転嫁を言い出しにくい状況にあることを踏まえると、日頃から、些細な話でも気軽に相談できる関係を築けていなければ、受注者の置かれている環境の変化、例えば優秀な人材の流出の危機などに適時適切な対応が行えず、対応が後手に回るといった弊害が生じることも考えられる。

そこで、発注者としては、毎年3月と9月の価格交渉促進月間を利用したり、これまでにやってきた受注者との定期的な会合を利用して受注者のコストアップの状況を把握するなど、受注者との間で定期的にコミュニケーションをとるスキームを用意し、受注者が置かれている状況を日頃から把握するように努めることが求められる。

受注者としても、日頃から積極的に発注者とコミュニケーションをとり、価格転嫁のことを含めて何でも相談しやすい関係を構築することが求められる。

発注者の行動としての労務費の適切な転嫁に向けた取組事例

- ・ 受注者との対話の場として、車座での意見交換会、調達方針説明会、事業動向説明会、製品展示会等を実施。

【輸送用機械器具製造業（同旨、食料品製造業。）】

- ・ 全ての受注者を対象とし、3月と9月の年2回、価格転嫁等に関する要望を確認する場を設けている。

【道路貨物運送業】

- ・ 受注者との定期的な会合において、事業計画や調達計画を受注者と共有することに加え、受注者の困りごとを聞いたり、価格協議に積極的に応じる姿勢を紹介したりしているほか、個別の相談も受けている。

【窯業・土石製品製造業（同旨、総合工事業、はん用機械器具製造業、道路貨物運送業。）】

- ・ 受注者から営業に来るのを待たずに、自ら受注者を定期的に訪問し、受注者の状況を聞きに行くようにしている。

【はん用機械器具製造業、情報サービス業】

- ・ 協力会社の従業員と、自社の従業員を同じように接しており、日々の業務において積極的にコミュニケーションを図っている。

【道路貨物運送業】

受注者の行動としての労務費の適切な転嫁に向けた取組事例

- ・ 発注者の担当者とは常日頃からコミュニケーションをとり良好な関係を築いていたことから、発注者から取引価格の引上げの必要性について打診を受けたこともあった。

【道路貨物運送業】

- ・ 日々の業務を通じて発注者とは既に関係を築けていたことから、価格改定の依頼文書以外に自社の労務費が上昇していることを示す根拠資料は用意しなかったものの、全ての発注者から取引価格の引上げに理解を得られた。

【道路貨物運送業】

- ・ 発注者とは普段からコミュニケーションをとり、人間関係や信頼関係を構築するようにしている。結果的に今回の交渉では全ての発注者から満額回答をもらったが、コミュニケーションの積み重ねから信頼を得ることができた結果だと思う。交渉の妥結時に「来年また来てね」などと今後も労務費が上がることを見据えて声をかけてくれたところもあった。

【警備業】

★発注者・受注者共通の行動②

価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管すること。

価格交渉を行う都度、協議内容を記録し、発注者・受注者双方が確認して残すことは、双方の認識のズレを解消し、トラブルの未然防止に役立つ。また、特別調査において、記録を作成する具体的なメリットとして、発注者・受注者ともに人事異動が発生することから、記録を作成することにより、次回以降の交渉をスムーズに開始できるとの声が寄せられた。

記録を作成することは、労務費等の転嫁を円滑に進めるための手段であって、これを目的化してしまえば本末転倒であることから、記録を作成した上で発注者と受注者の双方で担当者の上司とも共有するなど、記録の効果的な活用方法を併せて検討することが求められる。

発注者の行動としての労務費の適切な転嫁に向けた取組事例

- ・ 受注者との交渉の都度議事録を作成し、受注者と共有している。受注者には、協議内容を担当者限りにするのではなく、その上司に報告するようにお願いしている。

【はん用機械器具製造業（同旨、飲食料品卸売業、不動産賃貸業・管理業。）】

第3 今後の対応

- 1 内閣官房は、各府省庁・産業界・労働界等の協力を得て、今後、労務費の上昇を理由とした価格転嫁が進んでいない業種²¹や労務費の上昇を理由とした価格転嫁の申出を諦めている傾向にある業種²²を中心に、本指針の周知活動を実施する。

²¹ 「データ編」の「4 労務費の転嫁率（転嫁の要請に対して引き上げられた金額の割合のこと）」のワースト10に含まれている業種、「5 労務費率が高い業種の受注者が価格転嫁できていない発注者の上位3業種」に含まれている業種等。

²² 労務費率が高い6業種のうち、「データ編」の「2 発注者に対するコストの上昇を理由とした取引価格の引上げ」において「要請していない」割合が高い4業種等。

2 公正取引委員会は、発注者が本指針に記載の１２の採るべき行動／求められる行動に沿わないような行為をすることにより、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処していく。また、受注者が匿名で労務費という理由で価格転嫁の協議のテーブルにつかない事業者等に関する情報を提供できるフォームを設置し、第三者に情報提供者が特定されない形で、公正取引委員会が行う各種調査において活用していく。

データ編²³

1 労務費率（コストに占める労務費の割合のこと。注1。）

n = 34531

業種名(注2)(注3)	労務費率	業種名(注2)	労務費率
ビルメンテナンス業及び警備業(注4)	62.7%	不動産賃貸業・管理業(注6)	36.0%
情報サービス業	57.9%	電気機械器具製造業	35.3%
技術サービス業	56.8%	生産用機械器具製造業	34.9%
映像・音声・文字情報制作業	46.3%	協同組合	34.7%
不動産取引業(注5)	41.9%	総合工事業	34.6%
道路貨物運送業	39.7%	金属製品製造業	34.6%
広告業	38.5%	はん用機械器具製造業	34.4%
電子部品・デバイス・電子回路製造業	38.0%	印刷・同関連業	34.3%
情報通信機械器具製造業	36.9%	放送業	34.0%
自動車整備業	36.9%	家具・装備品製造業	32.9%
業務用機械器具製造業	36.4%	輸送用機械器具製造業	32.5%

(注1) 労務費率が平均(32.4%)以上の業種を記載している。

(注2) 業種名は、原則として日本標準産業分類(平成25年10月改定 総務省)上の中分類による。

(注3) 本指針においては、黄色の網掛けをしている6業種を労務費率が高い業種としている。

(注4) ビルメンテナンス業も警備業も、日本標準産業分類(平成25年10月改定 総務省)上の中分類では「その他の事業サービス業」に含まれる。

(注5) 不動産取引業のうち、小分類の不動産代理業・仲介業を除外している。

(注6) 不動産賃貸業・管理業のうち、小分類の貸家業・貸間業及び駐車場業を除外している。

2 発注者に対するコストの上昇を理由とした取引価格の引上げ

n = 23100

業種名	要請した	要請していない	業種名	要請した	要請していない
ビルメンテナンス業及び警備業	70.9%	29.1%	不動産賃貸業・管理業	28.6%	71.4%
情報サービス業	43.7%	56.3%	電気機械器具製造業	85.0%	15.0%
技術サービス業	39.2%	60.8%	生産用機械器具製造業	82.9%	17.1%
映像・音声・文字情報制作業	38.8%	61.2%	協同組合	48.7%	51.3%
不動産取引業	24.8%	75.2%	総合工事業	56.5%	43.5%
道路貨物運送業	76.5%	23.5%	金属製品製造業	88.4%	11.6%
広告業	48.1%	51.9%	はん用機械器具製造業	86.2%	13.8%
電子部品・デバイス・電子回路製造業	80.8%	19.2%	印刷・同関連業	89.9%	10.1%
情報通信機械器具製造業	70.3%	29.7%	放送業	16.8%	83.2%
自動車整備業	58.9%	41.1%	家具・装備品製造業	85.4%	14.6%
業務用機械器具製造業	79.4%	20.6%	輸送用機械器具製造業	81.6%	18.4%

²³ データ編に掲載のデータは、特別調査の回答を集計したもの。

3 上記2で要請した受注者が発注者に示した理由

n = 13355

業種名	労務費 以外 のコストの 上昇	労務費 を含め たコスト の上昇	業種名	労務費 以外 のコストの 上昇	労務費 を含め たコスト の上昇
ビルメンテナンス業及び警備業	10.3%	89.7%	不動産賃貸業・管理業	50.0%	50.0%
情報サービス業	21.5%	78.5%	電気機械器具製造業	55.1%	44.9%
技術サービス業	29.3%	70.7%	生産用機械器具製造業	60.5%	39.5%
映像・音声・文字情報制作業	52.8%	47.2%	協同組合	62.6%	37.4%
不動産取引業	54.7%	45.3%	総合工事業	37.6%	62.4%
道路貨物運送業	27.9%	72.1%	金属製品製造業	58.9%	41.1%
広告業	63.5%	36.5%	はん用機械器具製造業	56.1%	43.9%
電子部品・デバイス・電子回路製造業	53.4%	46.6%	印刷・同関連業	74.1%	25.9%
情報通信機械器具製造業	57.3%	42.7%	放送業	46.9%	53.1%
自動車整備業	60.6%	39.4%	家具・装備品製造業	64.4%	35.6%
業務用機械器具製造業	61.7%	38.3%	輸送用機械器具製造業	56.6%	43.4%

4 労務費の転嫁率(転嫁の要請に対して引き上げられた金額の割合のこと)

n = 4707

ワースト10(注1)		ベスト10(注2)	
業種名	割合	業種名	割合
自動車整備業	41.5%	放送業	60.0%
輸送用機械器具製造業	40.9%	情報通信機械器具製造業	52.9%
映像・音声・文字情報制作業	36.5%	技術サービス業	47.3%
金属製品製造業	36.3%	業務用機械器具製造業	38.8%
印刷・同関連業	36.1%	情報サービス業	36.8%
道路貨物運送業	35.5%	不動産賃貸業・管理業	35.0%
家具・装備品製造業	31.0%	協同組合	33.6%
はん用機械器具製造業	29.7%	総合工事業	31.7%
業務用機械器具製造業	29.4%	生産用機械器具製造業	31.5%
生産用機械器具製造業	28.0%	広告業	31.2%

(注1) 労務費の転嫁率が10%未満の受注者が多い上位10業種のことで、「割合」欄には労務費の転嫁率が10%未満の受注者の割合を記載している。

(注2) 労務費の転嫁率が90%以上の受注者が多い上位10業種のことで、「割合」欄には労務費の転嫁率が90%以上の受注者の割合を記載している。

(注3) ワースト10にもベスト10にも含まれている業種は、労務費の転嫁率が10%未満と労務費の転嫁率が90%以上の受注者が多く、その間の転嫁率の受注者が少ないことを意味する。

5 労務費率が高い業種の受注者が価格転嫁できていない発注者の上位3業種 n = 4771

労務費率が高い業種名	価格転嫁できていない発注者の上位3業種の業種名		
ビルメンテナンス業及び警備業	その他のサービス業(ビルメンテナンス業、警備業等)	総合工事業	不動産賃貸業・管理業
情報サービス業	情報サービス業	インターネット付随サービス業	地方公務
技術サービス業	総合工事業	技術サービス業	地方公務
映像・音声・文字情報制作業	映像・音声・文字情報制作業	広告業	情報サービス業
不動産取引業	不動産賃貸業・管理業	不動産取引業	総合工事業
道路貨物運送業	道路貨物運送業	運輸に付帯するサービス業	倉庫業

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年11月29日内閣官房・公正取引委員会）別添

価格交渉の申込み様式（例）

御見積書

○年○月○日

（発注者） 御中

（受注者）

下記のとおり、御見積もり申し上げます。

見積日 年 月 日
有効期限 年 月 日

商品名（例：業務名、品番、件名）

合計金額 円

原材料価格、エネルギーコスト、労務費など、各コスト要素に分けて、それぞれ単価、小計等を作成

内訳

1 原材料価格（素材費、部品購入費等）

（例）

	単価	数量	金額	（備考）旧単価（円）／ 単価上昇率（％）
材料・品番				
・・・				
小計	円			

2 エネルギーコスト（電気代、ガス代、ガソリン代等）

（例）

	単価	総使用量	貴社向け売上比率	金額	（備考）単価 上昇率（％）
電気代					
・・・					
小計	円				

3 労務費（定期昇給、ベースアップ、法定福利費等）

（例1）

改定前の 労務費総 額	労務費の上昇額 ※改定前の支払い実績（定期昇給、ベース アップ、法定福利費等）に最低賃金・春季労 使交渉妥結額等の上昇率を乗じて算出	貴社向け売 上比率	金額
円	円	％	円

（例2）

現在の労務 費単価	人数	労務費の上昇率 ※最低賃金・春季労使交渉妥結額等の上昇率	金額
円／人・日	人・日	％	円
小計	円		

4 その他

（例）設備償却費、保管料、輸送費等

小計	円
----	---